欲し、哈市の滿鐵公所長古澤氏に就て質問せしに、氏の曰く、彼の城内は舊時諸國の古物類を出し、或は古鏡、或は古錢、其外古瓦、古陶器の類を發見せしかば、過去十餘年以前は邦人の偶ま彼地に到る者あれば村民は競ふて其採集品を賣却せしものなり、然るに其後一の碑石を發掘せしかば之をも買收せんと欲せしに、阿什河の警察署長は右を失ふことを拒みて、永く署内に保管する方法を取れりと云ひ、又最初當地の探査は同氏にて、其後白鳥氏の來訪あり、上京の名は益々高くなりしも、遺品は全く絕無と爲りて、今日は單に城壁を剩すのみと爲れりと、予は同月廿二日當市のグラウンド近傍なる「哈爾賓文化研究所」を一覽せし折、圖らず、白城發見のシャーマン教護身像十七個及び宋代の古錢、古鏡等の類を一見し、斯る神像の類を交ゆるを知れり、尋で翌廿三日公所員野口氏の東道にて阿什河驛に赴き、驛の警察分署長なる趙鍾毓氏の懇切なる案内を得て、一通り白城を視察せしに依り、以下其所見を記載して、次に文献上の二三を列擧す可し。

東支鐵道にて哈市を出發し、尋で阿什河驛に下車すれば夫より馬車にて驛の西

方なる阿什河の縣城に達す可し、其間約半里餘、低地泥濘にして行車危險を感ず、城内は案外廣くして市街は較や繁華なれども、道路の惡しき點は驚く許りにて、殊に南門外は一層酷だしく、宛も泥田の中を往くが如し、之を過ぎて約一里許り、白城の北門迹に達す、夫より城内に入りて、西方の民家を尋ねしに、古泉類數個を所持するものあり、因て之を購ひて後、又東方の農家に入りて古泉及びシャーマン教の神像等を求め、夫より西門外の民家に至りて晝食を濟し、次に西方の點將臺、東方の小塔子等の位置を聞き、再び塔内の金鑾殿迹と稱する箇所を一覽す、此邊は村民の談に當時の古宮殿迹にて往時は種々の舊物を出せりと云へり、近傍には礎石と覺しく中央に柱受けの凹みある花崗岩の類數個を存し、又建築物の迹と思はるゝ築山大の盛り土二個あるを見る、此周邊には瓦器陶器片の類多く堆積し、又右の殿迹には吊古者の殘せし一の詩版あり、之を讀むに曰く。

遊金故宮遺址臨眺有感

當年此地是朝堂。　金虜高居倣帝王。
半壁江山非正統。　萬家都市對斜陽。
紅纓覆帽歸何處　衰草寒煙付大荒。
自古有興應有廢。　今人觸目感□□。

其二

會寧都城建大荒。　山河岌々伴斜陽。
岳飛如把黃龍搗。　不待元征早已亡。

奉天居士陟青題。

右陟青の何人なるやは不明なりしも、同行の署長は此人東支鐵道の秘書役にて蒙選字は陟青と稱する由を語れり。尋で城内の地層狀態を視察するに、表面數尺の間は全部黑土層にて、其約一尺四五寸内外の間には無數に瓦礫片を包含するにより、少敷く大發掘を試みなば必ずや多數の遺品を見出すことならん、又城内は凡て畑地に變じて、其間に多少農家の散點するものあれども、北方の東西に偏して其數稍や多きが如し、又遺物の包含層は此北方より、中央金鑾殿址の周圍に多數存在し、其南西隅には分量極めて乏しきが如し、次に城形は北方に正方形のものありて、其

南方に長方形の附着物あり、其他中間に一小區劃を設けたる迹あれば、當時は王族、大臣等凡て其區劃によりて各々居住を異にせしものならんか、又城の大さは南北日本の十里、東西は同く五里周圍三十里と稱すれども、實際は南北一邦里、東西二十丁以上三十二三丁に過ぎず、城壁は、土築にして、高さは不同なれ共、約一丈、裾の横幅は約十間位にて、中には猶狹き處あり、又壁上には多く楡樹を植へたり、次に土手の外面には三十間位宛に一個の張出出しを作りて、其外に舊壕濠の名殘あり、又城内は南西の方面漸次に高地と爲りて、東西に一線、南北に二三線の低き土居を設く、門は舊東西南北の四門なりしも、後年内外の交通に便する爲め、更に數箇所に道路を通せしが如し、地形は大體西方高くして近く丘陵を望見し、又南方は幾分か高く新城の臺地に續き、東北は全く低地にして、此所に阿什河は其南より來り城東を經て更に北方の松花江に注げり。

又城内發見の遺物は一二種に止まらざれども、其數は宋代の古泉尤も多く、外に神像鏡鑑の類あり、又燒物には白磁天目、煉瓦、屋根瓦の類あり、其中にて白磁は厚薄の二種ありて、上作は純白乳色の如く、全く彼の水色を見ず、又下品は江官屯物に類

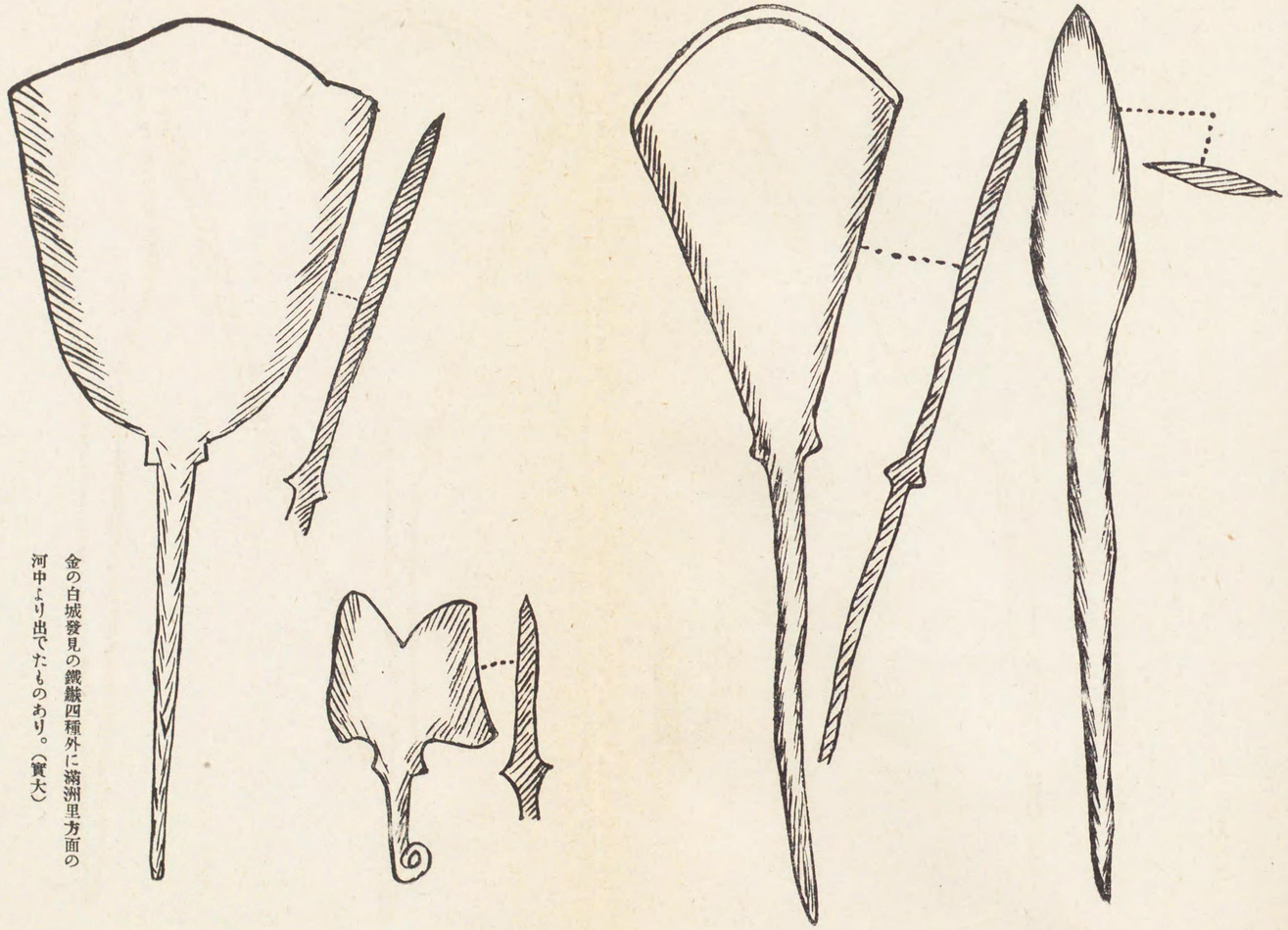

金の白城發見の鐵鏃四種外に滿洲里方面の河中より出でたものあり。（實大）

して釉に濁りあり、尚ほ精探せば他に數種の類を得らる可し。

又屋瓦には伏せ瓦の破片を認むるに依り、必ず瓦當の類を存す可き筈なれども、當時此もの又は唐草瓦の類は倶に見出すこと能はざりし。

尋で予は當城發見の古碑が城外の那邊より出しやに就き村民中の年長者に聞き質せしに知るものなく、又署長に右の碑石が城内の警察署に保存しあるや否やを尋ねしに右の類はなしと答ふ、併し古碑は他に存せりとて其建碑の所在地に案内し呉れたるも、凡て清初頃のものにて目的物に非ず、又幾回か警察署内の保管を開しも絶對になしと云へり、去れば此碑は恐らく他所へ持ち去りしものなる可し。

（後吉林地誌の文によりて哈爾賓警察署に保管することを知れり）

以上は白城の現狀なるが、之に就ては他の文献上に記載せし分あるにより、以下其類を列擧す可し。

盛京通志（卷三十一、城池の條六一枚裏）に曰く。

河勒楚喀。

城在吉林東北六百里、舊城（アリ）、週圍二里、南北二門。本朝雍正三年設（ニ）、副都統協領等駐（ク）

防、七年改建新城ニ週圍三里、高一丈三尺、池深八尺、廣一丈（此以後の記事は吉林通志に見へたり）

右は阿什河の新城を記せしものなり、而して次に。

阿勒楚喀境內、歷代舊有ㇾ城址。

翁鄂洛城。國語ニ翁鄂洛ハ河灣也、城南四里、內有ニ子城、週圍里許、尙餘ニ宮殿舊址ニ不ㇾ知ㇾ何代所築俗稱爲ニ古城ニ西爲ニ安楚拉庫路ニ我太祖高皇帝戊戌年、攻取ㇾ之。

右によれば通志編纂の頃は當城址が何時代のものなりしや不明なりしが如し、次に。

吉林通志（卷二十四、城池の條二七枚）に曰く。

阿勒楚喀境內古城。

翁鄂洛城。（亦名白城）以下盛京通志の文を擧ぐ）

拉林、阿勒楚喀之間則金上京城在焉、今尙有ニ古城及子城宮殿遺址一（滿洲源流考八）

上京會寧府據ニ金史及松模紀聞、北盟會編、奉使行程錄所載ニ考ㇾ之即今阿勒楚喀城ノ南四里、白城故址、白城西面、南面各十里、東北隅縮進五里、作ニ半凸字形ニ中復有ニ橫城

一道ニ橫城ノ南有ニ子城、方約二里、南面二土阜對峙、各高二丈餘、周二十餘丈、由ニ阜間ニ北行有ニ高阜七層ニ各高四五丈、長均二十餘丈、即宮殿基也、兩傍均有ニ高阜ニ南北直向、即圍廊基也、外又各有ニ橫亘高阜數層ニ皆在ニ子城內ニ又金史、獻祖徙ニ居海古勒水ニ始有ニ棟宇之制ニ遂定ニ居阿勒楚喀之側ニ今城ノ東北二十餘里有ニ海古水ニ即海古勒也、俗呼ニ大海溝ニ小海溝ニ合流入ニ阿勒楚喀河ニ地理志、上京路即海古勒之地、即此可ㇾ知矣。（東三省圖說）

太祖（淸）甲申年、秋九月、攻ニ克棟鄂部ノ翁鄂洛城ニ。（開國方略一）

此文によれば古く滿洲源流考は阿勒楚喀が金の上京なる由を略說し、後年東三省圖說の著者即ち曹廷杰は金史と現在の地名とに基きて愈よ上京說を斷定せしに似たり、但し圖說に見へたる子城內の二土阜と云へるは、予が金鑾殿迹と聞しものゝ如くなれども、其高さは迚も二丈餘はなく、又其北方に高阜七層各々高さ四五丈、長さ均く二十餘丈とあるものは現今全く存在せず、是等は畑地中の他に比して隆然堆を爲せる部分が恐らく高阜七層の崩潰せしものなる可し、此邊には瓦器片尤も多く、遺物發見に就ては有望の箇所なり、併し茲に注意す可きは淸の太祖が攻めて當城に克つとあれば明末迄は新縣城興らずして、統治者は當古城內に住居し、

其建物類が存在せし有樣なれば、發見品の如きも或は新古混淆の例を示す可く、隨て土阜其他も凡てを金代と認むること能はざるやに似たり。

次に吉林地誌（附。雞林舊聞錄）に曰く。

金ノ上京。　阿城縣ノ南四里金上京會寧府之故都也、歷年發レ土得二北宋ノ崇寧錢、及古鏡者無數、昨年（即ち民國元年）又得二六角石塔一、截レ上刻云、上京會寧府、寶勝寺、僧人□□牌銘誌字跡已多糢糊、可レ辨識一、得二三十九字一、僧保和縣ノ人、俗姓于氏、天慶□年生人、十一歲父母許放出家、□到二本府ノ興圓寺一、至二皇統元年一、試經受レ戒。昨年又得二一殘碑一、祇留二百數十字一、因レ上下斷截一、不レ能レ成レ文、中有二駢句一云、西眺二辟雝一、儒生盛二於東觀一、蓋金之太學之碑也、史載、太定五年、令明安穆昆子弟、各々就二上京ノ大學一、後又製二女眞字一、專立二女眞大學一、金源當二世宗年間一、文敎漸興、且曾臨幸上京一、一切創備、今於二夕陽禾黍中一、讀二此殘碑一、猶可レ想二見當年規模之闊大一也。

按、前年夏、聞、日人在レ此掘得一巨碑一、字形完好、旋爲二當道一開知、未レ許二携以歸一、國今尙存二哈爾濱觀察使署一、余意、此故都旁近、埋二藏地下之金石一、必猶不レ少、以二自來未一有レ搜剔者也。

吉林地誌の文中其前段に記する所は明治四十三年、白鳥博士の發見せし碑文に就て云ひ、後段の分は完く他の新發見を指す譯なるが、顧ふに斯る例よりすれば、猶將來遺品の出ることは殆んど疑ふ可からず、又寶勝寺の僧碑に就ては邦人の記述遙に詳密にして、且つ舊來諸學者の說を窺ふ助けともなれば序でながら左に掲げて參照に便す可し。

滿洲歷史地理（第二卷第二篇許亢宗の行程錄に見ゆる遼金時代の滿洲と題する松井等氏の文中に曰く。

（此說は非常に長篇なるを以て茲には單に其要點のみを抄出す）、

金の上京會寧府に就ては古來の文獻上數說あり、其第一は元の一統志に舊渤海の上京を會寧府と稱すと云ひ、又元史地理志に元の開元路は金の發祥地にして、太祖烏古打は其勃海の上京を後に會寧府と名くと記せり、然るに、明清の一統志は開元の名に迷はされて之を後世の開原縣地方と推定し、俱に其地を金の上京會寧府と斷ぜり、之れ舊說中の第一なり、次に寧古塔紀略には今の寧古塔の西南約八十支里沙嶺（又沙林、沙蘭とも云ふ）の地に古城址ありて、土人は之を東京城と

呼ぶ、宮殿の遺址現存して規模甚だ大なり、之れ金の上京會寧府の地なりと、此說に從ふものは扈從東巡日錄、盛京通志（四十八卷本）大清一統志以下の書なり、然れども右は渤海の上京龍泉府の遺址にして金の上京にはあらず。

第三は柳邊紀略の說にて、同書には金の上京を寧古塔の西、混同江の東、色出窩稽、（即ち張廣才嶺）に在る可しと斷せり、斯は金史及び松漠紀聞等の里數より算出せしなれども、元來紀略の起點は古書と異るが爲めに其說は取る可からず、而して滿洲源流考は更に其誤りを重ねし迹あり。

右諸書の外、盛京通志、大清一統志等に現在の白城を記せし例あり、唯だ時代居住者等に就ては何等の記載なし、而して遼東志（卷の九、海西東水路城站の條）に松花江下流の明代驛站を記せし文に、尙京城の名ありて、其尙ほ上に通ずる文字なれば上京と解す可く、又其註に「金人故居」と記せるは前條の白城に相違なく、其後吉林外記（卷二）及び東三省輿地圖說、吉林通志（卷十一）の類は皆な右を指して金の上京と爲せり、尋で明治四十三年、白鳥博士は滿洲旅行の際、白城の西方に當りて、村民の寺址と稱する地を調査して、一の古石碑を發見せり、其形狀は六角にして高さ五尺餘、各面に文字を彫刻し、題して「上京寶勝寺、前管內都僧錄寶嚴大師□塔銘誌」と記せり、文中の大意は、遼僧寶嚴大師が金の上京に來りて、弘法に從事し、大に崇敬せられたる事蹟を述べたるものなり、而して末尾に「大金大定二十八年」の年號を刻するにより、此地が金の上京會寧府たりしことは斷々乎として確定し得可きなり、猶序でなれば其碑文を左に揭載す可し、

上京寶勝寺、前管內都僧錄寶嚴大師　塔銘誌。

師本臨潢府、保和縣人也、俗姓于氏、天慶季生幼小異於童蒙、至十一歲、父母許放、出家尋禮到本府興圓寺講律、沙門覺宗爲師訓名俗超、其智慧疎利、擧止不俗、乃異於人也、至皇統元季、試經受具大戒、常誦法華經、晝夕無替、孜々香火未嘗有懈、後歷方所親高德者、聽習大華嚴經、妙解深極於宗趣矣、至天德三季、得□□□、伏蒙東宮、大后旨、請住興王寺、開演大華嚴經、講聚徒二百餘人、皆精銳持學者慕之、至貞元二季、寶勝寺臨壇宣戒大德智彥等、堅請住本寺攝持、至正隆元季四月、□本京仕庶□貴人等□請復開大華嚴經、季徒滿三百、其□□名已鐫京華、自後諸師擧薦附於□學□□至正隆三季、□□諸師保□本京壇受□□、大德至定三季、勅賜紫衣、詮

圓大德ニ、至定四季、榮ニ遷本京都僧錄、判官受僧妙大德ニ、至ニ大定七季ニ、改ニ受都僧錄、寶嚴大師ニ、其於救度利生□□□之會□限數而□□□至ニ大定十五年六月二十五日午時ニ、願緣而逝、俗壽六十二、僧夏三十五、擇ル日茶毗訖ル。師之福慧如ニ山之高ク、水之深キガ如ニ師之所ル緣ル如ニ龍之雲、虎之風ノ、□□然也。善ニ乎歌ル者ヲ、使ニ人繼ガ其風ヲ、其諸門人皆□翠羽毛棠棣之輩而已、其諸弟子、孝悌之深キヲ、擇ル日葬ル之ヲ、命ニ工匠ニ建ツ塔ヲ、既畢テ堅ク牢ク告ル住ヲ、銘勒而書レ之ヲ、乃爲ニ銘ヲ曰ク。

示ス生ハ非ズ生ニ、示ス滅ハ非ズ滅ニ。雲散メ長空ニ、一輪ノ孤月。名實無ク當ル。身世何ゾ常アラン。聚散會別。夢覺ユル電光ヲ。西樓秀山シ、金源ノ榮昌。道德馨香。累遷リニル名職ニ。坦然トシテ无シ住スル。性海湛寂シ、敎風楡楊ス。靈骨石槨。悲戀感恪。造塔畢ル工ヲ。雲霞長慕フ。永庇フ子孫ヲ。

門人沙門　志敏等謹デ建ツ。
法孫沙門　惠英
門人沙門
門人沙門
門人臨壇宣密大德講經沙門□□
供奉班祇候清河　鎬書
光林寺西堂耆人　潘明□
刻石匠弘農　士刁

維大金大定二十八年歲次戊申月丙午日壬辰昔

右の文によれば「造塔畢ル工、靈骨石槨」とあれば當時寶嚴大師の塔石（？）及び石槨の類を存せしことを知る可し。

尙ほ白城の地は露人側にて調査せしものありと見へて其事新聞に出でたることあり、又地理書にも散見せしが、古書の考證としては前揭歷史地理の記事を以て第一とす可し。

白城發見の古泉類

金の白城より發見する古錢は何程ありや、其詳細は今日判然せず、と雖ども其北宋錢の多きことは確かにて、他には其以前の分をも多少交ゆるに似たり、予が視察の際、偶ま農民の發見せし品を買取りし中に左の數種あり。

(1)五銖

(2)開元通通。唐の玄宗の開元年間以來屢ば鑄造せしものにて其種類頗る多し。

(3)淳化元寶。宋の太宗の淳化年間に鑄る所。

(4)至道元寶。同上至道年間に鑄造す。

(5)咸平元寶。同眞宗の咸平年間鑄造。

(6)景德元寶。同　上、景德年間の鑄造。

(7)祥符通寶。同　上、大中祥符年間の鑄造。

(8)天禧通寶。同　上、天禧年間の鑄造。

(9)景祐元寶。同仁宗の景祐年間鑄造。

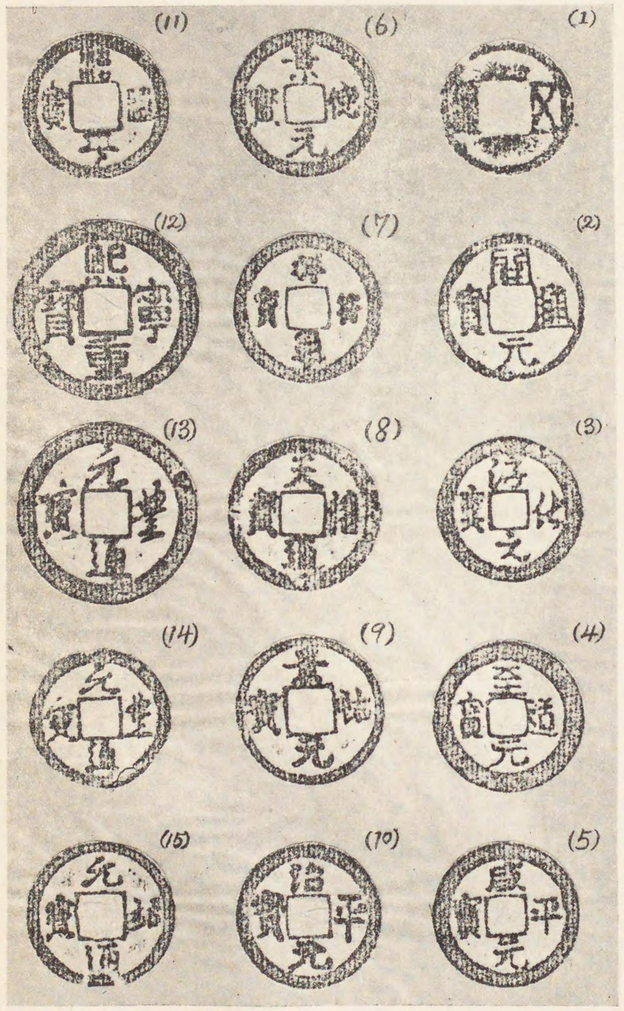

以上は金の白城發見の古泉

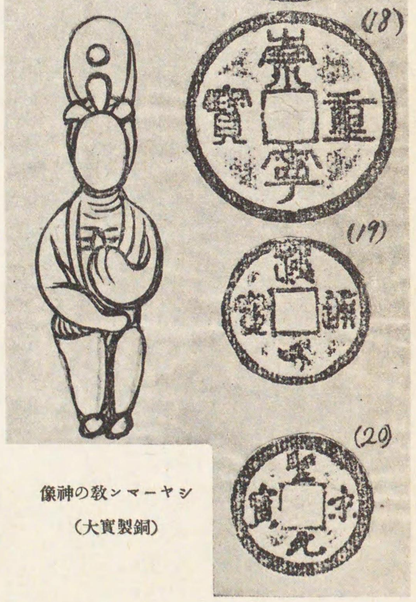

シヤーマン教の神像
（銅製實大）

(10)皇宋通寶。同仁宗の寶元二年に鑄造す。
(11)治平元寶。同英宗の治平年間鑄造。
(12)治平通寶。同　上。
(13)熙寧重寶。(折二泉)同,神宗の熙寧年間鑄造す。
(14)元豐通寶。(折二泉)同　上。
(15)元豐通寶。同　上。
(16)元祐通寶。同哲宗の元祐年間鑄造。
(17)元符通寶。同　上元符年間鑄造。
(18)聖宋元寶。同徽宗の建中靖國年間鑄造す。
(19)崇寧通寶。(折二泉)同上崇寧年間鑄造。
(20)崇寧重寶。(折二泉)同　上。
(21)政和通寶。同　上。

外に車輪形の裝飾品あり,文字は「日月至□」とあり,是等は朝鮮の新嫁が柱飾りに用ゆるものと相似たり,又他にシャーマン教の護神銅像あり,此外種々の古物

を出するに似たれ共、珍品は頗る高價にして買上げは馬鹿々々しき感を生ず。

尙古くは古鏡類を發見せる由にて、已に故人石川千尋氏を始め他にも其品を所持せし人あり、古鏡の形式、紋樣等は凡て高麗古墳の發見品と同一にて其作と質とは倶に惡し。

（四一）金の得勝陀碑

滿洲の地名には得勝臺（鐵嶺の南方二驛目）得勝屯（撫順線四方臺の南方）等の箇所あり、是等は吉林方面の得勝陀と倶に金代以來戰勝を紀念せし土地ならんが、就中得勝陀は金初の碑ありて歷史上高名なるのみならず、其碑背には當時の女眞文字ありて、其字體を知るに便なれば、未だ予の實檢を經ず、又其地は沿線より遠しと雖も、將來斯種の發見に際して對照上欠く可からざるが故に、爰には吉林外記（卷の九、古蹟の條）に載する分を引用して參考に供す可し。

大金得勝陀。

即額特赫噶珊、金太祖誓師之地國語額特赫勝也、噶珊鄕村也。

得勝陀頌。

奉政大夫充翰林修撰同知、制誥兼太常博士曉騎尉、賜緋魚袋臣趙可奉勅撰。

儒林郎咸平府、清安縣令武騎尉、賜緋魚袋、臣孫侯奉勅書丹。

承直郎應奉翰林文字同知、制誥兼充、國史院編修官、雲騎尉賜緋魚袋臣党懷英奉勅篆額。

得勝陀。

太祖武元皇帝誓師之地也、臣謹按實錄及容德神碑云。

太祖率軍渡混流水、命諸路軍畢會。

太祖先據高阜國相撒改、與衆仰望。

聖質如喬松之高、所乘白馬亦如岡阜之大。

太祖顧撒改等人馬高大亦悉異常。

太祖曰、此殆天地協應吾軍勝敵之驗也、諸君觀此正當戮力同心、君大事克成、復會於

此ニ當テ酬而名ニ之ノ後チ以テ是名ヲ賜フト其地ニ云フ、時又以テ禳禬之法ヲ行フ於軍中ノ諸軍介メ召テ序立ス戰士光浮萬里之程、勝テ敵スルヲ刻ス日ヲ、其兆復見焉、大定甲辰ノ歲。

鑾輅東巡。

駐ムルヲ蹕ヲ上都ニ思ヒ

武元締構之難盡ス。

孝孫光昭之道始也。命新ニ

神御ヲ以テ嚴ニシテ穆々之容ヲ既ニシテ又俾メ刊セ貞石ヲ以テ贊ス暉々之業ヲ而孝思不ル忘ル念フヲ張閎休ヲ而揚ケ緯蹟者蓋有ル加而無キ已ムヿ也、明年夏四月、詔以得勝陀ノ事ヲ訪フ於相府ニ謂ク宜シク如何相府訂ス於禮官ニ以爲ラク昔唐玄宗、幸シ太原ニ嘗テ有リ起義堂ノ頌ヲ、過テ上黨ニ有リ奮宮述聖之頌ヲ、今若倣シテ此ノ刻ヲ頌ヲ建テ宇ヲ以テ彰ハス聖迹ヲ於義爲ス允ト相府ニ以テ聞ス制ヲ曰ク可ナリト、臣可ト方ニ以テ文字ヲ待ツヲ罪ヲ禁林ニ然レバ則チ頌成リ功美シ、形容スルハ臣之職也、敢テ再拜稽首而獻メ文曰ク。

遼季失ヒ道ヲ、腥聞ス於天ニ、殛チ眷ミ東顧ス、

皇矣ルカナ我ガ祖ヲ、受ク天之祐ヲ、恭ク行フ天罰ヲ、

有リ卷者阿ナリ、望ム之ヲ陂陀ヲ、爰ニ整テ其旅ヲ、

諸道之兵、亦集ル其ノ下ニ、大ニ巡リ六師ヲ、

明々之令、如ク震ノ如シ雷ノ、桓々之士、如ク熊ノ如シ羆ノ、

先キ是太祖、首メ登リ高阜ニ、靈祝自リ天、事駭觀覩、

今仰ク聖質ヲ、凜ノ如シ喬松ノ、岡阜穹宗、

帝視ル左右ニ、人馬亦異レリ、勝敵之兆ナリ、

往無シ不ル利ナラ、諸君勉ヨ之ヲ、當名ス此地ニ、

神道設ク教ヲ、易經著ス辭ヲ、自リ古有リ之ヲ、

我軍如ク雲ノ、戈甲相屬ス、光浮ル萬丈ヲ、

厥額惟レ欽ム、天有リ顯道ニ、必ズ有リ禎祥ニ、

周武戎衣ヲ、火流レ王屋ニ、素靈夜失フ、

漢高奮ヒ劍ヲ、國家將ニ興ス、遂ニ誕ス尙明ヲ、

出ス彼ノ宗元ニ、孰レカ云非ト眞ニ、實ニ生ズ武元ヲ。

布ク昭ス聖武ヲ、各稱フ爾ノ戈ニ、

告ル以ニス禍福ヲ、如ク熊ノ如シ羆ノ、

事駭觀覩、

岡阜穹宗、

勝敵之兆ナリ、

當名ス此地ニ、

自リ古有リ之ヲ、

光浮ル萬丈ヲ、

必ズ有リ禎祥ニ、

素靈夜失フ、

遂ニ誕ス尙明ヲ、

得勝之祥、如日杲々、至今遺老、嘖佛神之道、
聖金天子、武元神孫、化彼朔南、德侔羲軒、
眷言舊邦、六飛戾止、六飛戾止、江上良是、
念我列祖、開創之堇、風櫛雨沐、用集大勳、
聖容既新、聖功既寓、永克厥志、以爲未也、
惟此得勝。我祖所名。詔以其事。載諸頌聲。
文王有聲。遹駿有聲。潤色其
惟時 帝王之符。千載治孝。
配姬與劉。詔於萬世。

大定二十五年七月二十八日立。

背面。

奎羊美羊
天永益甲乞岗奎事
天禾岗益芰弟件奚反

天示乏举反乞庄羔米木吞老床天
木鬼甲乞芰貢禹更赤奎氢
束來先
呆戈旻乱丽奎束岸举米
夾束爻△米芰抹木季米宗斗芳乏
益△△米床床疥库父父答父圭弓里
米宗支虫風兵風戈凧羔△史示
天太单拖眷更追虫仕笛丈
季木厅失忿宇定乘厅卑芰岗舌尊
金太祖攻黃龍府次混同江無舟以渡金主使騎前導乘赭白馬徑涉曰視吾鞭所指而行諸軍隨之以濟遂克黃龍府後使人視其渡處深不可測故老相傳渡處即今五家子站門前松花江未足憑信五年春將軍富俊奏准伯都訥閑荒招佃認墾取租勘丈至五家子站北荒見此得勝陀碑頌今鈔錄入記始知故老遺傳有所本矣。

第三章　安奉線の諸舊蹟

（一）安奉線の名山勝水

滿洲の地には山水の勝なきにあらざるも往返の便なくして、深山幽谷の間に僻在する者は之を無しと稱するも不可なからん、或人の曰く、南に千山有り、西に醫巫閭有り、何ぞ勝なしと曰んやと、然り千山の奇峰は可ならざるに非ず、而も水なし、醫巫閭山は予未だ之を見ずと雖も、行くに便ならず、且つ馬賊の恐れ有りと聞けり、蓋し其水なきものは、花に香なく、巖に苦なきが如し、又强賊、野盜の叢窟は天下の奇勝と雖も凡山水に如かず、既に二者此恨みあれば、之を無しと曰ふも誣言にあらず、然らば斯の浩漠無限の地域に又一の勝區なき乎、曰く之れ有り、即ち安奉線の山間は以て爰の缺を補ふて餘りあらん、故に少しく其要を述ぶべし。

奉天の南東、陳相屯以南の地は山嶽重疊して、連峰波濤に似たり、而して汽車僅に其間に通ずるを以て、廣邑大都の設けなく、從つて平旦地方の如き繁華の巷を見ず、又舊蹟の人目を驚す可き高塔の類を得ず、去れども之に代る可き天下の奇勝に富む點は又以て右を償ふに足らんか、今此線路の山形を按ずるに、秋木莊の地は其最高所と覺しく、溪水之より南北に分岐して、一は鴨綠江に入り、他は流れて太子河に落つ、斯の水の注ぐ所、流れの盡きざる所は、一に高山峻峰と相俟て景致の妙を示す、然れども山は唯だ高きを以て秀麗と爲す可からず、水は只だ廣きを以て雅致ありと斷ず可からず、故に此山間の勝區も其世上に跨る可き地點は自づから限界あり、今予の所見を以てするに、其南端に於ては即ち鳳凰の名山あり、其北方に於ては釣魚臺の淸潭有り、此二者は恐らく全線中無比の好山水ならん、而して右の景勝を探るは又時期あり、概して之を曰へば春花秋月の候は其時日を撰ばずと雖も、釣魚臺の如きは雨中、殊に夏雨の景を以て最佳と爲す、予は幾回か此間を往來せしが、其細雨霏々として降り、白雲山頭を去來して、河畔烟るが如き際は宛然宋元墨畫の妙手を觀るが如く、又夏日白雨の沛然として到り、河水漲り、巖角躍るが如き壯觀を示す場合は、彼の蛇足、蕭白等の破墨畫を其眼前に髣髴するが如く、景致の美、風韻の妙は殆んど言外に在り、又此釣魚臺邊の景勝に如かずとするも、彼の連山關の前後は汽車隧道を出でゝ、復た隧道に入り、山岳溪水目前に迫りて應接に遑あらず、其光景は

我が裏箱嶺の嶮を行くが如く、下馬塘以北に至りては山谷、巖貌次第に野趣を脫して仙骨の秀を帶び來り、山又水、水又山、其清楚、奇怪の狀は眞に愛す可く、又賞す可し、南攻を過ぎて橋頭に達する邊は、釣魚臺以外にも、岩石聳へ河水迂曲し、水に淙々の聲ありて樹梢に天籟の音を聽く、其幽勝佳絶の景、世上多く得難きの觀あり、然れども之れ亦雨景を以て絶好と爲す、之に反して鳳凰山の景勝は、彼の秋氣紅葉の際を以て第一と爲し、春風駘蕩の候を以て第二と爲すに似たり、而して雨景は山高く、且つ大なるが爲めに、雲烟山嶽を閉して、彼の奇峰、雄大の壯觀を窺ふこと能はず、故に雨景は當山遊賞の趣を減ず、去れども秋氣山野に遍滿して、天高く空晴るゝの日は全山の紅葉松柏と掩映し、紅黃枝を交へ、落葉蝴蝶に類し、峰秀で水清くして氣象萬千の狀ありと謂へり、顧ふに其言眞ならん、已に鳳凰山は秋に適し、釣魚臺は夏雨に適し、而して冬期の雪景は全線皆な佳ならざるはなしと雖も、殊に五龍背の溫泉に浴して前面五龍山の積雪を賞するが如きは、又一段の興趣あらんか、斯く山水の美に饒かなる此沿線も行人の來り觀る者稀少なるは甚だ遺憾の至りと曰ふ可し、而も之を紹介し、之を便するは一に當地在住者の任務なる可く、又鐵道當事者の手腕ならん、予は唯だ其實況を記して、行客に報ず、若し來り遊ぶ者あらば自づから其眞相を得可し。

（二）白塔舖

白塔舖は舊奉天府十二堡中の一にして、彼の遼濱塔堡と與に古來白塔の存するを以て其名あり、此塔恨むらくは日露の會戰に際して破壞せしも、一の紀念す可き土地柄なるに依り茲に其大略を記載す可し。

盛京通志（卷二九、城池の條二十一枚裏）に曰く。

白塔舖、城ノ奉天南二十里、週圍二里。

○奉天將軍駐防分汛地。

稽實錄、天命六年三月、明ノ總兵李秉誠、朱萬良、姜弼、領騎兵三萬來援瀋陽、營於白塔舖、遣兵一千爲前探、我國雅遜、亦率精銳往偵明兵、前進雅遜遂走、明兵施放鳥鎗遙追、太祖聞之大怒、欲親統兵前往、四貝勒趨前勸止、而自請行、遂領軍疾馳迎戰、明兵潰奔、掩擊至白塔舖、又見三總兵統衆布陣、四貝勒不待後軍至、即率百騎進擊、李秉

誠、朱萬良、姜弼皆敗遁、正追擊ノ時、大貝勒代善、臺吉岳託、亦至、同追四十里、斬首三千餘級。

此戰記は例に依りて淸軍の優勝を陳ぶるに過ぎざれども、其戰鬪の斯の地に開かれたるは事實ならん、而して當堡の記事は遼東志に見へざれば淸軍西下の當時迄は別に築造せざりしものか唯だ其古塔は既に世人に知られたりと見へて次の如くに記せり。

白塔、彌陀寺。城（瀋陽）南二十里。

右の彌陀寺に就ては古石碑の採る可きものなしと雖も、幸ひ瀋陽縣志（卷十、古蹟の條一五枚裏）に其由來を擧ぐ、卽ち左の如し。

白塔。在縣南二十里、白塔舖ノ明、永樂四年、僧德本監修、淸、天命六年三月、太宗破ル明ノ三總兵之軍於此ニ（附言。實錄に見へたる四貝勒の方正しかる可し）其塔初メ不知何代ニ建ツ玲瓏高聳如以白石琢成者、建築之工、爲邑中古浮圖冠（咸豐十年八月初七日、鄕劉作肅、太守任廣西太平府ニ時、値悍賊吳凌雲犯順城破一門殉レ難、其日村中大風霾吹（雨）土也）白塔項墮有聲如震霆、鄕人驚集趨視見其銘字始知明代遺構未幾邸報太守於是靖節、洛鐘之應、人以爲太守閫門正義所感理或然歟、洎光緒甲辰、日俄之戰塔爲破火所燬、村落旋亦彫敝、劉太守字敬亭、詳見人物中。

白塔舖の彌陀寺に存在せし浮屠が明の永樂四年に監修せしものなりと云へば、右は當時の創建に出づるものか、而して「玲瓏高聳如以白石琢成者、建築之工、爲邑中古浮圖冠」とあれば如何に壯麗美觀なりしかは略ぼ想像するに足れり、蓋し明代の古塔は、今日他地方に存在する例あれども、如此は滿洲になし、又此塔は咸豐八年八月、大風の爲めに上部を破壞せられしが、殘存の分を村民に聞くに、

原有塔高十三層、活門二十八、死門二十四、唐二祖皇帝建造也、云々。（活門は開き、死門は閉ぢたる者ならん）と記せし者あり、而して一層は約一丈宛ありしと云ひ、又其初層は概して高きものなれば總高十四五丈はありしならんと說けり、此塔は露軍の爲めに砲擊せられて其迹を絕ち、今は僅に煉瓦製の一小祠を安置し、橫に「白塔背後に「玲瓏寶塔」と浮彫りにて示し、又正面には「有需必應」と記載せり、但し戰爭の頃已に寺院なく、單に塔のみにて全形は遼陽の白塔に類して而も表面に佛像なしと云へば、恐らく八角、無佛の作なりしならんか、當村は概して富裕なりと見へて、家屋の構

造人民の服裝等凡て賤しからず、土地は一の臺地なるも餘り平坦の爲め、高低判然せず、今日は邑中古蹟の徵す可きものなく、唯だ村の南端に觀音堂ありて、額に光緒二十三年季春月の分を掲げ、前に三基の碑文を留むるに過ぎず、此碑文を讀むに、道光二十一年四月十六日の分を最古となし、其中に當村の北方に河あり、即ち白塔舖河と曰ふ、毎年漲溢して被害多く、行人之になやむが爲め、本村公議の上、地を買て堤を築き、以て水害を防ぐ由を記するに過ぎず、去れ共往時堵としては無比の美作あり、又戰闘としては明清日露の激戰に關係あるが爲め其大略を記せし次第なり。

（三）石佛寺

石佛寺は撫順線の孤家子驛を距ること東々南約五支里の地點に在り、予は奉天近傍に石造の大なる佛像なきを以て、當寺に其物あらんかと思いて探査せしなり、此邊は地名を施家塞と云ひ、石佛寺は村名にあらずとのことなり、而して村落の近くに河あり、河畔柳樹多くして風趣愛す可し、施家塞の村落を過ぎて、寺院に至れば、南面して建ち、丙に總門あり、門を入れば前殿あり、又本殿あり、又奥殿あり、古來相當の寺院と覺しけれども、寺僧はなくして、單に番人のみ居れり、本堂には釋迦の塑像を安置し、左右には迦葉、阿難を配置し、其次には女人像あり、又左右の兩端には持笏戴冠彩服の文官像を並列せり、而も石像を見ざるに依り、之を問へば本尊の前に七八寸の拙惡なる坐像あるを指して石佛寺の名は之に因て起れりと答ふ、顧ふに右は最近就れよりか移し來りて安置せしに似たり、東西壁には十六羅漢像あり、左方の端には觀音像あり、又右方の壁附には布袋像あり、又本尊の背後には麒麟に乘れる觀音あり。

又奥殿には地藏あり、童兒、老爺の像あり、左右の壁附には十王像及び鬼、文官像等あり、又左方の室には達摩の坐像あり、右方の室には關羽像侍臣像あり、此二建物は共に十間位の横長の家屋なるが、其中奥殿は之を寢殿造りと爲せり、又奥殿の西端には小なる仙人堂を建造せり、而して松樹は本殿奥殿等の間に生じて盤屈龍の如く、又芍藥の花は其殿前に最とやさしく開けり。

又寺中に數基の碑あり、其中前殿の前なる「康熙伍年歲次丙午、陽月上浣、吉旦立」と刻あるものは最古の分にて、龜趺の上に建てり、今其文を擧ぐれば次の如し。

重修石佛寺碑記。

盛京ノ東門外ヲ史家寨ト其地距レ城三十里、舊建有二石佛ノ古刹一傳レ聞、三石佛、湧レ自二洋波中一、歷歲久、至二圮砌湮一坐久不レ燈、墟久不レ煙、佛面塵久不レ浴、歲癸巳、寺僧亮悲仰自責、汗出於顙、發願立新、一時皈依者衆、諸緣畢集、一木一石、皆稱二檀信一、寺故有二大雄殿三檐、地藏殿三檐、咸廓爲二五鼎一、新二天王殿一更レ置二山門一、鐘鼓樓各一、構二護敎伽藍、祖師殿各三檐一、貳二大雄、閣羅、左右殿各五檐、貳二地藏殿棟一、構敞豁廊、周寮密二丹雘一、塗堊桑門畢止、落成於今上御極之三年、甲辰春云々、屹然爲二京兆一大叢林佛力一也云々。

資政大夫内秘書院學士、三韓ノ蔡毓榮撰。

右によれば當寺は海中湧出の三石佛を安置せし古刹なりしも、久しく荒廢せしにより、乾隆五年に至りて重修し、奉天近傍の一大寺と爲せしことを知るに足れり、又右の東碑に對して、別に西碑あり、即ち同時の建設なるが、其文に曰く、

去レ留都城東南一舍許、爲二史家寨一、其地舊有レ寺、歷二唐宋一來、失レ所レ考云々。

（以下太宗金百緡を級して再建せし由を記せり。）

次に本殿前なる「光緒元年端陽月吉旦立」の碑記中に、其由來を錄せし分あり、即ち左の如し。

重修石佛寺碑記。

盛京ノ東南、施家寨ヲ距レ城二十五里、舊遺古刹、謂二之石佛寺一、顧名思義、大抵以有二三佛一皆石像也、蓋此石像、或云自二海上一涌來、或云自二海洋一載來、俱難臆斷、至二於造基一何日創立何人亦不可レ考、所レ可稽者、厥惟國初以來發帑金百緡、以葺二新之一、則有二我太宗皇帝一募二去留都城東南一舍許、爲二史家寨一、其地舊有レ寺、歷二唐宋一來、失レ所レ考云々。

（以下太宗金百緡を級して再建せし由を記せり。）

次に本殿前なる「光緒元年端陽月吉旦立」の碑記中に、其由來を錄せし分あり、即ち左の如し。

重修石佛寺碑記。

盛京ノ東南、施家寨ヲ距レ城二十五里、舊遺古刹、謂二之石佛寺一、顧名思義、大抵以有二三佛一皆石像也、蓋此石像、或云自二海上一涌來、或云自二海洋一載來、俱難臆斷、至二於造基一何日創立何人亦不可レ考、所レ可稽者、厥惟國初以來發帑金百緡、以葺二新之一、則有二我太宗皇帝一募二資四方一、以葺二新之一、則有二寺僧元亮一、斷レ腕示レ誠、以葺二新之一、則有二寺僧性和承師一、繼レ志以葺二新之一、則有寺僧空月、由レ道光三年一、以至二于今一、五十有餘年、歲月久遠、風雨剝蝕、佛宇有二坍塌一者、有二滲漏一者、佛像有二傾頹一者、有二殘缺一者、住持僧圓波、與二其徒明文一、觸目傷心、即食寢語默之間、無レ時不レ以二佛事一爲レ懷、但工程浩大、獨力難レ成、乃向二本村與四方檀信一仰乞佈施、以成二佛事一、一時善信、輩感二其誠心一、皆不レ惜二傾囊一相助、于レ是鳩レ工庀レ材、于二甲戌之三月一訖レ工、于二九月一、山門三檐、鐘鼓樓各一、天王殿三檐、大雄殿五檐、俱因二舊貫一而重二新之一、地藏殿三檐、兩配、關帝、達摩各一、皆係二重新一、構造塑像六、前後四殿、金碧輝煌、煥然一新有レ若レ非二人力一所二能爲一者、落成之後、屬レ愚作レ記、不レ揣二固陋一、畧述二其事一、以誌レ不レ忘云爾。

承德庚夏劉禹撰。

現存の建物以下は顧ふに、此光緒元年の分ならんが、今後此面目を維持すること
は不可能なる可し、又前殿の中央には釋迦、左右の壁附には四天王の像あり、其足下
に各種の動物を踏へし狀は他と同一なり、又總門には門神を置く、一は黑、一は肉色
の裸體を表せり、此門前に照壁あり、但し前殿と總門とは俱に寢殿造りにして、門額
には金字にて「石佛寺」と記せり、門前は窪みて舊時池の如く、其前の西端には築山か
古墳に類するものあり、又寺の東方に喇嘛塔二基あり、其中大なる者は寺院に接近
し、其前面に碑ありて、題額に、

西方接引前亡後化僧行覺靈

と刻して、其左右に人名あり、終りに、

大清順治歲次庚寅孟夏吉旦立。

とあり、塔の大さは高さ、約二丈五六尺、煉瓦造りにて表面を白色に塗り、更に其上を
赤塗と爲すこと他と同一なり、又右の東北方に小塔一基あり、同形にして粗雜なる
が、是等は皆な僧侶の墓なり。

(四) 撫順城　附。千金寨と古城址の遺蹟

舊奉天府の管內にて城と稱するもの八つ、堡と稱するもの十二あり、城は(一)撫順、
(二)十里河、(三)蒲河、(四)威寧營、(五)武靖營、(六)得勝營、(七)章義、(八)北豐の諸城に
して、堡は(一)沙嶺、(二)淨烟、(三)川盛、(四)平洛、(五)奉集、(六)大堡、(七)東州、(八)刺榆
坨、(九)惠遠、(十)十方寺、(十一)遼濱塔、(十二)白塔の數者之なり、右の城堡は凡て荒
廢して外觀の壯を見るに足らずと雖も、之を歷史上より稽ふれば頗る有益にして、
興味あるものなり、就中清代の事歷を傳ふる類にては城に撫順あり、堡に奉集あり
て是等は一應知り置く可き必要あるが故に、先づ撫順城より其概略を記述す可し。

撫順城は遼東志(卷の二、城池の條)に左の如く記せり。

撫順城。週圍二里七百三十六丈、池深一丈、闊二丈、城門二。

又盛京通志(卷廿九、城池の條)に曰く。

撫西城。城東(奉天城の)八十里、舊名撫順城、明洪武二十一年、設千戶所、亦曰撫順
關、其城週圍一里七百三十六步、池深一丈、闊二丈、門二、今則週圍三里、東南北三門、

蓋明初爲千戶所、後改爲鎭城、時重修也、本朝康熙二十九年、設章京駐防、乾隆四十三年奉旨重修、四十八年、有御製撫順城詩云々。

此以後の重修は撫順縣志に見へたれ共、其書今手元になければ省略して次に明代當城の東方に關門ありし記事を引用す可し。

滿洲發達史（三四〇頁）を見るに左の文あり。

撫順馬市は撫順關に由る、全遼志に之を記して曰く。

撫順關　瀋陽城の東北、撫順城の東二十里、建州夷人の朝貢買賣此れに由る。

と、九邊圖說に撫順城の邊と距離とを記して二十里とせるは、會々此記事の誤まらざるを證す、馬市の遺址は、吾人未だ踏査を經ざれども、關の故址は渾河の左岸に、今、關口と稱せられあれば、此地の南方は、やがて馬市の所在地として信ずるを得可し。

以上を約說するに、馬市は邊牆の內部に特設せられたるものにて、これに出入せんとする女眞人及び兀良哈は、一に指定の關門を經ざる可からず云々。

此馬市の關門が今の關口なりとすれば、即ち下章党の南方、七區口の東方なる山地にして、夫を過ぎて廣場に出でたりとせば、恐らく塔灣前面の河岸ならんか、右の馬市は兎に角として、明初に千戶所を置き、後に鎭城と爲したる地が、始めより今の撫順城なるや否やは猶一考の餘地ある可し。何となれば其地域が餘りに狹隘に失すればなり、併し遼東志の地圖に據れば、其城は矢張り渾河の北岸に存すれば、先づ當時は同一位置なりしを知る可く、而して爰に明淸兩軍の交涉行はれし有樣なれば、次に通志に引く所の文を揭載す可し。

謹稽實錄、明神宗、十六年、我太祖始於撫順、淸河、鎭陽、寬甸、四關口互市、以裕財源、自此國富民殷云、天命三年、四月壬寅、太祖率步騎兵二萬征明、臨行、書七大恨告天、是夕、大兵至古呼地駐營、翼旦分兩路以進、令左四旗兵、取東州瑪根丹二處、太祖與諸貝勒率右四旗兵、及八旗護軍至幹珲鄂謨地駐營、是晚微雨陰晴不定、太祖欲還軍、大貝勒代善曰、我與明和好久矣、因其不道、是以興師、今既臨其境、若遽旋師、將與明復修和好乎、抑相仇怨乎、與兵之名、誰能隱之、天雖雨吾之軍士、皆有禦雨之衣、所用弓矢、亦有備雨之具、更有何物慮霑濕耶、且天降此雨、以懈明邊將之心、我進兵正出其不意耳、是雨利於我、不利於彼也、太祖善其言、遂於亥刻進兵、天忽晴霽、月色如晝、

大軍分ㇾ隊星馳ㇾ隊伍綿ニ亘百里ニ黎明圍ニ撫順城ㇾ執ニ一人ㇾ令ニ持ㇾ書以諭ニ遊擊李永芳ㇾ永芳得ㇾ書冠帶、立ニ城南門上ㇾ言ニ納款ノ事ㇾ仍令ニ軍士治ニ守具ㇾ我兵見ㇾ之樹ニ雲梯ㇾ不ㇾ移ㇾ時登ニ其城ㇾ永芳乃冠帶下ニ馬匍伏、太祖於ニ馬上ㇾ以ㇾ禮答ㇾ之、其城中人誡令勿ㇾ殺並撫輯ㇾ之於是撫順、東州、瑪哈丹三城及ニ臺堡寨ㇾ其五百餘悉下、乃令ニ諸將ㇾ各營ニ於所ㇾ至之地ㇾ太祖駐ニ蹕撫順城ㇾ明日留ニ兵四千ㇾ毀ニ其城ㇾ太祖率ニ諸貝勒ㇾ還ニ至嘉班ㇾ駐營論功行賞以俘獲人口牲畜ㇾ分給ㇾ之編ニ降民ㇾ爲ニ一千戶ㇾ時有ニ山東、山西、江南、浙江來ニ撫順城ㇾ貿易者十六人皆厚給ニ貲費ㇾ遣ㇾ七大恨之言ㇾ付ㇾ之遣還、卽以ニ毀ㇾ城兵四千ㇾ謫ニ降民及所ㇾ獲人口ㇾ以歸ニ太祖與ニ諸貝勒ㇾ合ニ兵四萬ㇾ出ニ明邊境ㇾ行二十里、將ㇾ駐ニ營謝哩甸ㇾ明廣寧總兵張承廕、遼陽副將、頗廷相、海州參將蒲世芳率ニ兵一萬ㇾ來追、偵者以告ニ太祖ㇾ遂率ニ大軍ㇾ前進、明兵據ニ山之險ㇾ分營爲ニ三、掘ニ壕引ニ火器ㇾ以待、及ニ南軍相拒ㇾ我八旗兵奮勇擊射、初風自ニ西起忽反風、塵沙轉向ニ敵營ㇾ我軍乘ニ勢衝入、明兵不ㇾ能ニ支遂潰、破ニ其三營ㇾ死者相枕藉陣斬ニ總兵張承廕、副將頗廷相、參將蒲世芳、遊擊梁汝貴等ㇾ追擊四十里而還、獲ニ馬九千匹、甲七千副、兵仗器械不ㇾ可ニ勝計ㇾ明兵逃者十無ニ一二ㇾ我兵止損ニ二人云々。

此書實錄の名あるも其中に大なる跨張と多少の虛僞とはある可し、併し大體に於て明軍の敗績は事實なる可く、又撫順城の破壞も眞實なる可し、已に明代の撫順城は清の太祖に破壞せられしも、康熙二十九年に至りて更に之を再築し、且つ其規模を擴張せし有樣なるが、此明清以前の撫順地は如何なる變遷を爲し來りしや、此點は世に記述せしものなければ、爰に予の所見を略說す可し。

（附）千金寨と古城子の遺蹟

舊撫順驛は千金寨下に設けありしを以て、此寨名は廣く邦人間に傳はれり、而も當寨の何時代に屬するや、將た近傍の地名及び例の石炭舊坑等の新古に就ては殆んど研究せし人物之れなきが如し、予は先年此地の視察を爲すに當り、彼の塔連炭坑の邊を知らんと欲し、東洲河畔にまで到りしことあり、當時南方の山地を注目するに點々古墳大の隆起物を認めしが是等は千金寨の分と俱に古式の烽火臺たることは殆んど疑問の餘地なし、而して是等の構造を覩るに我が關東州內東海岸の分と同樣、大抵土石混築の風を示せば近く明清時代にまで使用せられしことは確實なる可し、去れども千金寨の如きは恐らく前後數回の時代を重ねて、彼の古城子、又は石炭層中の舊坑道とも何等かの關係ある可しと信ず、但し當地に限らず滿蒙

地方の諸遺蹟は其凡てと曰はざる迄も、大部分は之を高句麗人の遺せしものと傳稱し、隨て石炭層の舊坑も陶器の竈迹も、亦古城子の類も皆な住民は高句麗人のものと稱し居れり、然れども實地に就て之を見れば、寧ろ高句麗に關係なく、他の諸民族の來住を證する點あれば以下其所見を一言す可し。

露天掘の地方を舊時古城子と稱し、又永安臺方面を大官屯、小官屯と呼び、又其東方に塔灣の名あるは何の爲ぞ、右は何人も疑ふ所にして、而も未だ解釋を得ず、予は古く此地方の古陶窯より天目手の燒物を出し、且つ同時に古錢を出すことを知りて不審を生じ、大正八年關東都督府時代に博物館の用所を帶びて彼地に赴き、炭坑事務員の案内を得て一見せしに、陶窯は全く其迹を絕ちて見ること能はず、又發見當時の事情に精通する人物もなく、不得要領の間に歸任せしが、昨年（大正十四年）十月同地の圖書館長鹽谷孝治郎氏及び炭礦の藻寄氏大陸日々の川村氏等より招かれて其舊市街地に近き松田橋番外地の諸遺蹟を見るに及んで、其實狀を明にするを得たり、今之を一言にして盡せば此地には大體三種の遺蹟あり、其第一は漢魏時代の遺品を出すもの第二は宋代の古泉其他を出すもの第三は即ち古陶窯之れなり、而して舊來世に知られたる類は、實に第二第三を混入せしものなり、已に右の諸遺蹟の判然し來れる今日より推考すれば、撫順の古城子は恐らく宋代、即ち滿洲に於ける遼金時代に屬するものに相違なく、又第二の墓迹、第三の古陶窯は互に右を證明する唯一の好資料たるを察し得可し。

尙ほ前者と共に注目す可きは、漢魏時代の墓迹と覺敷き類にして（此中よりは五銖泉、貨錢の類と共に彼の老鐵山地方より發見する素燒青鼠色の土器類を出だせる點なり、元來漢魏の遺品は遼陽邊を限りとして夫より北方には絕て認めざりしにも拘はらず、最近撫順邊より右を發見する以上は當時の漢族が多少此所を根據とせし狀態を知る可く、或は玄菟時代の候城縣（今の奉天邊と云へり）若くは高顯縣（同東北方と云へり）等の縣治迹にはあらざるか、何にせよ漢魏時代の遺蹟發見は當時の郡縣地を探知する上に尤も有力なるのみならず、後世女眞絞撫の爲め關門、城池等を設けしことも亦偶然にあらざるを知る可し。

（五）陳相屯驛の塔山と佛塔

陳相屯驛の南西方に山あり、山上に古塔を見る、之れを安寧寺の塔となす、此寺盛京通志（卷の九七、十一枚裏に次の如く記せり。

安寧寺。在ㇾ城（奉天）東南五十里、塔山ノ上ニ正殿三楹、前殿三楹、東耳房三楹、鐘鼓樓一座、大門一楹。

此寺は山巓の塔下、南東の山腹に在り、今先づ塔を記して次に寺院に及ばん。

塔山の浮屠は全部煉瓦を以て築き、六角七層と爲せり、一角の面は下段九尺五寸、總高さ約五丈ある可し、周圍の佛像は全部其痕迹を留めず、形式は析木城の銀塔に似て、龕の左右には最初より佛像類を置かず、龕のアーチ形の處には唐草あり、其上に瓔珞ありて、左右に天人を飛ばせり、其紋樣と天人以下の粗拙なる程度と、又色合の黑き點とは、撫順の觀音閣の古塔と兄弟の間、若くは同一と見て可なり。

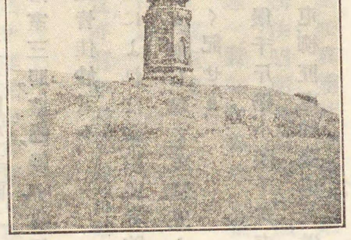

陳相屯塔山の古塔

但し龕の左右の柱は五角面を表はせり、即ち此圖の如し、塔の表面は白堊を塗りしと覺しけれ共判然せず、龕より裾までは約九尺あり、此塔は陳相屯方面よりは尤も便利なりと信ず、猶其時代等に就ては後に曰ふ可し、次に塔より西北方の山下に下れば、寺と塔との間に觀音堂あり、觀音は木像にて類例少なけれども、拙劣見るに足らず、之を下れば山下に寺あり、本堂には釋迦三尊を安置し、左右には左に藥師右に勢至を配せり、皆な塑像の拙惡なるものなり、而して建物以下の割合に美觀なるは民國八年の重修に出づるが爲めなる可し。

又此寺には數基の碑あり、其中、順治五年仲秋の碑を最古と爲す、文に曰く。

重修奉集堡西塔山安寧寺並觀音閣碑記。

（前略）乃唐時、創建本爲保國寧邊、年代深遠、廢墜、明時甲辰年間、重修復脩、又値荒涼之際、日久風景凋殘、德空上人遊歷此山、心瞿神怡、登臨峰頂、鎭西塔寺、依止焚脩、揭拒殿宇莊貼、聖像復觀、古刹院宇、頹懷不堪、謹發誠心、遵先哲之懿案、振我佛之玄綱、云々、率衆協力、鼎建正大殿五楹、天王殿五楹、塑造諸佛菩薩聖相、巍峩嶙嶙

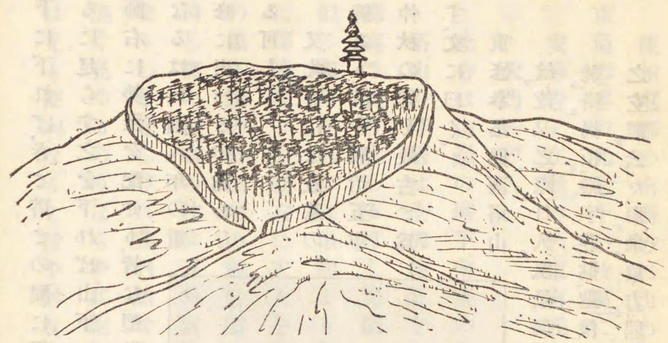

奉集堡塔山見取圖

構二架東禪堂三間、西齋堂三間、淨室一所、山門一坐、厨舍碾磨之房、悉已備俱、又重修觀音閣三間、內塑西方聖主三尊、圓覺菩薩二十二位、護法善神韋奈二天僧室三間、莊飾殿宇、朗耀繪理、佛聖輝煌、一概新奇、並皆佳妙云々。

右の文によれば當山の寺院も一時盛觀を極めたるものゝ如し、尋で「乾隆五十二年六月の碑文には次の如く記せり。

奉集堡千斤堡小陳千戶屯、大陳千戶屯、朱家庄、桃木屯、柳匠屯、興隆屯、二道溝、重修廟宇建立碑記。

蓋聞、自古、至今、創建神祠、刻銘記碑、惟擇高山峻嶺、以爲美觀、奉天府城南五十里、遙有高山一坐、名曰龍虎山、中有古刹、名曰安寧寺、佛像宛在、廟貌如故、已極千古隆觀也、前望沙河、圍繞烟村、密佈後倚蒼岩、環抱峭壁相連、左有流水、如青龍之勢、右有臥崗、似白虎之形、上立寶塔、凜然數丈、下疊翠峰、疊千層怪石突出、石洞生風、俊鳥異獸、群聚蒼松、古栢成林、名禽對舞、紛々耳鮮花放蕊、朶々襲人、山青水秀、大有可觀、似此仙境、布玄門道教、何爲不至修眞養性乎、雖不敢與天臺蓬萊可比相爲媲美、然亦此處勝景名山也、神通浩蕩、仙法昭明、凡有叩祈顯應之彰云々（以下諸人信仰、此山に登りて祈願を爲す由を述べ、資財を集めて重修せし次第を記せり）其中に繪畫の神像を設けしことをも載錄す。

又道光二十八年孟冬の碑二基あり、其一に曰く。

塔山、舊名龍虎山、上有安寧寺建、自唐朝、蓋亦有年矣、其山嵐形勢之盛、廟宇輪奐之美、一大觀也、前人碑碣已述之備矣云々。

以上諸碑に記するが如く當山の古名は之を龍虎山と稱し、松栢山岳を圍んで蔚然密林を現じ、青川其麓を流れて砂石數ふ可く、丹青の浮屠山頂腹下に點在して美觀を極めしことは實況なりしならん、而も現今は山に樹木なく（寺院の周圍には多少あり）風韻雅致の狀は全く其迹を絕てり、而して寺塔建設の唐代說は別として其

由來の古きことは疑ひなきが如し。予は滿洲の古塔を見ること少なからず、今之を大別するに三種類あり、一は大塔にして遼陽、奉天、開原等の如き類之に屬し、二は小塔にして栃木城及び當山の如きもの之に屬す、而して第三は奉天の喇嘛塔類にして其大さは前二者の中間に位せり、右の中、大塔尤も古く、小塔は其中間の時期に相當し、喇嘛塔は全く清朝以後に屬せり、此小塔に又前後の別ありて、其古きものは略ぼ金時代の建造に出るが如し、故に此點よりすれば塔山即ち舊龍虎山の寺塔は之を金代の創建と推定して不可なきが如し。又前揭乾隆の碑中に「怪石突出（シテ）右洞生（ス）風（フ）」とあるは恐らく當山の石磵を指すならんが、此石磵は自然岩の重なりて幾分かドルメン式を呈するが爲め斯く呼びたるものと覺しけれども、彼の蓋平以北の地には人爲的のドルメン殆んどなく、同名の類は大抵自然岩なるにより、此邊の事情は豫め知り置く可き必要あり、故に右を略記せし次第なり。

又此塔山の塔と覺しきものは盛京通志（卷二五、山川の條九枚目）に見へたり、曰く

古塔山。城（奉天）東南四十里、山上有（リ）城、周圍二里半、東南一門、塔一座。（アリ）（瀋陽縣志には當所を唐代の古城と記せり）

此距離は安寧寺の條に比して十里の差あり、然れども其山上に城ありと云ふものは塔山を除きては他に例なく、又山上に古塔の存する例は右の外他に之れなし、故に彼是對照して此山なることを推し得可く、隨て茲に追記せし次第なり。

（附）奉集堡と唐碑

奉集堡が漢魏以來の古縣に屬することは夙に地志類の中に見へたり、然れども予が此地を探らんとせしは、他に唐碑存在の記事を載せたるものあるによれり、彼の奉天省古物調查表（碑碣類の部）に曰く。

永安寺古碑。唐時立（ツ）在（リ）城（奉天）南四十里、奉集堡（ニ）本寺保管（ノ）有（リ）古碑二座（ニ）係（ル）唐太宗征（下）（スル）高麗時、命（ジ）尉遲恭（ニ）建（ル）（上）（レ）宇（ヲ）、尙（ホ）摩挲可（シ）認（ム）。

此文は瀋陽縣志（卷）十、古蹟の條十七枚裏）より採りて更に幾字かを附加せしものなるが、實地其寺に到りて之を探れば形迹なし、而して寺僧の談を聞けば、日露の大戰に際し、大砲に擊たれて古碑粉碎せりと謂へり、其當否は暫く措きて、先づ此堡の由來を擧ぐ可し。

遼東志（卷の一、古蹟の條）に曰く。

奉集廢縣。在遼陽城東北八十里、古碑離郡地、漢爲險瀆縣、高麗爲霜巖縣、渤海改爲奉集縣、置集州、金屬貴德州、今爲堡。（全遼志同文なり）

同書卷の三、兵食志、墩臺の條二百十六貫）に又曰く。

奉集堡　官軍一百三十九員名、本堡係腹裏無邊墩。

右によれば、明代當堡の守備兵は一百三十九名に過ぎざりしことを知る可し、次に。

盛京通志卷の廿九、城池の條十九枚裏）に曰く。

奉集堡　城、奉天東南四十五里、週圍四里、南一門、即奉集縣故址、云々。

堡は固より城の小なるものなれども、夫れにても一門と云ふ事は不便なるに似たり、併し人員の節約上斯く定めしものか、又同書（卷の一百古蹟の條四枚目）に曰く。

集州。在承德縣、即ち奉天東南、渤海置奉集縣、又置集州（遼史地理志）集州懷衆軍、古陣離郡地（金史地理志）貴德州奉集縣遼集州奉集縣本渤海舊縣、元時廢、明爲奉集堡城鐵場百戶所屬鐵嶺衛（明一統志在撫順千戶所南八十里、今承德縣東南四十五里、東去鐵嶺衛二百十里、有土城、周四里、正南一門、名奉集堡、外有鳳集堡橋、即其遺址也、云々。

○按舊志、集州、古險瀆縣、漢時險瀆縣、高麗爲霜巖縣、渤海置州、今考險瀆縣、前漢屬遼東郡、後漢時設遼東屬國都尉、險瀆應爲遼東之西境、又考綱目釋地、險瀆在樂浪浿水之東、浿水又在高麗平壤城東、則險瀆應在鴨綠江、及高麗境、舊志載入承德縣境、今從刪、又廣寧縣境、舊志亦載有險瀆故縣、或異地同名、或建置不一、姑存之以志闕疑、又按懷衆軍、金史作懷遠軍。

右の奉集堡は現今安奉線の陳相屯に下車し、東方に行くこと約一里餘（日本里）の距離に在り、土地全く平坦にして何等の險なく、四方四支里の城郭と稱すれども、猶狹少なるが如し、門は四門ありて、古記と同じからず、是等は後に漸次開きしものか、城壁は現今土築なれども、古くは其表面を煉瓦にて包み、其後右を取去りて心のみとなりしこと、彼の貔子窩近傍の紅水城と同一なるに似たり、城内には一の寺廟あり、舊建築は日露戰役の時、破壞せられて、現在の分は其後寺僧の假居所として作りしものなりと云へり、寺域には粗拙なる石佛二體、及び鐵製の神佛五體の外、二基の碑石あり、共に光緒十六年冬月の分にて、他に舊碑を見ずと雖も、其由來は右の文中に記載せり、曰く。

（前畧）唐太宗征遼曾駐蹕於斯遂命尉遲恭建寶塔於其上俗因號爲塔山塔山有安寧寺與堡中之保安寺皆奉集堡之大觀也保安寺建於堡之西街山門三楹鐘鼓樓二座大殿五楹東西配殿各三楹禪房數間規模宏廠殿宇巍峩誠神佛所式憑士民所瞻仰也乃以代遠年湮不免垣頹瓦裂菩提座下幾長莓苔香云々。（以下重修の理由を記す）

此碑は舊碑を改刻せし痕迹あれ共唐代說は其舊文によりしならんか又其以前には通志其他に載する縣名の沿革を記載せり猶此縣城は塔山安寧寺の分と對照せらる可し。

又此一小堡は明清交戰の古戰場として紀念す可き價値あれば次に通志引く所の實錄を擧げて參考に供す可し。

稽實錄。天命六年二月癸丑太祖率貝勒諸臣統大軍分八路畧明奉集堡明守城總兵李秉誠聞之引三千騎出城六里駐營遣兵二百人來偵遇我左翼兵兩路馳擊敗之至山嶺下有明兵結爲方陣見我兵至遂拔營遁我兵尾擊之明兵兩路敗遁我兵追擊奮射之抵濛岸而還太祖統大兵離城北三里駐蹕高岡時右翼兵亦至日午、師將還有廝養辛來告明兵可二百人去此不遠太祖令貝勒大臣等率右翼兵搜勦、同臺吉德格類岳託碩託敗明二百兵追至李秉誠屯兵處其衆二千皆潰遁四貝勒、別引護軍至貫山明副將朱萬良駐營其地見我軍勢盛不敢抗亦拔營遁四貝勒追至武靖營而還與分路敗敵諸將士同歸大營太祖論功行賞遂班師三月遼陽既下奉集堡官民俱降。

此文は例に因て多少の誇張ある可し故に清軍の强大のみを信ず可からざれども其最後に勝ちたるは事實ならん而して渺乎たる奉集の一小堡が此清の大軍に當り遼陽陷落の時まで對抗して遂に降らざりしは李秉誠の力量拔群の點もあらんが此堡の堅固なりしことも畧ば推想せらる。

（六）團山寺の舊址

團山寺は陳相屯の西南約二邦里餘の地點に在り予は始め陳相屯の東方山城子の地に至らんとせしが其距離六十支里ありて一日の往復不可能なりと聞き已むなく近き舊蹟地を求めて團山寺を探りしなり此寺廟は山間の僻隅にして馬車夫

も之を知らず、迂回數轉漸く其村落に達せり、村内は三ヶ所に分岐して、寺は其尤も遠隔の地に存在す、至り見れば寺廟は日露の大戰に禍せられて、全く廢毀に歸し、僅に一古松の下に形ち許りの小祠を存し、中に釋迦の小像を安置し、前に關羽其他の板畵像を配列せり、此一株の老松は百餘年を經過せしに似たれども、遺品消滅して當祠の年代を知るに由なし、唯だ祠前に鐵磬托ありて銘に。

盛京城南、正紅旗界、團山寺、龍王廟、磬一口、重二十斤、會首云々。

嘉慶十四年四月吉日、成造復興爐。

と浮彫りにて示せり、去れば此廟が「龍王祠」の一なることは確かにて、又嘉慶十四年は清の仁宗の朝に當り、今より百十六年以前に相當すれば、古松と相俟て略ぼ其起源を知るに足れり、然れども團山寺の地名は尚ほ古く、龍王廟は寺中の一祠として其後に安置せられしやの感あれば、寺の創建は或は清初時代ならんか、又祠前に碑文の題額と臺石とを存置すれども、中央の碑身なく、又鐵鐘には光緒七年八月の銘あれども、由來を記せず、故に確證を得難しと雖も清初の推定は恐らく大過なからん、此地は三面皆な山にて內部廣く、只だ南西の一角遙に展開せり、去れば農家の產

を興し業を爲すには實に屈强の箇處なるが、彼の日露の會戰に當りては、當地も其餘波を免れず日軍は東北方の山地より來りて砲撃を開始し、露軍は南西方に於て防禦せしも、遂に敗走せりと云へり、而して山上の烽火臺に類似するものは、皆な當時の塹壕なりと傳稱す、蓋し我が鐵道沿線の寺廟にして當時の災禍を免れたる分は極めて少く、其多くは此寺院と共に或は迹を絕ち、或は僅に形體を留むるに過ぎざるなり。

（七）火連寨と關帝廟

火連寨は奉天より行て、本溪湖驛の手前に在り、舊時は遼陽、奉天の兩都城に通ずる街道にして山間偏卑の地に位するに拘はらず、當時は相應に繁榮せしものゝ如し、今當驛に就て記述せし文章を見るに次の如く錄せり。

火連寨　本溪湖の西北約一里半、奉天より來る道路と、西、遼陽に通ずる道路との交叉點に位せる谷底の大邑を距る五丁の箇所に在り、云々。

此五丁は即ち驛と村落との距離を指せしものなるが、舊時の小寨は即ち其村落

に當れり、又東三省古蹟遺聞を見るに其本溪湖縣の條（一二〇頁）に左の如く記せり。

火連寨　韓寶珍云、安奉線、本溪之北、有火連寨、在焉、據鄉老傳云、其名原爲高麗寨、昔唐太宗東征時、與蓋蘇文大戰於此、舉火攻之、將其全寨焚毀、後人遂名爲火連寨也、迄今南山之巔、烽火砲臺與城基猶存在焉、居斯村丁姓者、實高麗之遺裔、詢其故、猶能略言其事耳。

蓋し火連寨の名が果して唐代燒寨の結果に出づるや否やは信ず可からず、寧ろ高麗寨の訛傳說こそ正確なる可し、而して右に烽火臺と城基との二者猶存すとあるも、其烽火臺は別として城基說は全く信ず可からず、何となれば此地の城寨は一種の關門に類して、其兩山間の谷間を寨ぎし砦の類に相違なく、若し其迹ありとすれば今日村邑の南北より東西の山麓に存する筈なれども、斯る迹は絕無なればなり、勿論寨砦の有無は有るに如くはなしと雖も、亦無くも可なり、何となれば右は地名と位置とによりて自づから判斷し得可ければなり。

次に當村落の中には「保安觀」と稱する神廟あり、入りて見れば即ち關帝廟なり、廟中に碑石數基を保存す、其中乾隆の古碑を見るに次の如く記せり。

重修關帝廟碑記

（前略）茲遼陽之東北、距城百二十里許、有村名火連寨者、舊有關帝廟一檀、兼祠六聖之神像云々。國朝清朝を指す）粤稽祀典、興大利、除大害、首酬褊土之功云々、乾隆四十一年繕材鳩工、更新葺越一年秋、萬寶告成云々。

大清乾隆四十三年菊月穀旦。

右によれば火連寨の名は清初よりありて、又此廟は前代明時より存在せしものゝ如し、又同五十九年荷月の碑には。

關帝廟、尤加勅封云々、今火連寨舊有關帝廟一檀、七聖妃侑碑碣猶存云々、（以下重修のことを記せり。

とあれば前記の六聖は七聖の誤りなるに似たり、而して別に七聖の碑碣をも存せしやに思はる、又咸豐九年桂月の碑を見るに次の如く云へり。

今夫火連寨、舊有關帝廟一座、大殿三檀、七聖妃侑、東佛堂三檀、山門一間、鐘樓一座、自道光辛亥（辛亥は文宗の咸豐元年に當れり）重修、至咸豐丁巳（七年）歲三十餘年、此三十餘年の語に徵すれば辛亥は道光元年辛巳なるが如し、斯く數ふれば三

十餘年となるなり）歳時變遷、風雨漂搖漸荒苔云々。（以下重修の事を記す）

尋で民國十一年舊三月に至りて重修せしと見へて其碑あり、曰く。

我邑ノ興隆寨舊有リ關帝廟一所、名テ曰フ保安觀ト計ルニ大殿三間、佛殿三間、山門與ニ西廊房、又各々三間、鐘樓一座、群垣一週、曾於テ咸豐年間ニ修葺ス云々。（以下重修の由を記せり）

此碑に至りて保安觀の名始て見へたれば、道士來りて之を道觀に改めたるは極めて最近のことなるを知る可し、併し「興隆寨」の名は別に舊時より存せしと見へて「康熙六十年仲秋」の古鐘銘に。

興隆寨

關帝廟云々。

と記せり、此興隆寨は前掲高麗寨の訛傳説を助くるに就て頗る有力なるが如し。

又廟中の關神は金面彩服持笏の腰掛像にて、左右には三神宛六神あり、其前面には又周倉の像あり、此點より見れば六聖神の名當れるに似たれども後碑は凡て七聖と記せり。

又殿內の鐵磬托には光緒十六年の銘を刻し、隣室には別に觀音堂を設けて、中に釋迦像及び子育て觀音を安置し、又三官の神を祭り、前面には「乾隆五十一年」の鐵磬托を置けり。

予は關帝廟を出でゝ後、其村落の狀態を見るに、全く山間の一寒村に過ぎずして其資力の微弱なる洵に隣む可きに似たり、然れども此一少村が關廟の重修を試むる以上は內部と外觀とは又一致せざるを知るに足れり、又口碑と關廟碑等とに據て按ずるに、舊寨は全く今日の村落地にて、其中央には河流を挾みしものゝ如く、而して現在河向ひの人家は後年の移住と覺しく、舊時は關廟を中心として其周圍に集まれるものゝ如し、抑も此地は山高く、地險くし〻て殆んど要なき箇處に似たるも、兵要上にては必要なるが故に、日露の大戰に際しても、我日軍は非常に苦戰を重ねて敵軍を擊破せし所なりと曰へり、今驛長の記文を見るに左の如く艸せり。

明治三十八年十月上旬、黑木第一軍、梅澤旅團（近衞）は本溪湖より當地一帶を守備せしに、敵の襲擊に會して十月八日より十二月に亘る激戰は頗る惡戰苦鬪を續け、我軍空しく太田聯隊長以下多數の將校及び下士卒の死傷者を出し、將に全滅に瀕せるも飽まで死守して、第十二師團の應援ありて遂に敵を擊退せ

る奮戰地なり。

當時苦戰の狀態歷々覩るが如し、併し此戰鬪地は火連寨の北方一邦里の個所にて、大嶺と稱し、我が陸軍側にては之を軍旗山と呼ぶと曰へり。

（八）本溪湖の觀音寺と諸洞窟

本溪湖は安奉線の諸驛中、其山間に僻在する第一の繁華地なり、右は其土地の物產に鐵材及び煤炭の二者を出すが爲めと、又他に陶器の製造行はるゝ點とが其殷賑を助くる所以なる可し、而も右以外に注目す可き諸洞窟の類多く存在し、斯種の研究は又學問上大功果を示す場合あるに依り、以下其次第を記述す可し。

元來本溪湖の名稱は何に起因するや、此問題に就ては世上に二說あり、其一は全く河名に在りと云ひ、其二は洞窟內の潭水に在りと曰へり、而して彼地の小學校にて編纂せし文を見るに次の如く記せり。

地名の起源　本溪湖、舊市街の盡くる所に一洞穴あり、其の洞內の窪みに湛水ありて、洞口の岩上に「本溪湖」の三大字を刻せり、傳說によるに昔時龍ありて此中に棲めるも永年洞中を窺ふ者曾てなし、然るに一僧侶懼々然として入りて之を見るに潭水中に龍首あり、故に名けて龍洞と曰ふと、又一說に老胡仙（キツネ）あり一夜千僧の夢に入りて洞口に祠を立てゝ吾を祭らば永く斯土の繁盛を護らんと、因て廟宇を建立せしに、果して靈驗あり、故に三大字を洞口に刻せりと蓋し後說は嘉慶年代に出で、其石額の古色は稍や右の年數に近きを覺ゆと曰ふ、又龍洞の潭水は其廣さ約八疊敷內外に過ぎざれば如何に白髮三千丈の奇想を以てするも、之を湖とは稱す可からず、而も河と湖との二字は近代の支那音相通なるが故に、現今市內を貫流する河川を舊本溪河と稱せしを、後誤りて本溪湖と呼びしものならん。

と、此說極めて穩當なるが如し、而も河源は一に洞窟に在りて、又洞邊には觀音寺の存在を認むるにより、先づ右の類より記述す可し。

觀音寺は本溪湖の河岸を西行すること約四淸里、溪流盡くる所の山麓に在り、其廟宇は整然として覩るに足る可く、支那側の尊信最と厚きを以て參詣燒香の者跡を絕たず、其殿前には二碑ありて、一は乾隆一は同治の年號を刻せり、今古き乾隆

時代の碑を讀むに次の如く記せり。

重修本溪湖觀音寺碑ノ序

（盛京城南百里之外、有二本溪湖一、廼爲留都之勝區、百工駢集、萬寶雲生、湖側有二觀音寺一、本稱二古刹一、創建莫レ追、其初建立山下、基本隘小、地復嶔崎、所奉者祇有二觀音聖像一、自二康熙年間一、移建二湖側一、造殿三楹、增塑文珠、普賢、韋駝、天王聖像一、但歷年永久、山陰遮蔽、蔽（？）丹堊黯淡、棟宇頹殘、奈僧志大力微、功莫レ能竣、爰募二善信一、捐レ貲修葺、以成二勝果一、凡大殿三楹、鐘樓一座、周圍墻垣、無レ不煥然、以新、使二向之所レ爲丹堊黯淡者、今已皦皦、而映二日、棟宇之頹殘者、今已亭盈、而媚二空右倚、溪湖恍然、周二南海之境一、前迎二平頂一、無二異普陀之山一、妙蓮噴レ、戒空之香、瓶柳現二眞如之色一、使二都人士一、登二翠嶂一而息レ心、面二清流一而忘レ想、慈航道岸、同レ登二檀施一、功果自不レ待レ言、住持勤修、尤爲レ不レ勘、即後之接踵董治者、亦得レ繼二美於前一、以爲二永鑒之一助一爾、是爲レ序。

乾隆五拾捌年三月吉旦。

右の碑記によれば當寺は初め山下に在りしを、規模狹少の上、唯だ觀音像一軀のみを殘せしにより、康熙年間に至りて今の洞窟邊に移せしことを知るに足れり、去れば其創始は恐らく明代なる可く、又洞と觀音との密着は此康熙以後なるを察し得可し、又他の碑文には頭書に「戊辰之秋重修本溪湖後寺」と記し、又廟の背後は直に岩壁に接近し、又此廟に向て其左方にある洞窟は、入口の高さ約三間、幅は四間餘にして、其兩側には二碑石あり、即ち一は同治八年菊月の分にて、他は道光七年の建立なり、而して此分には「重修保安寺碑記」とあれば、觀音寺は後世改名せしにあらずやと思はる、又洞窟の入口には石疊みありて、更に石階を下ること二間餘、窟内には清水を湛へて、其水底の深淵を測知す可からずと雖も、何にせよ水量は頗る豐富なるが如し、此洞窟の入口上部の邊には「遼東本溪湖」と記すること已に前揭の文中に見

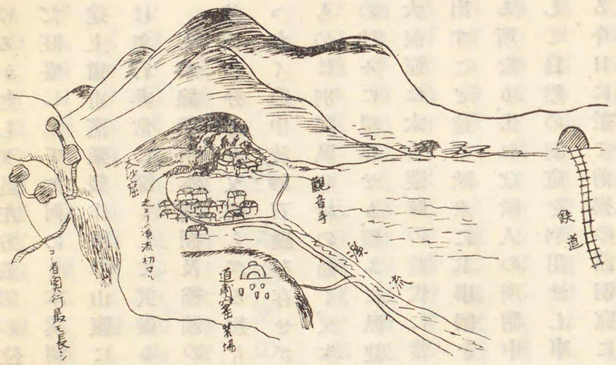

ゆるが如し、又其左方數間の位置に稍や小なる洞窟あり、夫より流出する水勢は甚だ旺盛にして如何にも本溪湖の名に背かざるやの感を生せしむ、尙ほ斯る洞窟は途上道甫窯業製作所の山腹にも數個あり、是等は出入自在なるも、其中の大なる分は奥行非常に深くして其盡る所を知らざるが如し。

安奉線就中本溪湖及橋頭の近傍には自然の洞窟甚だ多し、其中前條の如く潭水流出の分あり、又然らざる類もありと雖も、其始めは大抵水流によりて生せしものゝ如く、窟中流砂石礫を存せざるは殆ど疑ふ可からず、此窟の大小は不同なれども其大なるものは別記臥龍村の如く、又本溪湖東明山の如く、神工鬼斧、深さ知る可からざるもの往々に現存せり、顧ふに臥龍村の水源地なる、窟隆山の如きも、亦之あらんか、斯る大洞窟は太古蒙昧の時代に當りて多く人類居住の使用に供せられ、今日其遺物を出すこと遠く歐米に其事例を求むる迄もなく、近く我日本內地に於て間々發見する所なり、去れば歐人の所謂中石器時代より、新石器時代に渉りては人類の穴居として自然の洞窟を利用せし事は殆ど疑ふ可からず、既に斯る類例の多數に現存する今日に於て前揭の諸洞窟に全く人類の遺物なしとは斷言す可からず、故に予は其事の有無を知らんと欲せしも、右の窟中は凡て砂礫堆積の狀あるを以て之を發掘せざる可からず、又洞中は凡て闇黑にして咫尺を辨せざるに依り、豫め焚火、燈火等の準備を爲さゞる可らず、而も予の輕微なる旅費は斯る點に向て使用す可き餘裕有り得可からず、遂に其試掘すら成し得ざりしは遺憾なれども、願ふに將來斯學の研究家あり、又之を補助する公私の人物等起るあらば、必ずや洞中光耀を放つが如き學術上の尤品奇物を發見する機會之れある可しと信ず、予は切に其實現を望むが爲め、爰に二三の洞窟を擧げて世の篤志家に右の一覽を勸告する次第なり。

（九）本溪湖の藥王廟

本溪湖驛の東南隅に大神宮山あり、脚下に太子河の清流を視て、前に平頂の大山を望む、風光尤も佳絶なり、此山峰漸次に西方に下る所に戰勝紀念碑あり、表面題して、「沙河會戰第一軍戰蹟」と題し、背後に黑木大將の碑文を刻す、蓋し明治三十七年十月九日、日露の大戰に際して、其第一軍が此地に於て露軍を擊攘せし次第を記せしものにて、彼の閑院宮載仁親王が騎兵第二旅團を率ゐて敵の側背を衝き、大に奮戰

し給ひし場所も斯の近くに在り、今日「宮の原」と稱する地は即ち當時の戰場にして太子河の南方平頂山下の平野を指せりと謂ふ、此大神宮山を下りて河畔に出づれば茲に藥王廟ありて、其司祭者を、劉某と云ふ、一の老道士にて、頗る人好きのする好々爺なり、此道士は日露の會戰に當りて、我が日軍の爲めに多く盡力せしことあり、爲めに邦人間には甚だ氣受けよしと聞けり、當廟は本溪湖の祠廟中尤も美觀を極むるものなるが、廟中の神像は金面持笏、龍冠彩服の坐像にして、左右には兒童の侍立像あり、又神前には鐵磬托ありて、銘に。

乾隆五十一年初夏之吉日成造、住持道石、合玉閤會人等同治。

と記し、又藥王の左右には右に龍王、左に何王かを安置し、又壁附には三名宛の侍臣像を配置せり。

又此廟の珍らしき點は全く西向に建てたる風なるが、顧ふに右は自然の地勢に制せられし結果なる可し、前面には正門あり、正門の北には小門並び存し、平素の出入口は單に此小門に限れり、門內の左右には例の鐘鼓樓ありて、其東方の南側には客殿あり、又客殿に對して一家屋を建つ、右は左右の兩廊なる可し、此前面は即ち廣庭にて、庭の東に石階あり、其上の左右に碑石あり、夫より本殿となる譯なるが、本殿は即ち西面して立ち、其兩袖とも見る可き壁に沿ふて碑石あり、其に乾隆のものにして、他に其後の分を交ゆれども、皆な改刻の形迹を示して處々に舊刻の分隱見せり、廟宇は概して小なれ共、至て氣持好き感じの建物なり、又碑文中、乾隆五十一年六月の分には次の如き記事あり。

溪湖之東有藥王廟焉、其地諸農賈之居者咸靈而煙祀之云々。

右の碑は縱ひ改刻の疑ひありとするも、其事柄に至りては相違なきものなり、又「道光十三年九月中浣」の碑を見るに左の如く記せり。

重修藥王廟碑記

此地皆山也、雖地處偏僻、觀之而有取也、層巒聳翠、北據名山之勢、瀾光射斗南望太平之華風、景崇阿奪、盡斯地之美、遊目之餘、第見藥王行宮、左有平山、右有溪湖、泉水清漣、微波蕩漾、景致悠然、較之他處爲尤勝、耳蓋此廟也、創之者爲誰、前之人信士也、信士之意、不在乎積德而累功在乎祀有一定之所也、不意代遠年湮、風雨吹而鳥鼠穿者、墻垣日見其頹敗、廟宇漸滅其光華（以下之を歎きて重修する由を記せり）告

厥成焉、大殿兩廡、鐘鼓山門、垣墻無不煥然以新、從此而薦蘩云々、歌曰。

雲山蒼々　殿宇輝煌　衆神之靈　功德綿長　前人之功不忘　後世以無疆。

故誌之。

又外に「雍正十二年壬申の月の碑」あり、其文に曰く。

盛京奉天府城東南、百餘里、有本溪湖、環湖諸山發源長白、綿亘數千里、糾繆曲盤、循太子河而止、山水之氣鍾而寶藏焉、故鐵窰洞之利不一而足、河之南有大峪云々。

又同年秋七月の碑は別に在り、此文中には太子河の對岸なる平頂山下に和碩親王の陵墓ある由、及龍王廟の事を記せり、又當廟の建物は最近に塗換へを行ひしと見へて、丹青の美、目を奪ふの觀あり、又藥玉廟は一に龍王廟の名ありと見へて、彼地の小學校にて編纂せし本溪湖誌には、之を龍王廟と稱し、次に左の記事を載せたり、

太子河の淸流に臨める龍王廟は戰闘（日露の）の初期、終期を通じて我大隊本部となり、最も優勢なる勁敵を防禦した右翼戰線の中軸であつた。

一中隊の戰闘員二三十名に減ずる迄、激戰を繼續し、殆んど累卵の危き日本軍に對して始終及ぶ限りの便宜を圖つた、本溪湖の支那人中特に龍王廟の住職は戰闘を間接に援助した勳功ある篤志家であつた。

（十）威寧營城

威寧營城のことは盛京通志（卷廿九、十八枚裏）に見ゆ、曰く。

威寧營城（奉天）東南一百里、週圍四里、東西二門、明時築城、置鐵場百戶所於此、我太祖高皇帝、辛酉年、征明、撫降之、今裁。

又今時出版の「東三省古迹遺聞（二三〇頁）本溪湖縣」の條を見るに曰く。

威寧營。崔芳秋云、威寧營、在本溪縣東十里許、南臨太子河、東西環山、北爲通奉要道、形勢險要、洵縣東之重鎭也、其命名之原委、據鄉中父老云、唐征高麗屯兵於此、依山沿河、築城爲營、距今年浬代遠、屢遭戰亂、城乃被毀、其遺蹟亦不復存矣。

爰に「唐征高麗屯兵於此」との古傳は信ず可からざれども、其明代の築城にして、淸初太祖の征服する所となりしは事實なるが如し、予は右の現況を知らんが爲め、此地の探査を試みしに、彼の本溪湖よりの通路は其東南方なる駱駝山の險を越へて、先づ赫家屯に降る順序なるが、其途上の急坂は羊腸として十數丁に達し、岩石又礎

砌たり、赫家屯の低地よりは清流に沿ふて行くこと約二里餘（日本）威寧西向の村落に出づ、此所は背後の東方には大岩石壁立す、之を過ぐれば威寧城の大村落は其目前に見ゆ、蓋し威寧西向の南方一帶は山間の盆地にして頗る廣濶なり、其南西には太子河緩く流れて、東より西南間には又一の支流注げり、西向を過ぎて東に進めば茲に又清流あり、即ち威寧營城の西北界にして、此河を渡りて後始て村內に入る、村民は滿洲八旗の土着せるものにて、殆んど漢人なく、其故地は奉天の近縣なりしと云へり、村名に就て聞くに曰く。

當地は古く威寧城と云て、威寧營とは呼ばず、而して始め范梨花と稱する豪族の女子ありて、之を威寧侯と唱へしにより遂に地名に移りしなりと云へり。

是等の眞僞は不明なれども、其城主を威寧侯なぞと稱せし事全くなしとも謂ふ可からず、又當城の大さは通志に四支里と記する點が事實ならんも、見渡す所、大略石河、鞍山兩城堡と大差なきが如く、又此城は全くの平城にて、城壁は大抵破壞し盡せども、其舊壁の要所々々には一小祠を安置せし爲め之を知るには難からずと謂へり、又城形は正方と聞しも實際上幾分か長方形に似たる所あり、又廢滅期は約廿年前との談なりしが、併し日露の大戰當時已に城壁なしと曰へば、割合に古くより其迹を絕ちしならん、今日村民の家園ひ其他に多數の煉瓦、石材等を築きたるは概して舊城の廢物を利用せしに似たり、此中には大理石の獅子なぞもあれば、精査上明代の遺品を得ること容易なる可し、又村內の學校に使用せる三官廟は其最大なる類なれども、碑文なき爲め新古不明なり、只だ光緒十四年の鐵磬托及鐵鐘ありて、鐘銘には前殿娘々像とあり、又村の北方に九聖祠あり、其鐵鐘に「乾隆二十五年四月吉旦」とあれば、當時此廟の存在せしことは確かなる可し。

以上の如く威寧營城は今日の場合荒廢見るに足らざれども、明以來の舊迹として世に傳ふ可き價値あるが故に、其大略を記述せし次第なり。

猶當城背後の山寄り、即ち九聖祠の外には當時の空濠あり、其狀は農安及び鞍山鎭北方の濠と相似て直接城壁に接近する所、宛も日本式に類する點あり、彼の北京以下各城池の城を離れて溝渠を設けし類は恐らく古式の築城法ならんか。

（十一）萬壽寺

萬壽寺は威寧城より太子河を隔てし南方の對岸に在り、其地を臥龍村と曰ひて、斯に大洞窟の存在する由を聞けり、予は右を一見せんと欲して、太子河の渡船に乘るに矢張り一の獨木舟なり、此舟は長さ約四間、幅二尺六七寸、深さは一尺五寸位もあらんか、內側の左右には二三ヶ所宛區劃のハミ出しを設けあり、全體は極めて細長くして且つ淺きものなり、舟中にては座するか、かゞむかせざれば船動搖して轉覆の恐れあり、其質は不明なれ共、柳若くは楡の類ならん、此舟本溪湖の鐵橋下邊には數十艘繫ぎあるにより、此河を上下するは凡て右樣の船に限ると見へたり、予は先年巖州城より江官屯に渡る際、始て斯る獨木舟に乘りて興味を感せしが、太子河は其上下流を問はず、孰れの地も舟の通ずる所は同種のものを用ゆるに似たり。

太子河を渡りて第一に存する寺廟が萬壽寺にて、其門前には同治九年の年號を刻せり、本堂には釋迦像を安置し、前には乾隆癸丑編纂の「釋迦如來應化事蹟」一冊及び同治十年九月浮銘の鐵磬托を配置す、碑石は同治十三(?)年歲次癸酉初冬十月の建立にて、左の如く記せり。

重修移建萬壽寺碑記、云々。

盛京奉天府、遼陽ノ東境、廂紅旗界有ニ萬壽寺一、立ニ基於阿羅河之側一、其地界(?)接ニ萬蓮山一、北枕ニ秦子水一、地勢環抱ニ寺宇一、高拱香火供奉、傳延累世、蓋古建也、寺之荊始年代無考、按自ニ於順治、康熙、雍正、乾隆連次葺工一、無ニ少虧嘉慶、道光、咸豐之後、數被ニ水患一、漸就ニ陵夷一、寺長戒僧現德、舊置ニ田產四十八□一、云々。（以下寺を其東方に移して重修せし由を記せり。）

右によれば當寺は清初の創建なるを知るに足れり、此本堂の次に娘々廟あり、寺中には他に嘉慶、道光、光緒等の諸碑を藏すれども、其已前の分はなく、又全體は目下兵士の宿舍に供せられて、漸次舊觀を失ふに似たれども、寺の右方に維石巖々たる大絕壁ありて、高さ數十丈に達する山嶽聳へ、松樹其間に點綴して、下に溪流水晶の如きあり、茲に橋を架して寺院に入る、景色は實に南北兩畫の趣きを呈するに似たり、又寺に沿ふて左方の山徑を登れば茲に一大洞窟ありて、其狀人爲に出るが如し、中に小石佛數體を安置すれども佳作なるはなし、此穴は正面より入りて側面に出つ、之を過ぎて河畔を溯れば又同じ山手に廢廟あれども、人なくして見ること能はざれば去りて大洞窟に向へり。

（十二）臥龍村の大洞窟

安奉線の山間には大小の洞窟頗る多し、就中本溪湖の分と臥龍村の分とを以て最大と爲すが如し、予は威寧城より萬壽寺を經て、一村落に達せしに、其村の東方なる山下に三洞窟あり、其下に又大洞窟あるを認め得たり、蓋し上部の三窟は中位のものにて、下部なるが此近傍にて尤も高名なる分に似たり、進んで洞窟を覩るに其大なる分は大さ横幅一丈四五尺、高さは二丈以上もあらんか、窟の內外は大なる〻口石散亂し、右を過ぐれば沙となりて、其突當りは狹まりて小孔穴二三あるに過ぎず、此奥行約四五丈はある可し、上部はアーチ形にて、冷氣人を襲へり、尋で大窟は左方に折れて其極まる所を知らず、此間水あり、石あり、砂あれども、窟の大さは別に狹少せる狀態なし、村民の談によるに、此窟は約半日間進まざれば其奥に達せずと謂へり、予は燈火の要意なく、僅に燭燭をかざして出入せし譯なるが、其內部の高低不同の上、足滑り、石多く、且つ暗くして如何ともす可からず、故に中途にして引返せしが、何にせよ自然の岩洞にして一の水道なることは確實なるが如し、唯だ斯る堅硬の岩石に對し、殊に比較的高所に於て右の如き長大の洞窟を造る水力作用の偉大なるは眞に驚嘆の外なし、此洞窟より出づる水は萬壽寺方面に流るゝ山下の水源にして、其水は驗て太子河に注げり、猶近來は此水を利用して鮮人等が水田經營を試み居る模樣なるが、是等は國家經濟の上より見て甚だ喜ぶ可き現象なり、予は從來相州江の島の岩屋を始め海岸の洞窟は多少實見せしことあれども、山間の分は未だ知らず、又斯る洞窟中に先史民族の遺蹟あらざるやを疑ひし譯なるが、斯る調査は特に其要意と諸種の作業準備とを整へざれば全く無効なるを知れり。

（十三）福金の雙泉寺

本溪湖橋頭間の一驛を福金と曰ふ、驛の西方里餘の地に雙泉寺あり、此寺山間に僻在する爲め、驛員すら之を知らず、而も當地方の舊蹟として游觀の佳境爲るを以て茲に其梗概を述記す可し。

雙泉寺は線路に沿ふて山間に入る道と、太子河の右方平坦の地を行く路との二方あり、予は案內者が當寺を知らざる爲め、最初山路を取りし結果、暑中踏破に苦し

みたれども、春秋の好氣節に一日の遊を試みんとすれば、此道却て興味あらんか、予は峨々たる高山を超へ、崎嶇たる急坂をたどり、繞りめぐりて寺廟に達せしが、寺は山間の谷間に在りて南面す、門前の左方には僧侶の小墓塔二三基あり、門内の突當りには石階ありて其上に堂宇を存す、本尊は釋迦如來にて、左右には文珠、普賢の像あり、又佛前には鐵磬托あり、其他牌樓形の小門を置けども何等の銘なし、堂前には碑石ありて、一は「雍正拾貳年冬月」と記し、文に。

盛京奉天府遼陽州城東朴家灘、雙泉寺重修碑記。

（前畧）先修淨土雙泉寺、乃遼陽之古刹也、大殿三間、禪堂一進、千峰拱峙、萬木參差、徑曲林深、門外路通孔道、山高崖峻、池中池（水？）溢、甘泉面繞、細河右連平頂太子河流、其後鳳凰巖、其前成勝境也、住持廣徹、於康熙肆十壹年住錫其間、潛修苦行云々。（以下雍正九年發願重修の由を記す）蓋正殿三間、畫棟粉墻、粧顏佛像、後塑金身、煥然一新云々。

又同治年間の碑を見るに曰く。

（前畧）遼邑東、雙鳳山有雙泉寺、乃古刹禪林也、而嶺通於白山路、達於鳳凰、東接於溪湖、西連於襄平、其間層巒疊嶂、周圍廻環、綠柳長楊、映帶左右者、無乃爲是廟而設焉至若平頂山鎮於巽、太子河繞於九曲、天桃夜李列於左、蒼松古柏環於右、畫則山鳥鳴春耕則水蛙聒耳、直是兩部鼓吹、幽々然居是廟也云々。

同治七年重新修造大殿三間、韋馱殿一坐、東西兩廊云々。

此兩碑に據て按ずれば、寺廟の山岳は之を雙鳳山と曰ひ、又寺宗は禪林にて創始は甚だ古きを知るに足れり、而して建物は大殿三間、禪堂一宇、韋馱殿一坐、東西兩廊とあれば、大體に於て先づ今日と大差なきを知る可し、但し風景の美、山河の形勢は碑文誇張に過るの嫌ひあれども、其幽靜閑雅の境たることは明かなり、又前文中に見へたる韋駄天は現今門の隣室に祭祀す、是等も或は舊位置の儘ならんか、又門前の山形は駱駝に似たれば之を駱駝山と稱する方可なるに似たり。

又東三省古蹟遺聞（本溪縣の條二二四頁）の中に當寺の事を記して「規模宏大、氣象森嚴、爲本溪之名寺、寺院有泉二一清一濁、清者甘而甜、濁者苦而澁、寺之名即本於此」とあり、雙泉寺名の起源は實に右の如き次第なる可し。

（十四）朝陽寺（橋頭）

橋頭驛の南方、石河寨の北に「朝陽寺あり」、背後に岩石の峨々たる山岳聳ち、前面には平地を隔てゝ清流に臨む、門は南面して建ち、額に「大明勅建朝陽寺」と記せり、額側に「中華民國四年八月重修」と書するにより、最近は此年の重修に係るが如し、又門扉の張紙に「禪林」とあれば其禪宗なることは確かなるが如し、而して門前の建碑を見るに次の如く記せり。

大明勅建古刹朝陽寺碑記。

嘗思、郊天祭地、理神明必徵諸祀典、配享立廟沐佛恩莫大乎經修、惟本溪湖南石河寨處、挨厥伊始舊有佛廊大殿一所、已經日俄爭鋒、金身殿宇、亦被兵荒多摧殘之形、今我界人等捐資願賜、咸爲萬善同歸、經僧募修、誠百世禪院、今則五舍彩造、三楹俟、惟後世易爲修葺也、而長廊改作小刹、以其價廉而工省者也、若而丹楹刻桷、重興木石之工、鳥華翠飛無非自新繪塑之像、松栢芃々、此無作觀於錦里新廟、奕々廼建築於高墟、虎踞龍蟠、是爲仁山勝地、蛟騰鳳起、其麗乎沙水秀壤、而左酌清泉、水源寔接、廟原右抱仙境、其山勢幽兼地勢、其爲靈爽、而祠憑之、或以斯爲觀、而寺名朝陽者、其有由然矣、四壁佳巖、环繞遠岫、因而成衆佛光下逮、我方據以爲榮、萃然山高地靈、福地必爲神棲、峰巒俊秀、朝陽名垂千古、今勒碑刻銘、以誌永世不朽云爾。

大中華民國四年八月初一日

此文によれば當寺は明代勅建の古刹にして由緒の深きを知る可く、又日露の戰役に荒廢したるも民國四年に重修せしを知る可づ大體に於て其記事に適ふものと謂ふ可し、又碑側には「光緒十九年」の鐵香爐あり、更に門を入れば奥殿には釋迦の坐像を安置し、左右に藥師及び觀音像を配列す、其他は前立の小像にて、全部塑像なるが如し、正面釋迦像の上には「佛光普照」の縦額を

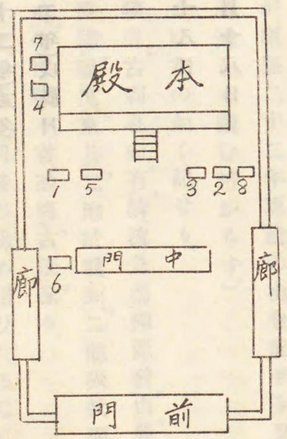

橋頭朝陽寺平面略圖

揭ぐ、周壁には壁畫あり、十六羅漢其他を圖せり、又佛前の鐵磬托には、

本溪湖、螞蟻村句寶聚爐、咸豐八年十月造。

とあり、又殿前には數基の碑文を建つ、其年號左の如し。

(一)康熙歲次癸酉(三十二年)孟冬

(二)雍正歲在甲寅(十二年)戊辰月

(三)道光十九年柒月

(四)咸豐五年四月

(五)同治十二年四月十八日

(六)光緒十四年清和月十八日

(七)同上

(八)明代の古碑か、不明なり。

以上八基の碑中、明碑は不明なるにより姑く除外し、先づ最古の分として康熙の碑文を次に擧ぐ可し。

重修石哈塞朝陽寺碑記

(前略)於裏平之東距城百十餘里、有山、名曰石哈、古招提曰朝陽、自世事迭更、昔値昆嵐刼火、灰燼之後、僅存荒蘂居是鄉者、欲知其熄容所稽考、止于長林豐草、官得其敷容(額か)載萬曆庚申(四十八年にて泰昌に改元せし年なり)重修、餘莫再覩、嗟呼名山大川、與夫城郭之沈沒、何可勝道、而朝陽猶(?)得數字而相傳者、是亦起元健離之會也。(以下僧妙室等が康熙二十二年再建の由を記せり。又撰文者は三韓即ち朝鮮人なれども文字湮滅して讀む可からず。)

又光緒の碑文を見るに左の如く記せり。

裏平東、什哈寨、朝陽寺古刹也、前有清流急湍、淵源發由巽地、宛若長蛇後有崇山俊嶺、幹脈來自乾、天儼同臥虎、東具二泡於龍頭二龍吸飲而不涸、南設一塔於蛛肖、一蛛負蟲而常存勝地、牛眠嘖々者、猶傳古迹云々。

此碑に什哈寨とあるは石哈と同音の爲め用ひたるならんとのことなれども、要するに皆な借字にてもあらんか、然れば石河寨の如き字面の上より單に其解釋を下さんとするは不可能なると倶に斯る變化の間に舊義を失せし類は恐らく他にも多からん。

又光緒の碑中に、南方一塔ありと記すれども、右は現今存在せず、又康熙以來の碑文中、字義不明にして讀み難き類あり、是等は拓本にても取らば可ならんかと思へども餘暇なくして果さゞりしに由り、姑く見る所のまゝを記して他日の訂正を俟てり。

又附圖は歸來記臆によりて畫きしたるものなれば多少の誤謬なしとせず、夫等も機會あれば訂正を加ふ可し。

（十五）橋頭の普濟寺

安奉線の勝區として尤も世上に喧傳せらるゝものは橋頭の普濟寺なり、而も其實平凡殆んど觀るに足らざる者も亦當所の寺廟なり、蓋し普濟寺の名が世に聞へたるは其建物の美にあらずして周圍の山川に在り、其遊賞の士が來り見るは又一に林巒の奇絶に在りて、寺廟の妙に非ず、故に寺院は單に地名として世に知らるゝに過ぎずして、彼の千山の無量觀、鳳凰山の紫陽觀なぞと並ぶ可きものにはあらざるなり、然れども此沿線中にて右を除けば餘は世人の記臆に存するものなからん、故に暫く寺廟の現狀を記して他との權衡を保持す可し。

普濟寺は橋頭の南方二里餘（日本里）の山間に在り、一に之を釣魚臺と曰ふは、細河の河畔なる獨立せる岩石上に建つを以てなり、當寺は門前に石階ありて、門を入れば右に鐘樓あり、又其左方に廟宇以下を配置せり、本尊は子育て觀音の像にして左右に二童兒侍立せり、又本尊の右方は藥王と稱すれども藥瓢なければ疑ふ可し、又左方は娘々にて戴冠持笏彩服の腰掛像を安置す、其前面の橫壁には赤髯の鞭と輪とを持てる立像ありて、之を法官佛と稱せり、前に鐵磬托ありて、銘に。

釣魚臺、普濟寺古孤刹、住持僧同寬、大清同治元年春月吉日敬立。

と刻し、外に光緒十九年三月一日の鐵碑ありて、左の如く記せり。

遼陽城ノ東、廂紅旗界五魯木火洛、離レ城一百二十里、釣魚臺普濟寺、是國初之廟、係レ乾隆年間、開山柳老和尙、占レ山自己開報、領名串根花冊後、經普老和尙手、嘉慶年間從修、又道光年間從修、後又經同和尙手、同治六年間從修大殿、又同治八年間從捷瓦大殿從修西廊房、又包後、砌子、又修里外大臺、堦子兩處、又光緒六年重修の事を記す）云々。

此文章粗拙見るに足らざれども、其乾隆年間の創建に係りて、嘉慶以後數回の重修を加へしことは事實ならん、殿額には金字にて「普渡ニ群生一」と記す、光緒十五年の作なり、又鐵香爐ありて、矢張り同年月の銘を刻せり、外に鐵鐘ありて、之には道光二十八年の銘あり、外に、雪城の句を刻す、曰く。

廟ありて巖奇態なり閑古鳥。

斯る支那側の寺廟に邦人の俳碑を建つることは恐らく他に類例なからん、故に其巧拙を問はずして爰に記載せり、蓋し普濟寺は禪林の一にして、其寺廟を此釣魚臺上に撰みしは可ならざるにあらずと雖も、建物甚だ揣陋なるが上に、其内外に樹木を植へず、又周圍に蔓葛（ツタカヅラ）の類を附せず、單に岩石上に石積みの家屋を建造せしに より、風韻雅味の掬す可き點更になく、如何にも殺風景の觀を呈せり、願ふに此地の佳景に對して寺觀美を添へ兩々相對して其妙趣を示さんと欲せば、寺は其右方即ち對岸の山麓なる傾斜地より平地の間に建て連ね、此釣魚臺は別に二三層の觀音堂若くは高塔の類にて建設せば、山川との調和互に適合して一幅の名畫幅に入る可し、惜むらくは寺僧有司の徒、此勝區の活用を知らず、徒らに荒頽に委すること洵に長嘆の外なし、猶當地を始として滿洲の東西南北には釣魚臺と稱する地名枚擧に遑あらず、抑も斯る名稱地を各所に置くは何の爲めぞ、之を一の遊戲地と見れば夫れまでなるも、他に自づから理由ある可し、今辭源を見るに、支那には「釣臺」と稱する高名の地十箇所あり、其第一は周の太公望の釣臺にして現今直隸省南皮縣の西十里の地に在り、第二は莊子の釣臺、第三は漢の淮陰侯韓信の垂釣處にて、前者は山東省の濮縣、後者は江蘇省淮安縣の北に在り又他に東越王餘善、漢の嚴子陵以下全部十處を擧ぐ、顧ふに釣魚臺は斯る古名賢の由緒に因みて、其地々々の名勝を作らんが爲め、少しく水邊の佳處あれば、斯く命名せしものゝ如し、之れも又先哲追慕の餘風に出づるならんか。

（十六）連山關

連山關は安奉線の中央に位して、朝鮮の支那に通ずる最要衝の地點たり、故に往時は玆に關門を設けて其出入を嚴にせしが、今右の如何を說くに先ちて古く滿鮮往來の交通路を述ぶ可し。

遼東志（卷の七、藝文、國朝の條四八二頁）に曰く。

（大意）明の憲宗の成化年間、建州以下南北の女眞、桀驁にして屢ば邊患を爲す、守將之を制すること能はず、一歲の間、入寇すること九十七回に及び、殺擄の人口十萬餘に達す、是に於て憲宗震怒し、乃ち師を興して辜を問ひ、武靖侯趙輔六軍を總べて討伐に向ひしが、其進軍の通路に朝鮮街道の文あり、曰く。

率官軍伍萬餘衆以成化丁亥（三年）秋九月二十有四日分道併進、左掖出渾河、柴河、越石門土木河至分水嶺、右掖由鴉鵲關喜昌口、過鳳凰城、黑松林、摩天嶺、至瀆樁江、云々。

此中の小地名は今日判然し居るや否やは不明なれども、鴉鵲關、鳳凰城、摩天嶺等の類は皆な明かなり、尙ほ右の街道に就ては、滿洲歷史地理中に、箭內亘氏の記述せし、元明時代の滿洲の交通路中（四五四頁以下）に見へたれば左に之を擧ぐ可し。

（前略）今其著しきものを擧げんに、先づ鴨綠江と遼陽との間の街道には湯站（今の湯山城）開州站、斜列嶺（今の雪裡店）東關（今の連山關）口、狼子山（今同じ）等の諸城站これに當れることは、早く景泰元年（西曆一四五〇年）朝鮮へ旅行せる倪謙の朝鮮紀事に見へ、遼陽と北京との間の通路には廣寧、前屯等の諸城の之に沿へるることは、成化十六年朝鮮貢道に關して述べたる劉大夏の意見に徵して明かなり、云々。

又邊牆即ち長柵築設以後の通路は、通文館志（卷三）中原進貢路程の條に詳なれば左に擧ぐ可しとて次の驛站を列擧せり。

鴨綠江。鎭江城（今の九連城）湯站。柵門（邊牆の入口）鳳凰城。鎭東堡（今の雪裡店）鎭夷堡（今の通遠堡）連山關。甜水站。遼東（今の遼陽）鞍山海州衞（今の海城）牛家庄（今の牛莊）（下略）

今之を朝鮮紀事の通過地、宿泊所等に對照するに自づから詳略あり、故に紀事の地名を左に擧ぐ可し。

鴨綠江。湯站。開州。鳳凰山。斜列嶺。龍鳳山。分水嶺。東關。之を華夷の界限と爲す）。高嶺。辛寨。背陰山盤道嶺。浪子山。高麗街。頭館站。車嶺。

以上十五箇所は便宜の爲め道に示せし譯なるが、此書に「自遼東至鴨綠江、舊有站、今廢」と記載するにより、古く遼陽、鴨綠江間の宿驛は其數八箇所に過ぎざりしものゝ如く、其後この景泰年間に及んで右の十五箇所に增加せしは一に世の文運に伴

ひ山間の僻陬も次第に開けて人家稠密の箇所を生せしが爲めなる可し。

猶ほ斯る歷史、地理上の件は玆に略して次に連山關の由來を記述す可し。

連山關一名を鴉鵲關と言ふ、其事は殊域周咨錄に。

初中朝使臣彼國朝鮮陪臣往來出入皆從遼東連山關一名鴉鵲關也。

とあるにて明かなり、而して遼東志（卷の二、建置、關梁の條一二九頁）に。

連山關。遼陽城東南一百八十里、朝鮮入貢之道。

と記するにより、通名は矢張り連山關と稱せしが如く、又爰に朝鮮入貢とあるに就ては同書（卷の四、典禮志、夷人入貢の條、二六九頁）に左の如く揭載せり。

朝鮮入貢　每年遇聖節正旦輪差各曹參判、或判書一員、領正從書狀、養馬通事等官三十員、齎表文竝聖母、東宮方物、及上用雜邑馬匹、至遼東界地名連山關、轉報都司候、陪臣至高麗市往歇、各官衣冠、至都司投印信咨文、行跪拜禮、擇日設宴、在都司大廳望闕叩頭、公宴畢、本司備云來咨關文數目、緣由行本鎭、合于衙門給與批呈、差千百戶一員伴送赴京、及回仍照前例公宴、聽其自歸本國。

之によれば明代は天子の誕生日に際して、朝鮮より使節を派遣し、方物を貢し、連山關に至りて之を奉呈せしが如く、尙ほ此關に就て稻葉君山氏は明初の境界を此地に在りと認め、彼の滿洲發達史（二七七頁）中に左の如く論せり。

吾人の考ふるところでいふと明人の遼東は西は遼河に限られ、東は千山々脈に限られた、千山々脈といふと、聊か漠然たる界限のやうにも見ゆるが、撫順あたりでは、今の炭坑の東邊から清河城の東を行き、南して大摩天嶺の連山關に出でたといふことが知れる云々。

連山關を以て華夷の分界地と認めならん、而も遼東名を以て此地域内に限りしや否やは疑問なり、但し是等の點は別として連山關が明時重要の關門たりしことは明かなれども、清代に及んでは之を廢せしと見へて、盛京通志（卷の三十三、關郵の條五枚目）には次の如く記せり。

連山關　城（鳳凰城）西北一百七十里、以近連山故名、明時設關、爲朝鮮入貢往來之道、置官軍戍守、今關廢設站於此。

（附言　此書には連山關の外に、鴉鵲關を出し、其說明を下の如く記せり「方輿紀要關在都司城東南三百三十里、按之當今城西北境入廢無考」と而も當關は連山

關の一名と曰ふ說を正しとす可し。

以上の如く當關は明時に創設して淸代に廢せりと雖も、其要衝の地たることは變化なし、何となれば此地は一方遼陽へ出る街道となり、他方は摩天嶺を越へて岫巖より海城に達し、又一方は本溪湖を經て奉天に出る四通の衝處なるにより、平時は無論のこと戰時に於ては實に滿洲の咽喉と云ふも不可なきを知る可し、予は當地憲兵隊某氏の案內を得て其遺址を實見せしが、右は現今の驛より町に連なる附屬地の南東約七八丁の地點に在り、地勢は町の南東を西方より東方に流るゝ摩天嶺河あり、夫を過ぎて南すれば其前面に一の臺地ありて、西方は山地となり、東方臺地の出鼻に隆起せし高臺あり、而して西方より繞りて北方に流るゝ河に臨みし所ありて、玆は舊時旗を建てゝ朝鮮入貢使の一行を調べし所なりと謂へり、此旗建ての場所には昔時の築石を存して確に一種の見張場と覺しき、迹を示せり、而して現在村落の地は低所なるが此所を舊連山關と稱すれば當時有司の詰所は右の箇所に在りしものか、又道路は臺地を橫斷して摩天嶺河を渡り、更に左折して河畔を西方に進む有樣なれば此街道は古今變化なかりしならん、但し摩天嶺は附屬地より

連山關近傍見取圖

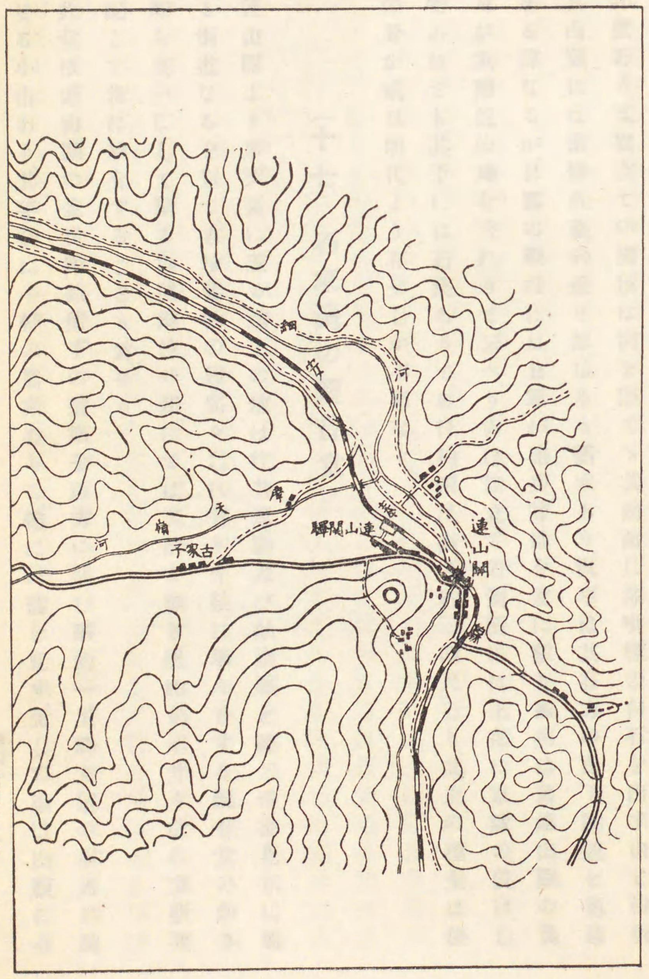

三邦里あり、又旗立ての箇所は河を隔てゝ其前面に漆喰様の白石を出す山と相對し、其山巓には舊烽火臺の迹と思はるゝ喬木あり、汽車は其右方の山下隧道を通過し居る譯なるが、日露の戰役には日軍が、砲兵陣地を爰に敷き、露兵は舊連山關の農家及び其附近の地を守れりと云へり、尚ほ旗立ての箇所には上部に軍隊の設けし建物あれども、其下には石築ありて、奥行約四尺、高さ約三四尺あり、其上の覆土は後世の分か或は明代より存せしか不明なり。

（十七）石家灣の觀音堂

連山關より摩天嶺に至る途上の地は往昔遼陽及び岫巖等を經て帝都北京に通ずる街道なるを以て、古址舊物の類間々之れ有り、今茲に擧んとする觀音堂の如きも即ち其一にして、斯る山間僻邑の間にては又捨て難き風趣を示せり、故に其概要を記して世に紹介することゝ爲せり。

此堂は連山關の憲兵隊詰所下の道路を西方に進む事約一里許り道の右方に獨立せる小山あり、其手前に一軒の農家ありて、他に村落を見ず、而して廟は山腹に存

在し、坂路は其間に曲折して大理石の破片は多く路傍に散亂せり、蓋し右の產地なるが爲めなり、此坂路を登り盡せば右方に七層の石塔あり、形狀は丸形にて（笠は別なり）多少鳳凰山上の忽必烈塔に類似する所あり、顧ふに二者共に同時代の作ならんか、但し塔の六層目には刻み目ありて、他は梵字を刻せしやの觀あれども判然せず、高さは約二丈位ありて、石上に立てり、又塔側に二碑ありて、其一は「乾隆二十一年十月十五日」の年月を記せり、今其文を讀むに次の如し。

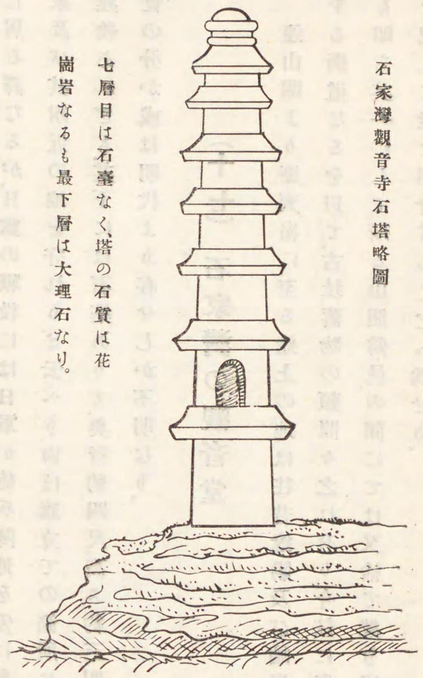

石家灣觀音寺石塔略圖

七層目は石臺なく、塔の石質は花崗岩なるも最下層は大理石なり。

重修觀音寺記。

（前略）予於雍正壬子（十年）年間蒙引於此、至暇遊覽是山、唯見大士石像、隆慶年石碑一而已、予即喟然歎息曰、昔明之盛時、以是勝概可觀者而今竟成頹墟、孰知地有靈而傑人至焉、即有上人、道嚴者、好學佛道、棄儒就釋、遊於此山、相以爲可棲、即伐其不材、除其惡卉、結其蝸廬、以白雲爲藩籬、碧山爲屏風、棲遲於此、不期年而善薩從新其像、修其禪香積六間、不幸祝融發於荒野、其香積三間□上人年殘毛血日衰、志氣日微、無能爲矣、幸其門人心則者、能紹師志、竭其心志、興山前施主祁文登□標等恭募善人資財將復焚毀舊址、重建殿宇三間、塑碧霞元君聖像、新修娘々廟宇三間於內、以□□近養□之、仰望修葺橋路之崩頹、以解行人之渴煩、恐泯施財之名、故請予爲文以誌不朽者也。　李逢泰拜撰

右の文を見れば此觀音堂は明の隆慶年間の碑ありて、當時堂宇の建立せられしことを知るに足れり、唯だ其時代が創始か重修かは不明なれども、兎れにせよ明代たることは疑ふ可からず、而して清初に之を復興し、擴張せしを野火の爲めに燒かれしかば、乾隆年間寺僧等は廣く淨財を募りて、其寺廟を重修すると共に、或は道教の神仙を置き、或は娘々の像を安置せしに似たり、而も今日は皆な亡びて僅に一二

の像塔を存するのみ、次の臥碑は其質大理石にて「乾隆二十一年五月吉日」の年號見へ、其の文中に。

碧霞元君聖像、於內以爲遠近養生之仰望、修葺橋路之崩頹、蓋茶棚三間、以解行人之渴云々。

とあり、此分は前碑にして、前十月の碑は之を改刻せし次第なり、又塔の左方に古楡樹ありて、其下に鐵の梵鐘を挂く、銘に。

盛京奉天府遼陽城、連山關、關（觀の誤字）音閣乾隆二十七年吉日造。

とあり、又廟宇は塔の北方に在りて、中に高さ約一丈位の石佛を安置す、之れ即ち觀音像にて、身體に瓔珞を施し、表面には土を塗りて、其上に色彩を加へしが、修飾俗惡粗拙にして殆ど舊時の眞相を失ふ恨みあり、然ども其生へ抜きの石を利用して彫刻を施せし點は、彼の朝鮮の高麗時代に見る所の彌勒像に類似せり、又此小堂の左方に舊本殿の迹ありて、僅に柱と屋根とのみを殘せしが、茲に鐵磬托を留めて、銘に。

住持通嵓　乾隆拾陸年十月吉日成。

石家灣堤塔觀音寺。

と刻せり、右によれば、此地の名は石家灣と曰ひ、又當時は始めより觀音寺と稱せしことを知るに足れり、（此點は碑文にもあり、併し磬銘を最古と爲せり）又此山下を流るゝ川を細河と云ふ、而も別に摩天嶺河と呼ぶは邦人の稱呼と見へたり、寺廟はこの清流に臨みて前山に對す、地靜かに境潔らかにして仙境の感あり、而も今や其廢滅に歸せんとするは惜みても猶餘りありと謂ふ可し。

（十八）五峰觀の關帝廟と摩天嶺の娘々廟

連山關の西方約三里の地に關帝廟あり、此所は舊遼陽街道にて、細河の上流に當り、地名を五峰觀と呼べり、廟は道路右方の山麓に存して、背後に巖石の持立せるもの五個並べり、故に此名ありと曰ふ、廟の舊觀は大なるが如くなれども、現在は大抵廢滅して僅に本殿一宇を存し、其東西に祭祀者の居あり、殿內には中央に關帝の坐像あり、其前面の左右には關平、周倉の立像を置けり、又殿內の右方一劃には胡仙の像を、又其左方には閻王及び財神の二神像を安置せり、又關帝の前面には光緒二十四年七月銘の鐵磬托あり、殿外の左方草中には道光五年十月銘の鐵鐘を殘存す、而

して廟中の光緒碑には次の文を刻せり。

嘗思、莫レ爲二之前一、雖レ美弗レ彰、莫レ爲二之後一、雖レ盛弗レ傳、今此摩天嶺五峰觀、雖二已舊有三聖殿一三楹、西廊三間、而四方至者猶惜レ未レ足レ盡レ肅二觀瞻一、因而各助二資財一、添修、呂祖殿、茶房三間以爲彰美、爲傳盛計、焉是用勤二諸貞珉一、永垂二奕禩一云爾。

大清光緒八年歳次壬午陽月上浣吉日。

此廟には古碑を存せざるが爲め創始の年代を知る可からざれども、已舊有三聖殿一と云へば相當に古くより祀廟を存せしものゝ如し、而して三聖殿とあるによれば舊時は道教の際神と覺しく、關帝、財神の如きは恐らく其後に至りて更に附加せしものなる可し。

右の五峰觀を過ぎて摩天嶺の急坂を越へ、行くこと約十町許りにして一の廢廟あり、此廟の近傍方丘の上に日露大戰の戰蹟碑あり、之を過ること數町茲に一の大廟あり、門前に丹朱の華表を建て、左右に石造の獅子を置く、斯る裝置の廟宇は此邊に未だ見ざる所なり、門に石階あり、登りて內に入れば廟は前殿、後殿の二者に別れ、て前殿には關帝を祀り、後殿には娘々を祭れり、又前殿の兩側には鐘鼓樓あり、又二

殿の中間には多數の碑文あり、前列七基、後列五基ありて、其年號は即ち次の如し。

第一碑　光緒二十又四年歳次戊戌孟夏之月下沐穀旦。
第二碑　道光十捌年歳次五月吉日穀旦。
第三碑　光緒二年七月十五日。
第四碑　同二十四年歳次著雍閹茂孟夏之月下沐穀旦。
第五碑　道光十八年五月吉日。
第六碑　光緒十六年六月二十四日。
第七碑　道光二十七年歳次乙□吉日。

右は前列の分にて後列の碑文は左の如し。

第一碑　年代不明。
第二碑　咸豐十一年六月初七日。
第三碑　同上。
第四碑　光緒二十六年清和月穀旦敬立。
第五碑　咸豐十一年六月初七日。

以上二列の碑文を通覽するに、其史實に屬する部分は大抵抹殺し去るにより、廟宇の創始及び沿革等は之を知るに由なし、蓋し斯る手段を採るは果して何等の原因に基くや不明なれども、他の事例上より稽ふれば、舊神變更、宗旨轉換の場合に其新舊の異同を沒せんが爲め、多く碑文を磨滅する風習あり、如此は寧ろ碑石を棄るに如かざれども、流石に夫程の勇氣なしと見へて單に歷史事實を抹殺するに止る場合多し、顧ふに當廟の碑文も亦右樣の事情にて磨滅を圖りしものならん。

又娘々廟內には鐵磬托ありて、銘に光緒二十一年二月吉日と刻せり、又後殿の關帝像は五峰觀の分と同樣にて、前面に鐵製の鼎あり、銘に光緒二十四年桂月二十日と刻し、又鐵磬には道光二十七年正月の分一、同治元年の分一、光緒二十四年の分一、以上三個あり、但し當廟は之を蟠龍寺と稱し、目下小學校に使用し居れり。

（十九）雪裡站城

雪裡站城は盛京通志（卷二十九、城池四十枚）に次の如く記せり。

雪里站城。城（鳳凰城）西北四十里、週圍二里、一百二十四步、南一門、曰鎭東、明ノ宏治四年建。

又東三省古蹟遺聞には左の如く曰へり。

薛禮站。張春陽云、距鳳城北三十里有村名薛禮站者、爲安奉往來之大道、昔曾設驛站於此、古城遺蹟、歷々可考、惟不知肇於何時、在城西半里許有土圍、土人指爲唐朝大將軍薛仁貴屯兵處、顧名思義、當不爲無因也。

玆に現存の土居を目して「何れの時に肇るを知らず」と曰ふは、餘りに文獻無視の說なれども、其唐將薛仁貴に緣故ありとの口碑を擧げたるは尤もと謂ふ可し、尙ほ此點に就ては鳳城縣志に左の如く記せり。

雪裡站。明置、方輿紀略作叙列站、又相傳爲薛禮站、因唐薛仁貴至此而名、前清爲赴省大路、置驛於此、今廢。

唐が高句麗を征伐せし時、將軍薛仁貴が此所に兵を屯せしや否やは猶考證を要す可しと雖も、何にせよ名稱の相似たるは棄て難き感あるなり、予は昨十四年六月十五日此地の實狀を視察せるにより、先づ右の點のみを記述す可し。

雪裡站は鷄冠山驛の東方三邦里餘の平地に在り、舊時は鐵路此地を通過せしも

後變更して鷄冠山路を取ることゝ爲りしと謂へり、城内には娘々廟ありて、中に康熙の碑を存すること如し、又村の通路は舊は別記の如し而して門迹の由にて此側らに井戸あり、城壁は周城郭は現今西北隅の圍十支里と稱すれども邊に殘留し、下部は大實際は猶小なるが石を以て築造し、其上如し、此城内外二郭あに煉瓦を重ねたるが城るが如く、内城は前記如し、然れども其多くの如く、下部石築上部は散亂せり、石壁は高輒築に似て、輒の破片さ七八尺、内低くして多く散亂せり、而して外高し、又四隅は特に外城は純然たる土居其大さを增加せしが大抵七八間以上十間位あるが如し、今便宜の爲め城郭の略圖を茲に擧ぐ可し。

雪裡站城現形

（傾斜線の部分は今なし）

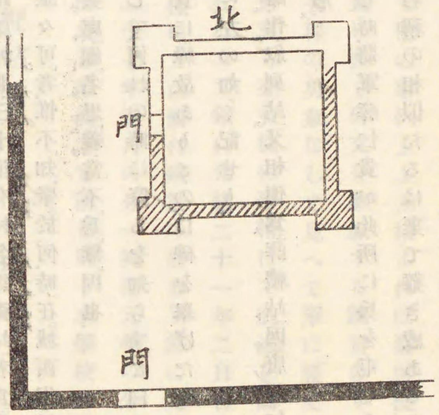

附言。雪裡站城内の壁上には梨樹の大なるもの多くあり、故に春時は其花雪の如く寂寥たる此山間の村落を飾りて眺望の美を添ゆるなる可し。

（廿）雪裡站の慈惠宮

雪裡站に娘々廟あり、境内は目下小學校に使用すれども、祭神の廟は尚ほ保存し居れり、其内に入りて見るに神前の鐵磬托に「慈惠宮」の銘を刻す、蓋し光緒二十五年の作なり、又碑文あり、嘉慶十一年七月十三日の建立にて「雪裡站云々聖母宮碑記」と題せり、當時娘々を祭りしことは確かなるが如し、又別に道光十七年孟夏月初六日の碑あり、題して「重修慈惠宮碑記」と記し、又次の如き文を錄せり。

（前略）茲ノ雪裡站ニ舊有リ關聖帝君ノ廟宇、與ニ伺(?)旭聖同堂ニ以及ニ諸聖神祠ニ、群山環遠、巨河瀠洄、京師雖ニ遠ト奉天接ス鳳城附近、朝鮮通譯、洵ニ一方之名區爲ス往來之瞻仰者也、且ツ水旱瘟疫凡有ニ祈禱スルニ靈感顯著ナリフルニ稽其掛ノ自何年ニ植ヘテ本樹基、杳メシ無ニ所考フルヿ上溯ニ康熙年間ニ修テ有ニ碑、炳據ニ嗣ニ於乾隆年間ニ合ニ界人等矢テヲ志シ重修ニ恢ニ廻ス前制ニ云々。

此文によれば當社は舊關帝廟にして、他の神仙をも併せ祠りしことを知るに足

れり、而して康熙の重修は夙に古碑に見ゆれごも、其以前の事情は判然せずと云へば、創始の年代は恐らく明代ならんか、爾後道光に至りて又々重修擴張せし旨を記せしが、更に「乾隆十三年十一月十五日」の碑文を見れば次の如く記せり。

廟紅旗防禦、加一級紀錄五次、海常阿、管理地方丁家房居住、遡其人之由來、係雪裡站驛郵政所云々、九聖寺、西、獨建陪殿三間、寔爲罕覩之盛擧也、云々。

右の文によれば、其東隣が九聖祠迹と覺しけれごも、寺廟なく、唯だ當廟の前後に五葉の松を見るのみ、又娘々廟の隣殿には現在龍王の神位、佛魔大帝之神位及び岳武穆王大成至聖等の諸神位を奉安し、又聖母の東には獅子座の觀音を配置せり。

又此廟に就ては「鳳城縣志」に次の如く記載す。

慈惠宮。在城北雪裡站、創修、年月失考、康熙、乾隆、道光迭重修、正殿三楹、祀關帝、又三楹、祀三霄、又一楹、祀觀音、東廊三楹、耳舍一楹、西廊五楹、鐘鼓樓各一、住持道一。

此文已に過去の狀にて實際は祀廟三楹以外、只だ校舍一あるのみ。

（廿一）鳳凰城の文廟

鳳凰城の文廟は縣志に載する所審かなり、而も予は餘暇なくして之を筆寫すること能はざりし、勿論孔廟の制は各地皆一定して變化なく、要は建物の美觀如何に止る次第なるが、茲には其必要なる實地上の所見を記して聊か參考に供す可し。

當地の孔廟は市街の東端に在り、現在の建築は光緒年間のものにて壯大堅牢の狀を示し、殊に最近の修飾に係るを以て輪奐の美、人の注目を惹けり、大成殿内の庭中には雜草離々たりと雖も、儼重に游子の出入を禁じ居る爲め自づから神聖の氣分を保てり、建物の順序は第一が前面の照壁にて、次に櫺星門を設け、此門の左右には更に小門を附せり、又櫺星門を入れば次に戟門あり、戟門を過ぎて大成殿あり此殿内には中央に孔子の神位を奉安し、其左右には顔子、孟子以下の十哲を配せり、而して上に「斯文在茲」の金字扁額を掲ぐ、又殿前の左右即ち東西の兩廡には例の先賢、先儒の神位を置き、又殿庭には石階を設け、其前には泮池、石橋あり、又東廡の前に石碑あり、「光緒二十五年歲次屠維大淵獻奉月下浣」と刻せり、又大成殿前の門にも二碑ありて、同年九月の銘を刻せり、又西廡には宣統二年七月の碑ありて、皆重修の由來を記載す、又大成殿後には崇聖祠ありて、肇祖以下五代の神位を置くこと他と同一

なり、但し此殿は民國十三年九月に重修せしこと其新建の碑文に見へたり、又崇聖祠と戟門前との兩廡内には俱に學校要具を納めて他物を存せず、次に孔廟の左方には奎星樓ありて、目下之を中學校に當て、又其右隣は師範學校に用ひて共に生徒を敎授し居れり。

以上の如く孔廟の建物は別に他と異るを見ずと雖も、元來微弱なる當鳳城の市街、城郭等の例に比すれば此一劃の堂々として、而も神聖の面目を保てることは洵に喜ぶ可し、蓋し安奉線百八十八哩其間山河の美は乏しからずと雖も、建築の見る可き類は一も存せず、唯だ此廟は其間に在りて一の代表的建物と稱するを得可し。

（廿二）鳳凰山と舊天寧寺　現時九聖祠道觀

附。靈源寺、逍遙寺、大安寺、觀音閣、朝陽寺、忽必烈塔。

滿鮮の地は鳳凰山と稱するもの數多あり、其中滿洲の二三に就て曰はんか、金州の大和尚山に接して一個所あり、又遼陽の管内遼西の地方開原の縣内にも同名の

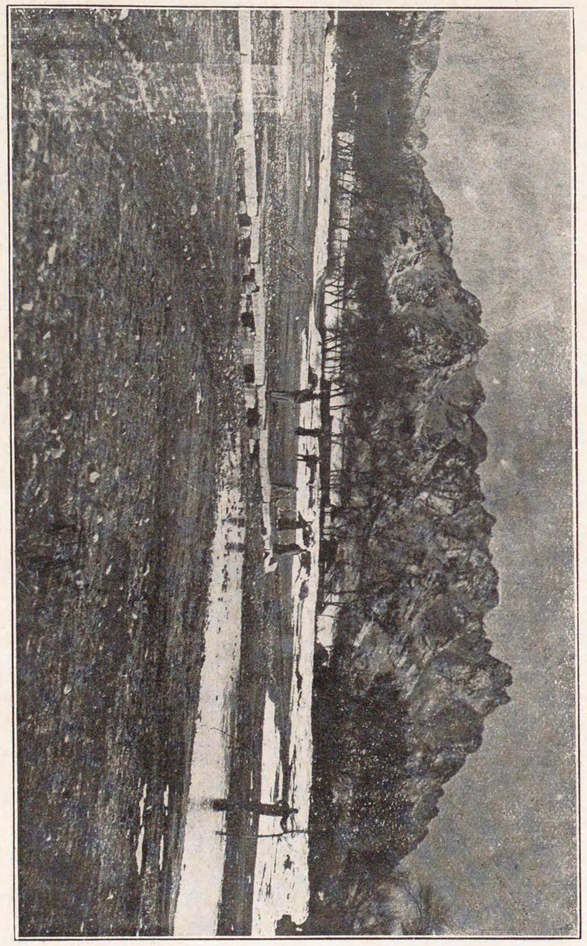

鳳凰山全山風景

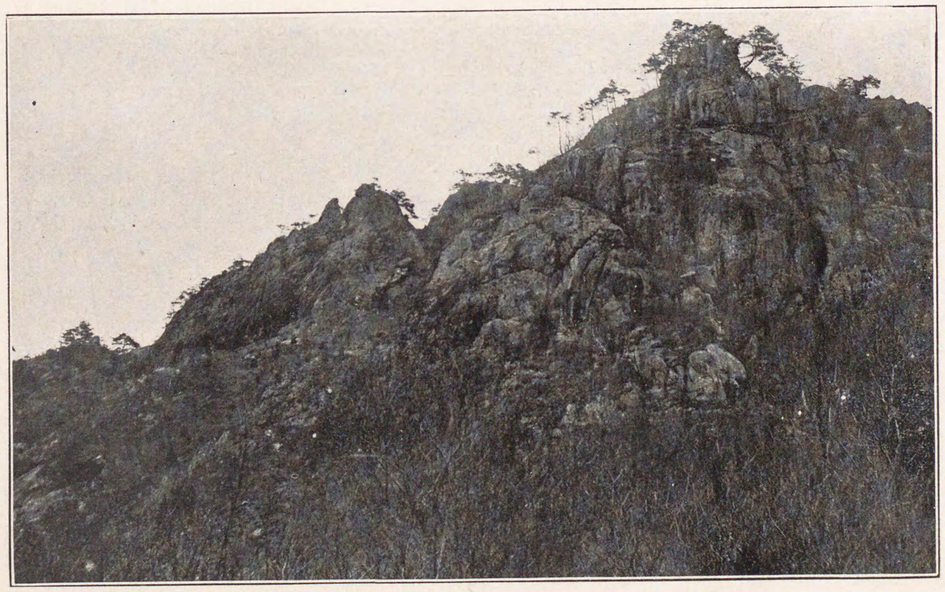

三道灣第二高峰

山內之瀑布長丈餘

山あり、而して鳳城縣内の山尤も高大奇勝に富む、恐らく同名の山岳中東洋第一と稱す可きものならん、世人は南滿の地に於て千山を第一の名山に擧ぐれども、其溪水の豐かなる點、即ち山水の美に至りては寧ろ當山の方勝れるやの觀あり、故に其實況を記して山中の舊蹟に及ぶ可し。

鳳凰山の景色は秋を以て第一と爲すと謂ふ。此點は千山、金剛山皆同一なるが如し、予は六月九日(大正十四年)當山に登りし爲め、其絶勝を盡すこと能はざりしも、猶奇峰の間に山雲去來し、清流潺々更に瀑布を爲して琴々の音を發するを聞きては轉た仙境に遊ぶの想を爲せり、蓋し當山に登るには鳳凰山驛の側より山下の清流を渡り、更に直折して線路の橋下を過ぎ、始て一村落に達す、此村より次第に登りて花崗岩の切り取り場に進む、之より兩山の溪谷坂路を行くこと數丁、景色轉換して大岩巨石の間に樹木繁茂するを觀る、路傍に摩崖の碑往々に在り、初め「衆山一覽」の大字を刻し、次に「直上青雲」と記す、蓋し光緒八年、山陰屠立咸の書なり、此大字の左方に前序と俱に次の諸歌を記せり。

己未暮秋偶敵中將一年矣重陽日伏處無聊獨豉登山之興撫今追昔能不慨然

長歎乎、口占七律四章、以誌感。

惱人清興是秋光。　令節尋幽意獨傷。
柳葉都成無賴綠、　菊花偏作可憐黃。
難徵題詠追風雅。　那有形蹤集鳳凰。
欲喚山靈相問訊。　古今幾變戰爭場。

（以下省畧）

鳳凰山人曲明允。

此刻字の大岩石の背後に石廟あり、「靈感大帝」と記して中に神像を安置す、又登ること一丁、左方に「天籟和唱」と記せり、次に又「中流砥柱」と書す、此邊溪水淙々風雨の到るが如く、尋で一瀑布あり、高さ數尺に過ぎざれども、中央に大石を狹みて流水二分し、宛然白布を懸るが如し、顧ふに南滿洲の山岳中斯る瀑布を見るは當山を以て第一と爲す可し、茲を登ること約一丁、左方に詩を題す、曰く、

世路險如此。　崎嶇不易行。
孤松幡地起。　亂石倚天生。
懷酒重陽日。　烽煙兩國兵。

我來臨絕□　海宇眄澄清。

光緒甲辰　　鐵塘張錫鑾、

又往くこと一丁左方に「俯視清流」の句を題す、此前後左右の山峰は奇巖怪石連互相倚り、或は高く、或は低く、佳絕言ふ可からず、尋で一の溪流を渡る、之れ山後瀑布の上游なり、之より前面の數峰は宛然仁王の立つが如く、又壯夫の躍るに似て、其雄壯、偉大の觀、一々名狀す可からず、之を過ぎて道路右折すれば、頗る平坦に似て次第に登る、其地勢千山無量觀前の景致及び地形に似たり、此左右の山峰奇ならざるに非ざるも、又前坂路の絕勝に如かざるなり、夫より南するに從つて急坂となり、谷深くして幽益々幽に、溪水音靜かにして淙々尙ほ絕へず、山間に太古の狀を偲ぶは眞に好適と謂ふ可し、行くこと十數丁にして、右方に一大石廟を認む、正面題して「九聖神祠」と記せり、祠前に一碑あり「道光二十七年五月十八日住持道士隋理先」以下の建る所なり、其文を見るに曰く、

鳳凰山之爲名山、昭々也、雖然山爲名山、而苟住持此山者、非高人異士、吾恐其有名山之名、而終失其名山之實也、道光二十四年春余遊此山、上下廟宇、瞻禮周遍、得見

一老道長問其姓曰隋氏問其道號曰理先問其年歳曰七十餘問其實籍曰山東登州府寧海州人云々山中廟宇皆隋公所重修也山中之林巒皆隋公所保護也山中之曲徑廻溪皆隋公所布置也山中之香火田産文契悉勒諸石皆隋公所深謀遠慮也洵有功於鳳凰山者也云々。

右によれば、道光年間、即ち今より八九十年以前、當山に於て其寺廟、道路、風致等に力を盡せしは、道士隋公其人なりしが如し、而して此効果が何年まで繼續せしやは不明なれども、當時已に道士の手に歸し居たることは明かなり、之を過ぎて高地の寺廟に登らんとするに其門前に一碑あり、曰く。

釋道兩教護法碑。

鳳凰山在鳳凰城之南七里許前戍陡峭險峻異常寔爲東邊重鎭其命名之義得名之時不知自何朝代在唐屬龍原郡宋元時爲遼金爲朝鮮爲女眞契丹均無志乘可考有明曾設衞戍惟輿地載鳳凰城在鳳凰之城子裡也山中原有古刹數處係釋教創建明鼎革時僧人星散廟亦就圮於雍正五年間經信清之七世師祖赫教明由山東雲遊至此發願重修始爲道觀歷經師高

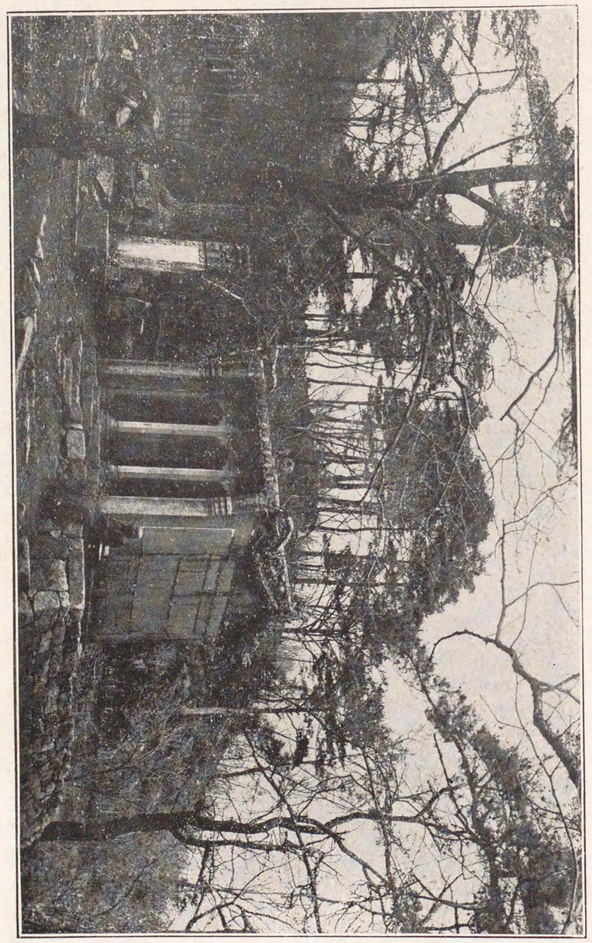

廟石之前官三

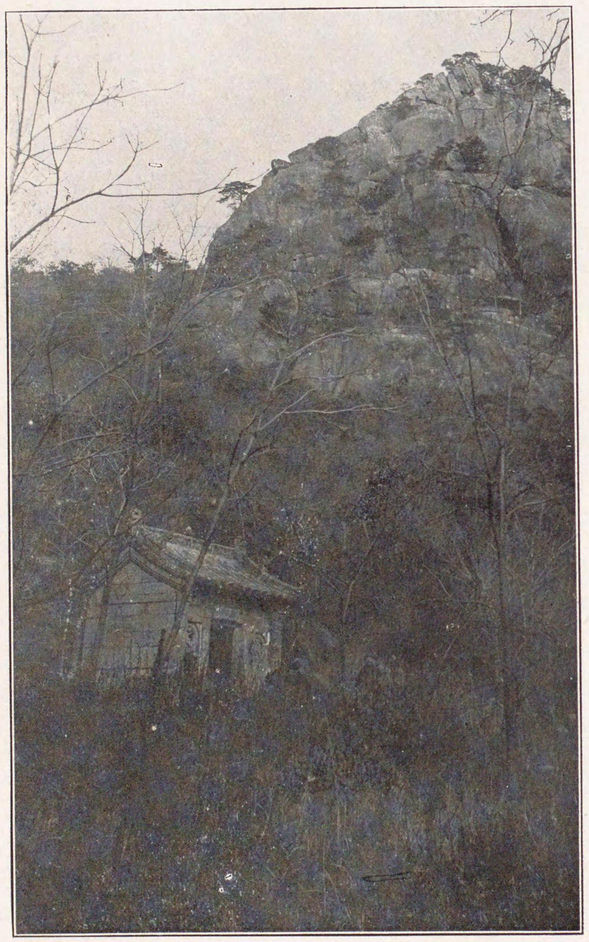

朝陽寺

景之廟大官三

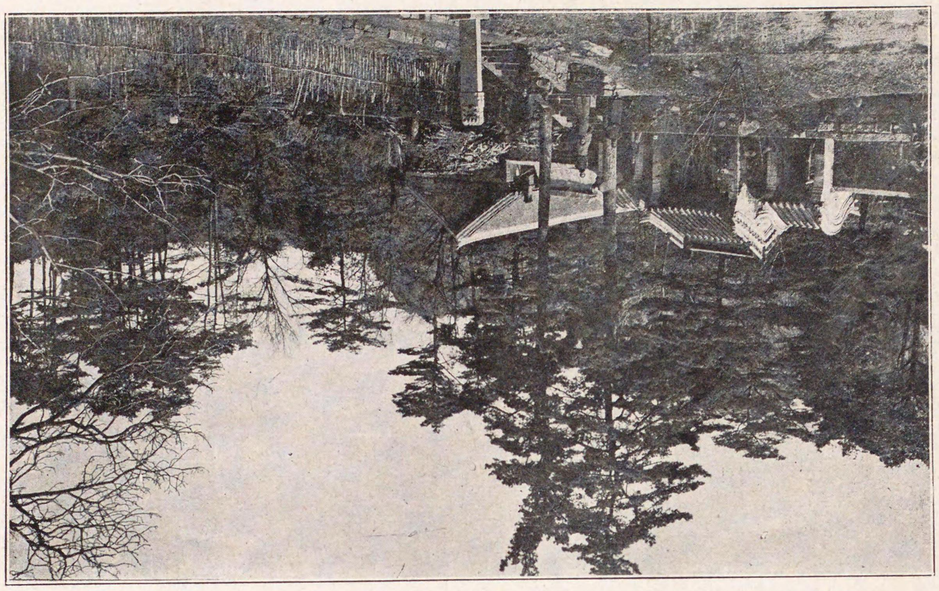

祖尙志德大爲擴充云々。

民國二年十二月二十七日、即癸丑十二月一日立。

とあり、此文によれば鳳凰山の寺廟は舊時僧侶の經營せしものなれ共、明清の戰亂に際して僧侶皆離散し、寺廟甚だ荒廢せしにより、雍正五年道士の徒來りて重修せし事を知るに足れり、碑文一覽の後、石階を登りて寺廟に入る、即ち三官廟にして、其本殿は東面して建つ、之れ地形上の位置に從ひしが爲なり、中に金面彩服持笏の腰掛像を安置す、左右の二神も亦相類するを見る、又三神の外、左に藥王、右に觀音を祭れり、而して其神前に鐵鼎金塗りのものあり、額に「澤被開平」と記す、又殿前に石階あり、階側に、道光廿二年十二月八日の碑あり、階下の左右にも亦四碑あり、其一は同十三年三冬の建立にて、次の龜趺上なる分は明の萬曆十八年孟夏月吉旦の碑にて、文に。

重修鳳凰山古剎大寧寺記

（前畧）道左山其秀麗而高峻者、獨鳳凰山峰嵐聳翠、仰接雲門云々。

とあり、又其右方の碑も明碑と覺しけれども判然せず、之にも「鳳凰山、古剎大寧寺」と記して、本文は明かならず、次の龜趺上の分は「道光七年四月」の建立にて、之には、

建ㇾ三官廟ㇾ其宜也、云々。

と記せり、又外に鐵鐘五個あり、其中の古き分は「康熙六十一年乙巳月午日成ㇾ」と記し、次は、

「乾隆二十二年九月題留、鳳凰城六品通官徐宗順、敬献、鳳凰山、靈源寺警鐘壹口、

又康熙の分には。

鎭守鳳凰城々守尉通議大夫加一級信官吳爾度、爲ㇾ鳳凰山朝陽寺、成造ㇾ明鐘一口。」

とあり、右によれば舊時は、靈源寺、朝陽寺等數寺存在の實例を知るに足れり、餘は光緒年間の作にて、別に現用の鐘は「乾隆三十七年中夏吉日」の銘あり。

以上の如く古碑梵鐘等に徵すれば、當廟は舊時の大寧寺にして、清代に入りて三官廟となりしが、當廟に就ては已に鳳城縣志に其詳細を載せたれば、以下右の原文を擧ぐ可し。

紫陽觀。爲ㇾ鳳凰山主寺、亦名三官廟、先時住持、明清之間、迭經ㇾ兵燹ㇾ日就ㇾ凋零ㇾ雍正間僅有ㇾ老僧一人ㇾ死廟歸ㇾ道教ㇾ乾、隆初、道士李永義、改建ㇾ紫陽觀ㇾ道光十三年重修、訂正殿三楹、東西配房各五楹、山門一楹、廟內奉ㇾ三官、暨藥王、神農氏像ㇾ以ㇾ檀木ㇾ彫刻、精工ㇾ係萬寶堂藥行、葉姓所ㇾ獻、今二百餘年、聖誕香火尙盛。住持道三、又自觀南行、懸崖上、藥王廟三楹、祀ㇾ孫思貌、建修、年月失ㇾ考、道光二十年、皆重修、右爲ㇾ斗母宮一楹、相傳、建ㇾ自ㇾ明代、通志未載、旁一石碣、陽面文盡滅、後列名、悉某門某氏、疑前代婦女、捐助修ㇾ宮者、又觀前有ㇾ石廟一、名ㇾ九聖祠、純石製、乾隆間、道士隋理先建、云々。

右によれば隋理先は長壽の爲め、乾隆より道光までの間、當山各般の事に就て全力を盡せしものゝ如し、而して道觀後、其神として祭りし三官に就ては、邦人の之を知る者少きにより、序でながら左に其說を擧ぐ可し。

三官の名稱は儒者側にあれども、道者は其名を取て別個のものを當てたり、彼の辭源を覩るに。

道家所ㇾ奉之神、天官、地官、水官、李商隱詩ㇾ蓬島煙霞閟苑鐘。三官箋奏附ㇾ金龍ㇾ。

とあり、又同書三元の條を見るに次の如く云へり。

道家ㇾ以ㇾ天、地、水爲ㇾ三元、亦曰ㇾ三官。

「後漢書劉焉傳注引ㇾ典略ㇾ熹平時、漢中張角爲ㇾ五斗米道ㇾ以ㇾ符呪ㇾ療ㇾ病、其請禱之法、書ㇾ病人姓氏ㇾ說ㇾ服罪之意ㇾ作ㇾ三通、其一上ㇾ之天ㇾ著ㇾ山上ㇾ其一埋ㇾ之地ㇾ其一沈ㇾ之水ㇾ謂ㇾ之三

官千書使病者家出五斗米以爲常。

右によれば三官は又三元とも稱し、道家者流が病者を療する手段として、彼の天地人三才の意を取り、之を天地水と變更して、懺悔療法を試み、因て以て五斗米を供せしむる法を案せしに似たり、而して此神仙の解は猶集說詮眞（第三册二三八頁）に載せたれば、其文を次に引く可し。

三官。三元。

「陔餘叢考」曰、天地水三官之說出於道家、以天地水爲三元、能爲人賜福赦罪、皆以帝君尊稱焉、漢靈帝熹平中、有張道陵元子衡、造符書、分有疾者自首、書名氏及服罪之意、作三通、其一上之天、著山上、其一埋之地、其一沈之水、謂之天地水三官、使病者出米五斗、三官之名、實始於此、然張衡但有三官之稱、而尚未謂之三元、其正月七月十月之望爲三元、則自元魏始、蓋其時方尊信道士寇謙之三元之說、即謙之襲取張衡三官之說而配以三首月爲之節候耳、「宋方伎傳」苗守信、精道術書、上言三元日上元天官、中元地官、下元水官、各主錄人之善惡、皆不可以斷極刑、此三元之名之原委也。「重增搜神記」載、陳子椿爲人聰俊美貌、於是龍王三女自結爲室、三女生三子、三子俱是神通廣大、法力無邊、天尊見有神通廣大、顯現無窮、即封爲上元一品天官、賜福大帝、中元二品地官、赦罪大帝、下元三品水官、解厄大帝、天官正月十五日誕生、地官七月十五日誕生、水官十月十五日誕生。

按三官之說、創於方士張衡、以符咒治病、書符三通、名之曰天地水三官之書、分三家出米五斗、而道士寇謙之又附會以三元之說、審是三官之說、係羽流揑以騙米、豈眞有其神哉、況天地水三官三首月望日爲三元、其說毫無所屬、信之者亦弗思耳。

按龍王三女、貪陳子椿貌美、自適之生三子、爲天地水三官、賜福赦罪、解厄三大帝、彼三官由龍女私奔而生、非特不經、又不足齒、好事者襲張衡說、附會作傳、言無根據、而愚民茫然信之、每一七十之期、戒食葷辛、名曰三官素、望其賜福赦罪、解厄、其妄可笑、其愚可憐矣。

三官、三元の由來と、其神仙の妄誕不稽なるとは以上の記事に因りて略ぼ推定するを得可く、尙ほ懺悔療法のことは同書張天師傳にも見へたれども、要するに同一事なるが爲め省略せり、抑も支那の道教は其由來古しと雖も、之が弘通は一に佛法

の迷信說に助長せられ、尋で佛法衰へて其信徒を吸收せし爲め、偉大の勢力を致せし次第なるが、此敎義の盛行と反比例して其國家の衰運に向ふは有識者の深く留意す可き點ならん、但し是等の議論は他日に讓りて、次に朝陽寺觀音堂等の事柄を記載す可し。

三官廟より右に折れて急坂を登ること數丁、其道路の盡くる所に一廟宇あり、即ち千手觀音を安置せる小堂なり、前は南面して斷崖に臨み、谷を隔てゝ諸峰を見ること佳絶なり、堂中に塑像あれども見るに足らず、又何等の古器物なし、堂の右に大岩石あり、茲に「出類拔萃」光緒二年六月と記す、語句佳ならざれども、意味は其通りなり、右と並んで岩上に一小碑あり、明の萬曆二十三年二月の建立にて、文章は不明なり、又觀音堂の西方數間の地に一廟あり、中に金面彩服の腰掛像を安置す、前面に四碑ありて、其中左端の分は嘉慶巳己（十四年）冬陽月と記し、次は乾隆十八年孟夏陽上浣之日、重修藥王廟碑と記し、右端は道光二十年七月仲澣と記して、他は年代不明なり、但し此碑記によれば此廟は藥師堂にて、內部の像は藥王なることを知れり。

然れども朝陽寺の名なきにより、寺は孰れなりやを問ふに此所が即ち其の寺な

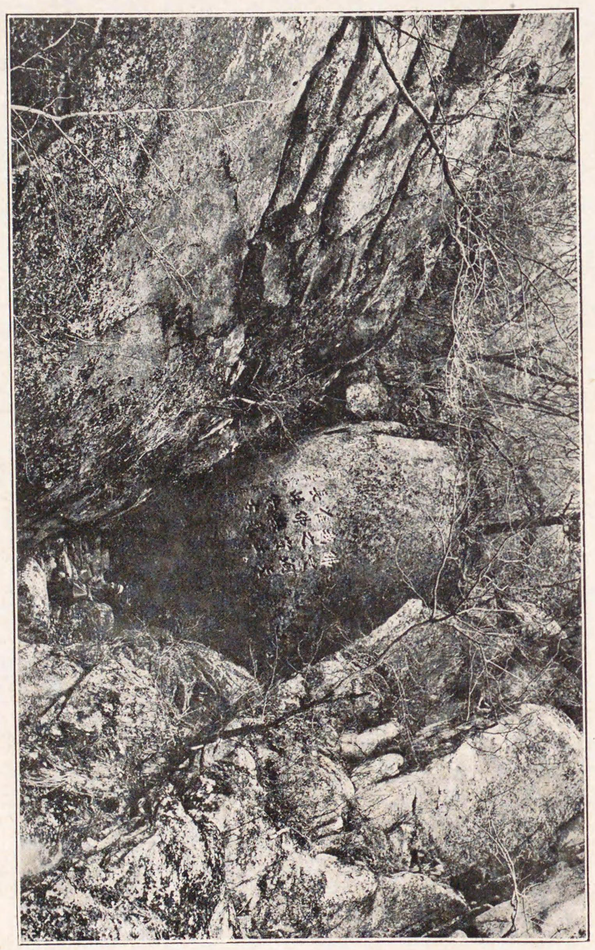

朝陽寺

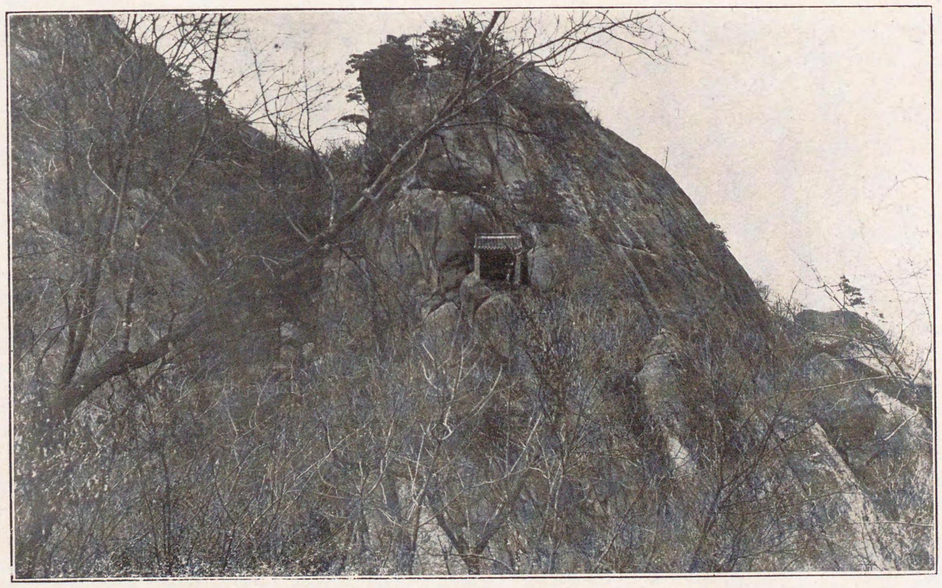

朝陽洞上觀音閣

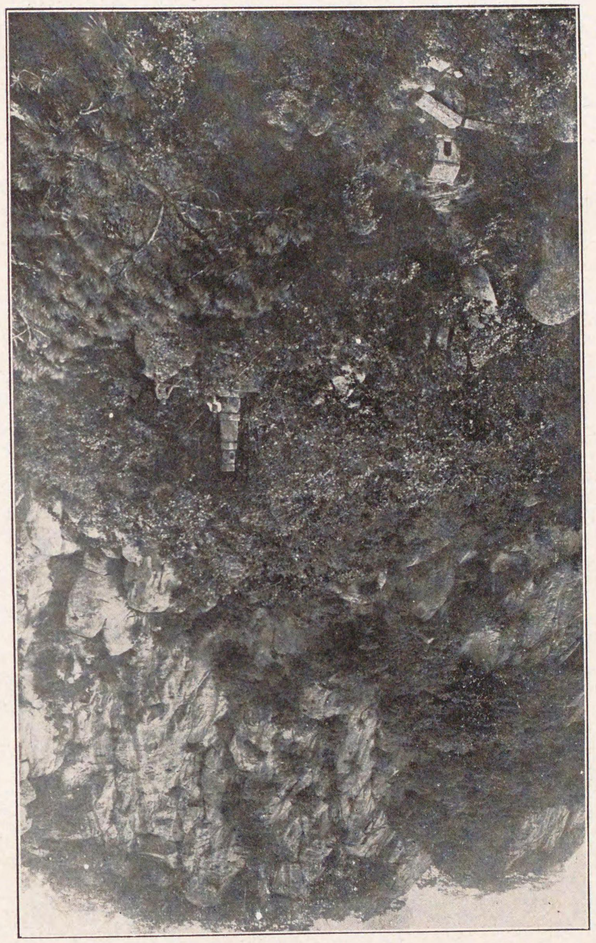

塔烈必忽面前寺陽朝

りと答ふ、次に藥王廟の背後を登り行くに又一廟あり、額に「碧霞宮」と記して前に碑石あり、即ち道光四年四月の建立にて堂は東面せり、予は爰に到りて朝陽寺は即ち碧霞宮にて、前者は通志所載の逍遙寺なる可きことを覺知せり、何となれば朝陽の名は此東面より生せしものに相違なく、又前者は居地の稍や廣きに基く點を認め得たれはなり、猶舊記の建物は右の關係を知るに便なれば左に其原文を列擧す可し。

盛京通志(卷の九十七、祠祀鳳凰城の部三十一枚目)に曰く。

朝陽寺　在二城一(鳳凰城)東南五里、鳳凰山上明神宗十八年建、正殿三楹、配廡六楹。

逍遙寺　在二城一(同上)東南五里、鳳凰山明神宗十八年建、正殿三楹、配廡六楹、大門一楹。

右によれば、逍遙寺は大門ありて、朝陽寺には其ものなし、之れ一方は餘地ありて、他方は嶮峻其個所の存せざるが爲め、特に省略せし譯ならん、而して茲に疑問の生ずるは鳳凰縣志(古蹟の條)に載せたる朝陽寺の記事なるが、右は當地の舊蹟として有益の文なれば先づ其原文を引用す可し。

朝陽寺　在二鳳凰山内一相傳其地初爲二高麗故城一城東原有二廟寺一唐太宗征二高麗一時燬二於

兵燹有僧在行在曾奏請重修今其地雖名爲廟溝並無當年遺蹟惟朝陽寺碑云爲唐時古刹僧所奏請重修者或即此寺原址宏敞縱橫數百步佛殿三層舊階尙存通志謂正殿三楹配房六楹明神宗十八年建寶爲重修淸康熙六十年又重修改建正殿五楹今俱傾頹榛莽荒穢惟鐘架鼎坐碾磨等尙在井一眼已淤有石廟一所額曰淸虛宮不知建於何年雖基址鞏固而神像凋散不足觀矣。

此文は彼の通志の記事を取るにより、一見前者に似たりと雖も、而も「原址宏敞縱橫數百步」と云へるが如きは山上の朝陽寺にも當て嵌らず、殊に「在高麗故城東」と云へる此城は今の高麗門より入りたる山間の盆地にして、前者とは全く相違せり、故に何等か混同あるにあらずやと信ずれども、之を確定する便宜なければ暫く揭げて他日の再探を期せり。

次に前條碧霞宮の本尊は即ち娘々にて、像前に「康熙三十八年三月廿八日」銘の鐵磬托一個及び光緒銘の鐵鼎三個あり、其中の一には二十六年の銘あり、此碧霞宮に向て其右に自然の大岩洞あり、其洞口は餘り大ならざれども岩石は實に美事なる巨大のものなり、洞口に入らんとするに冷風中より生じて爽氣自づから快然たるを覺ゆ、之を入るに梯あり、梯を昇り盡せば復梯あり、此間全く洞窟なり、右を過ぎて岩石の間を登れば坂路の左方に一碑あり、之を讀むに。

大明萬曆十八年歲次庚寅孟冬月吉旦

とあり、文中其由來を知るに足れば左に之を例擧す可し。

修建觀音閣記。

鳳凰城南五里許有禪林名曰大安寺建於弘治之初山上有庵名曰古刹舊雖有草房數間屢遇凶荒其梵宇僧舍蕩然無存至萬曆丁亥（十五年）歲有禪僧馬祖元等雲遊至此羨其山之秀麗地之淸雅遂丐化於衆而殿宇而廡山門樓閣煥然一新逮今庚寅歲厥功始畢山門之右二里許懸崖之上其地平坦可以建觀音閣者諸僧雖有興復之志惟慮大工浩成復有興擧（恐）難酬其志獨馬祖元有先事之見洗心滌慮捧緣乞化鳩工聚磚灰劘細不辭朝夕匪懈修造石梯傳運磚瓦蓋建觀音閣一間刻畫極其工巧鑄像極其尊麗嘗喜之固垂之永久者耿々不磨也不逾年而工完余敢詳其本末以爲之記云。

此文によれば明の弘治の初年に大安寺と曰へる禪林始めて斯の山に建つ、當時

已に山上に庵あり、單に古刹と稱して名稱審かならず、唯だ草房數間のものなりしが、萬曆十五年に及んで禪僧馬祖元等が之を重修せしと云へる譯なり、已に觀音閣の前身が大安寺以前にありとすれば其古きことは畧ぼ推測するに足れり、又此閣のことは古く通志に見へたれば碑文との對照上左に之を掲載す可し。

觀音閣　在二城（鳳凰城）東南五里鳳凰山上一明神宗十八年建、正殿一楹。

此神宗の十八年と云へるは碑文に重修を記し年代にて、其以前は渺たる草茅なりし爲め、右を省畧せしものならんか、又此閣上の大岩石には、

佛之洞天。　我之宇土。

唯佛與レ我。　長此修レ古。

宣統元年談國桓書

とあり、此觀音閣は位置前者よりも高く、且つ洞窟を過ぎて更に其上に出るが故に、快絶の狀言外に在り。

予は右の寺閣を一覽の後、豫て傳聞せし蒙古碑なるものを見んと欲し、案内者に就て聞くに斯るものは更に無しと答ふ、又其寺閣の近傍を探るに全く形迹を留めざれば已むなく下山せしも、旅舍にて聞けば开は「忽必烈塔」ならんが、右の塔は曩の觀音閣より谷に下り、復山上に登りし頂上の近くに在り、何人か知る者の指導なくんば一覽不可能ならんと曰へり、後、鳳山縣志を讀み、又支那側の有識者に聞くに、何等碑文の如きものなしと曰ひ、又其寫眞を見るに元代古塔の樣式を留めざれば餘り有力の者と認めざりしも、古く「忽必烈塔」の名あるは何等かの理由ある可く、或は古碑若くは古塔壞廢して現塔を改築せしにはあらざるや、其邊の事情は判然せざれども、暫く參考の爲め此塔に關する見聞上の記事を左に列擧す可し。

鳳城縣志（古蹟の條）に曰く。

忽必烈塔　在二鳳凰山朝陽寺東岡上一、高丈餘、純石製、其三層、頂有二小旋門一、內鐫二一佛一字、以二蒙古重佛一相傳爲二忽必烈碑一、中層有二徐宗順三字一、徐爲二乾隆時通官一、或謂爲レ徐建、而元碑在二塔下一今已失、然塔下實無二立碑之地一、疑塔爲レ有二元遺蹟一、鄉民誤稱爲レ碑、徐又假以題名耳。

予が鳳凰城にて聞く所によれば、其所在は前の逍遙寺又は朝陽寺と斷せし寺廟の南西上の山巓に近き傾斜地に在りと言へり、又此塔は往年、忽必烈が日本遠征の

際、當地にて勢揃を爲せし紀念の爲め、其事柄を蒙古文にて記せし碑なりと聞けり、然れども斯る談は其地に到れば却てなく、又此塔下は一の自然岩にて塔碑なぞの埋る可き餘地は四邊になしと云へり、前文中に「塔下實無立碑地」と記せしは其聞く所と一致せり、去れども忽必烈塔の名ある點が、何等か基く所ありとすれば、彼の大軍會合は別として日本に對する戰勝祈願の爲め、茲に一塔を建てしにはあらざるか、而も舊塔已に破壞して迹を失ひ、新塔時を隔てゝ建立せられしにはあらざるか、是等は姑く疑問として他日に保留す可し、猶東三省古蹟遺聞（一九八頁）に載する所の說は予の聞く所と異るにより次に揭げて參照に便す可し。

忽必烈塔　鄭馨遠云考諸史乘武功之盛莫愈於元元世祖忽必烈東征朝鮮南侵南越西至歐洲諸國疆域之廣爲各朝冠迄今數百年歐人尙有黃禍之稱其武功可想見矣相傳世祖征朝鮮曾經鳳城之鳳凰山世祖鑒山景清雅林木茂盛因而即物生景即景生情遂在山內朝陽寺前親手建築一塔塔爲圓錐形高可丈餘分三層以石爲之不相連屬至今猶無恙焉。

此文は縣志後の記事なれども、實見を經ざるが爲めか、將た傳說丸呑みにて推考の餘力なかりし爲めか、價値は大に減ずるに似たり、然れども傳說の朝鮮征討と云へる點は寧ろ予等の聞く所に勝れるやの觀あり、

猶鳳凰山の風景探勝は單に此邊に限る可からず、其山嶽は南方高麗門にまで達するにより、此全山を窮めざれば其眞諦を得たりと言ふ可からず、殊に高麗古城の南西に位する邊は彼の南北兩畫の奇峰秀嶺を見るが如く、其壯絕偉觀の狀は筆舌の能く及ぶ所にあらず、故に世の山水を好み、風雅を愛するの士は必ず一遊せんことを勸告して已まざるなり。

又鳳凰山巓には鏡岩と稱するものあり、大岩石に圓形の自然孔を穿ちし狀は宛も鏡に類する所あり、故に此稱を附すと云へり、而して其上に庵あり、名稱は不明なりと稱す、蓋し鏡岩は實在の有樣なるも、草庵の確否は不明なり。

（二一三）三義廟

鳳凰城の南西に石柱子と稱する所あり、予は此地名が彼のメンヒルの類にあらずやと思ひて探査せしが、途上偶ま三義廟を一見せしにより、其現狀を記載す可し。

三義廟は鳳凰城を距ること約五邦里の地點に在り、當地方には珍らしき美觀の建築にて且つ由來も割合に古きが如し、此地は卡巴嶺（カバリン）とて一の山嶺を爲す高所なるが、廟は其坂上に在りて南面す、前に總門を設けて、其前に花崗岩の華表二基を並べ、總門の內には赤、白の二馬を牽く塑像を置けり門を入りて左右には鐘鼓樓あり、其突當りが本殿にして、其間に敷石あり、殿前には石階を設け、東西に二廊を建つ、又石道の左右には古き燈籠の類ありて之を火池と稱せり、次に石階下の右方には大理石の龜趺上に同質の碑石を建つ、同治十三年歲次甲戌清和月穀旦の分あり、石は又同質なり、其外に宣統元年歲次己方には道光十一年歲次辛卯荷月の分あり、其文に曰く。

西戊月、初二戊申日穀旦の碑あり、其文に曰く。

（前略）茲距（ニルコラ）レ城（鳳凰城）三十里、卡巴嶺（カバリン）ノ西舊有（リ）古刹、三義廟者（ナル）、俎豆僭（ニ）山河（ト）、其（ニ）永固、聰明正直者（ノ）爲（レ）神（ト）於（ニ）常、興（ニ）竹帛（ニ）威名能捍（クシ）患禦（クシ）災（ラ）、則並祀（ビルシ）若（シ）不（レ）崇（ラクシ）閎（ラ）其廟宇（ラ）、何（ヲ）以（テ）仰（ヘンノ）答（ニ）夫神庥（ニ）哉（ニ）云々。

又本殿中央の神は金冠服の腰掛像にて、右手に鬚髯を握り、左手を膝に當つ、而して左右の像も亦相似たるものなるが、此三神の左右に又像あり、其左方は釋迦像にて、釋迦の左右に又二人の像あり、次に三神の右方は娘々像を置く、其左右にも侍女あり、俱に持笏五彩の服裝を示せり、此外の左右の壁附に四人宛の武人像あり、主神の前面には光緒二十五年八月の鐵磬托を置き、釋迦像前にも同年月の分を配置せしが、外に同質の小鐘ありて、其銘には。

鳳凰城西南羅吧領、乾隆五十八年三月吉日造

とあり、之によれば卡巴嶺は舊く羅吧領と書せしものか、併し字音に於ては、同一なるにより、孰れにせよ變化なきを知る可く、又此乾隆時代に當廟の存在せしことを知る可し、又內部中央の正面には金地に黑く「威靈默佑」の額を掲げ、又本殿の右方なる神殿には「火德眞君」の神位を置き、左右には左に藥王眞君、右方には虫王眞君の神位を並べり、鐵磬托には「咸豐十一年十月十五日」の銘あり、又本殿の左方の堂內には、中央に、五彩服裝の坐像三體あり、双手には兩極八卦の圓形物を持てり、其何の像なるやを問ふに「三馬老祖」なりと答ふ、此前面には「咸豐十一年」の鐵磬托あり、其右方には呂祖の像を安置す前に光緒七年銘の鐵磬托あり。

當廟の現狀は右の如くなるも、其由來は碑文に「有二古刹一」と記するのみにて、時代判然せず、又遺品上にては、乾隆銘の分を最古と爲せば、其創始は不明なれども、清初時代には恐らく存在せしものなる可し。

又此廟を三義と云ふは無論道教上の神を祭るが爲めならんも、其神名を記せざるにより判然せず、併し參詣者の如きは斯る點に對して全く無着頓なるが如し。

（二一四）正紅旗の關帝廟

鳳凰山石柱子間の村落に正紅旗の地あり、當地方の大村に屬す可きものにて、街道の北方數丁の山下に偏せり、茲に一の關帝廟ありて、由緒の古きを示せり、予は石柱子の歸途、卡巴嶺に出る前、先づ當廟に詣せしが、正面に關廟ありて、中に帝の腰掛像を安置し、其裏に九聖祠を設け、祠中に九名の小塑像を安置せり、偏額には「乾隆歲次壬子」の年號を書して、中央に「列聖英靈」と金字にて橫書す、又鐵磬托ありて、銘に。

盛京所屬鳳凰城西南、正紅旗。
財神龍王、虫王。

乾隆五十八年三月吉日敬造

とあり、又關帝廟の前庭には、嘉慶八年仲夏の碑ありて、中に「樂善寺」と記せり、其文を見るに曰く。

創造之歲、杳無可稽、上溯康熙四十四年之脩葺確有可據、嗣于乾隆五十一年、夫得力等矢志重修、恢三廓前制一云々。

之によれば康熙年代に重修の事あれども、其已前は不明なることを知る可し、而して廟の右に娘々廟あり、中に、

乾隆五十捌年參月吉日

の銘ある鐵磬托を存せり、又廟の左に觀音堂あり、願ふに當村は大孤山方面に往來する一の要衝と同時に又大村なりしことを推するに足れり。

（二一五）石柱子

南滿の地には間々石柱子と稱する箇所有り、例せば海城管內なる析木城の南々西四邦里許りの地點に其名稱あり、又盛京通志（卷の二十五、山川の條二十二枚裏）に

よるに、海城の南七十里に石柱山、又俗に石柱溝と稱する地名あり、之は前條の分とは異るが如し、又新民屯の南西方なる黑山縣內にも同名の地あり、猶探らば多からんが、斯る地名の起源となりし石柱は自然岩の突起か、又自然岩とするも、人爲上殊更立てしものか、否か、此點に就て予に一種の疑問あり、或は歐洲に於ける單立石（メンヒル）の類に非ずやとの豫想を生せしも、其土地が視察上に不便の爲め實査の機會を得ざりしなり、然るに昨年の旅行は朝鮮義州の近傍に立岩と云へる地名あり、又鳳凰城の西々南に石柱子と稱する所あり、就れか豫想の立石ある可しと考へ、最初朝鮮の地に入りて先づ立岩を視察せり、然るに此分は山下の洞窟に近き岩石の壁立する狀を指せしものにて、何等の緣故もなかりしが、石柱子の分は稍や豫期に近き類なりしにより次に之を記載することゝなせり。

鳳凰城の西々南、三義廟を經て西方に行くこと約三邦里許りにして石柱子あり、此街道は山間の平地なるが、其坦々たること宛も朝鮮の慶州、蔚山間に髣髴たり、石柱子は極めて人家乏しき一村落なれ共、路傍の北側に一の關帝廟ありて、其建物は較や大なり、此廟前に一個の立石ありて、其形狀自然岩の如くなれども、此邊に斯る

石柱子の石柱見取略圖　小石廟二個

高さ約一丈、横幅下部約二尺餘、厚さ下部約八寸、單に打擢されたるまゝの石なり。
同上ハスに見たる圖（小廟省畧）

石の立つ可き道理なく、且つ石質花崗岩にて、自然のまゝとしては偏平に失する現狀あり、故に粗雜に切り出せしものが多年風雨に曝されし爲め、右の如き狀を示すに非ずやとも思はるゝなり、柱石の前には小祠二個を安置し、其横には前記平家建ての關廟あり、立石の表面には、「十主子」と刻し、之に朱を施せしが、右を村民に就て聞くに、「石柱子」と同音の爲め斯く記せしものなりと謂へり、又此石の由來に對する口碑を聞くに、唐代

欽天監の職に在りし、袁天岡、李淳風の二人が、建立せしものにて、表面の文字は約百年已前の彫刻なりと曰へり、此傳說の當否は別に論斷する必要なきも、其文字の後世に記入せられしことは事實ならん、石の高さは約一丈、厚さは下部八寸、上部は更に薄し、石側の關廟には鐵鞾托に咸豐十一年十一月造立の銘ある外、此柱石に就ては何等古傳の徵す可きものなくして、予は此地を去りしが、其石は古來掘り倒せし例しなく、隨て其深さを知らずと云へば右を神聖視することは確かなる可く、又柱前の小石祠は顧ふに此石を祭らんが爲め安置せしものなる可し。

以上の如く石柱子の立石は古代偏平に打缺きたるやの觀あれども、去りとて人工の痕迹現然たる狀態なく、又他の類例を知らざる結果、之を歐洲のメンヒルと同視す可きや否やは聊か躊躇する所なれども、他の黑山縣の分も之に類し、最初より自然の起立にあらざる點を推測し得可きが爲め、左に東三省古蹟遺聞（一五〇頁）の記事を引用して參考に供せり。

石柱子　王化民云、黑山縣北五十里、有村曰石柱子、因該村北里許平原中突有天然石柱一根、高約五六尺、周澗尺餘、一人推之則搖動自如、若數人撼之則不動、時人莫明所以、誠奇事也、據鄉老云、當唐將薛禮東征高麗時、曾繫馬於是柱、至今千餘年、石柱依然存在、故其村名曰石柱子。

此石柱子が鳳凰山西の分と共に平地に在るは大に注目す可き點にして、猶類例は朝鮮の南部にも之れ有り、若し各地の分互ひに一致せば古代の遺跡たること殆んど疑ふ可からず。

（二一六）高麗城及び高麗門（舊時の開州。熊山及び鳳凰山城）

鳳凰城南方の次驛を高麗門と曰ふ、此驛の北々西に高麗の古城址と稱するものあり、其名現在に聞へずと雖も、歷史、古蹟等の上には非常に參考と爲る可きものなり、故に、先づ右を記して然る後高麗門の事に及ばん。

遼東志卷の一、古蹟の條七一頁に）開州城とあるは即ち、今日高麗城と稱するものにて、其記事には次の如く云へり。

開州城　遼陽城東二百六十里、即今鳳凰山堡、四面石崖峭壁、東北二門、城隨山鋪砌可容十萬衆、唐太宗駐驛於此。

右によれば古代の開州城は明代鳳凰山堡と稱せしものゝ如し、之と同一の記事は全遼志にも見ゆ、而も此書には最後に「今廢」の二字を加ふ、次に盛京通志（卷の一百）故蹟の條二十二枚裏）に曰く。

開州　即今鳳凰城、（遼史地理志）開州鎮國軍、本濊貊地、屬東京、高麗爲慶州、渤海爲東京龍原府、都督慶、鹽、穆、賀四州事、故縣六、曰龍原、永安、烏山、壁谷、熊山、白楊、皆廢、疊石爲城、周圍二十里、唐薛仁貴征高麗、與其大將溫沙門戰熊山、擒善射者于石城、即此、遼太祖平渤海、徙其民于大部落、城遂廢、聖宗伐新羅、還周覽城基、復加完葺、開泰三年、遷雙、韓二州千餘戶實之、號開封府開遠軍節度、更名鎮國軍、治開遠縣、兼領鹽、穆、賀三州、金廢。（以下全遼志の文を擧ぐ、次に。）

○按後漢書濊貊與高句麗、沃沮、南與辰韓接、東窮大海、西至樂浪、新唐書渤海以濊貊故地爲東京、曰龍原府、亦曰柵城府、領慶、鹽、穆、賀、四州、又云、龍原、東南瀕海、日本道也、其地在今朝鮮東界、考明成化中、朝鮮使還遇掠鳳凰城下、奏乞更開貢道於舊路、因築此城、則今鳳凰城已非遼爲開州、渤海爲龍原之舊矣、古今建置不同、特存其名耳、不必膠柱而論也、又舊志云、鳳凰城、在府東南四百二十里、遼陽百二十里、遼陽至此按文中の里數は疑ふ可し、何となれば遼東志には開州城、即ち鳳凰城を以て東二百六十里と爲し、全遼志には（本社藏寫本）三百六十里と記せり、但し全遼志は筆寫の誤り非常に多く、爲めに「三」は「二」の誤寫ならんと信せしが、通志に舊志を引て三百里と云ふは又相違せり、此異同は兩れか誤りなる可く、然らざれば明清の通路異るが爲めに生せじ結果なるべし。

次は鳳凰城の名稱なるが、此同名のものにして其實は全く異れども、位置の近きが爲め混同すること多きは事實ならん、現に高麗城と、現鳳凰城との如きは確に斯る例證あり、然れども一方を開州城、或は鳳凰山城、高句麗城なぞと云ひ、又現在の分は之を鳳凰縣城と呼べば斯る恐れ皆てなく、又從來の記述も之に因て區別せらるゝ譯なるに、猶且つ記述者が右を混同視居る傾向を示すは遺憾なり。

次に右の古山城は通志に載せたる石城にして、且つ斯る變遷を經しや否やは不明なれども、其十萬の大衆を容るゝと言ふは事實なる可し、尙ほ開州の名は遼代に出づれども、元代に至りて猶右を襲用せる形迹あれば、鳳凰城の名は明代に始るこ

とを知る可し、而して又右が唐代熊山の石城なるや否やは斷言し得ざれども、朝鮮鴨綠江に近き石城、殊に大軍を容る可き山城は當所を除きて他所になし、故に高句麗が滿鮮の地を奄有せし當時に於て、半島の咽喉たる當地の押へとして、西軍の東下を禦ぎし鎭城は必ずや此大石城に相違なし、今予の實見せし現狀を述べて次に高麗門の事に移らん。

高麗門驛の西北方約里許（日本里）の山上に高句麗城址と稱するものあり、其西方兩山の間に河あり、北方より來りて南方に流る、河を隔てゝ岩石山あり、樹木其間に鬱然として景致の妙名狀す可からず、此山下の河に突出する大岩石に磨崖の碑あり、一は横に「大好河山」と記し、辛酉春康果祥題とあり、一は縱に。

山一帶水一派圖畫天然文章大塊磐石僧我常自存。

右銘於民國十年上元日隱士康明良花甲紀周。

と記せり、舊時の釣魚臺は恐らく此邊ならんか、此河の西に小丘の長く展びたるものあり、其丘と河との中間なる平地を西門迹と稱せり、之を過ぎて河を渡り、山麓を繞りて北方に進むこと數十步、茲に大岩石ありて、上に摩崖の碑を刻す、曰く。

攢雲岩　雲崗□□□

此文字は鮮明ならざるが上に、右方の細字は殊に不明の狀なり、然れども縣志を見れば之に就て次の如く記せり。

龔用卿　摩崖。

攢雲巖　山陽城子裏去古城牆里許西山麓突起數丈懸崖上極坦有大人跡一深二尺强長尺有咫居民呼爲高麗腳旁一石峭立刻此三字款雲南龔用卿書後復有石如屏字跡甚多惟明嘉靖十年丁酉四月十日及龔用卿等字可識其人見通志藝文類有題中會寺詩固名流也。

此岩下に又壁立せる岩石あり、表面に。

磊落光明。　民國十年。　康升祥紀

と刻せり、斯る摩崖碑は支那、朝鮮の地に多しと雖も、近代の分は其用語甚だ雅味なく、彼の商家の廣告と同樣、却て風韻を損するやの感あり、此城内は廣袤甚だ廣く、其東南隅の一角低き所に裏門の迹ありて、其左右は山嶽峭立群峰連簇して劍戟を並ぶるが如く、實に天然の嶮城なり、予は途中より引還して西門の東方に當る山上に

登るに初め麓より見たる所は割合に低かりしも登りて見れば案外に高くして且つ嶮絕なり、城壁は馬の背の如き場所の外面に殘存し、登るに隨て其部分多く、舊時は壁の高さ一丈五六尺ありしと云へり、此山は單に南正面入口に連なる箇所なるが其の左右即ち東西の絕嶮は殆んど天を摩するの勢ひあり、而も此連峰の間を縫ふて、城壁皆存在し、巡環して門邊に達する由なれば、築城の困難追想するに足る可く、金城湯地の堅、又察す可し、殊に山岳に樹木繁茂し、清泉又其間を流れて盡きず、故に飲料と薪炭とを缺くことなく而して、勁兵の之を衞るに於ては難攻不落と稱するを得可し、予は山上正面の城壁を見て下山すれば爰に切通しとも云ふ可き箇處ありて、之を東門迹と呼べり、此通路に花崗岩の切石を存す、其多くは土中に埋れども、露出の部分は長さ約三尺、幅二尺二寸あり、孔の大さは横三寸七分、縱五寸深さ二寸五分あり、其孔は恐らく門扉の樞軸を差込みたる迹ならん、蓋し當熊山城の門迹は其正面に二箇所ありて、右兩門の間は即ち一の高丘横はり、其東方の坂地が東門、又西方の河畔が西門なれども、西方には何等の遺品を見ず、而して城壁の殘都は不同なるが大略七八尺以上の箇所は往々にあり、又此城壁は東門の上より見へ始め登るに隨て多きが如く、尋で村民が河東口と稱する驛裏の峻峰に連なれりと謂ふ、獵口碑としては唐軍との戰に敗れて此地を引揚ぐるに際し、朝鮮人某が「攢雲巖」の文字を刻せしなりと云ひ、又高麗門驛の東方約二十丁位の地に一面山と稱する山あり、其山嶽は一面のみを現はして他は正面より認め得ざるが爲め、斯く呼べるなるが、其山の東端に高臺地ありて自然の要害をなすを利用し、唐軍は高句麗の熊山城を攻陷後玆に築城して一時防備の屯兵を置きしなりと曰へり、其說固り信ずるに足らざれども、斯の唐軍築城の地に一土壁の存するは事實なるにより、其事は更に後段に述ぶることゝして、次に縣志に載せたる當石城の記事を示す可し。

開州城　遼置、亦名石城、通志以爲即鳳凰城、址第土壘高起、非石城也、惟鳳凰山有古城、疊石爲之、此山古名熊山、方輿紀要載熊山城、在開州西、是城雖近似、而非州治、遼史地理志云、唐薛仁貴征高麗、與其大將溫沙門、戰於熊山、擒善射者於石城、玩其詞、則石城、熊山、斷非一地、而戰陣所及、亦不甚遠、今邑東石頭城、相距六十里、或即古開州歟、且通志謂開州城東北二門、今查熊山城有南門、與志不合、石頭城雖已頹圮、東門尚可辨識、故疑及之、又按方輿紀要云、遼

東都指揮司東南有故石城蓋高麗故城也唐貞觀二十一年遣牛進達等自來州渡海擊高麗拔其石城云々是此城自唐以前即有之至遼始改州耳。

又同書熊山城の條に曰く。

熊山城　在鳳凰山內四面石崖峭壁城隨山鋪砌積石纍然以西南隅空缺鉅工築壁高若岡陵南門通邊門口北門縣人遊山之路中曠濶可屯十萬衆通志謂唐太宗征高麗駐蹕於此。

此中の前文は語て詳かならず、又其意を按するに、開州の名は遼代に始り、又城廓を置けごも、其舊地は今の鳳凰城にあらず、且つ石城と名くとありて、斯る石城は鳳凰山に在り、故に位置相違せり、而して鳳凰山城は一に熊山の名ありて、方輿紀要に、熊山城は開州の西に在りと記し、其間多少似たる處あれごも、州治にあらずと云ひ、最後邑東の石頭城を以て古の開州の治所ならんかと云ひて、鳳凰山城の何たるやは遂に明言するを避けたり、而して熊山城の記事に通志の說を擧げたるを見れば矢張り斯る類と思ひしものか。

鳳凰山城の時代關係に就ては前條擧くる所の數說あれごも、其地勢の撰定と築造の有樣とより考ふれば、先づ之を高句麗時代に當てざるを得ず、而して右に古文獻に徵するに隋唐二史に見へたる烏骨城なる者尤も前者に近きを以て、以下滿洲歷史地理（第一卷隋唐高句麗遠征の地理、三八三頁以下）に載せたる松井等氏の記事を左に揭載す可し。

烏骨城と烏骨江。

大業八年（六一二年）隋の煬帝、大軍を以て遼東城（今の遼陽）を圍める時、宇文述等別軍を率ゐて烏骨城を經て鴨綠江を渡り、高句麗の國都平壤に進み、途に薩水（今の清川江）に大敗して還り來れること有り。後に唐の太宗、安市城を圍める時に、この城を措きて烏骨城を取り、鴨綠江を超へ、平壤に進む可きを勸めたるものあり、更に後、唐軍鴨綠江口より入りて、泊灼城（今の九連城）を攻めけるに、烏骨城の敵兵來りて、唐軍を襲ひたること有り、以上の事蹟を思ひ合はすれば、烏骨城は鴨綠江の西に近かりし地にて、恐らくは、今の鳳凰城附近なりしならむ、云々。

唐代に、烏骨城の外に、烏骨江と呼ばれたる河あり。賈耽の道里記に、遼東方面の海路を述べて、登州東北海行過大謝島、龜歇島、末島、烏湖島三百里、北渡烏湖海至

馬石山東乏都里鎭二百里、東倚海壖過青泥浦、桃花浦、杏花浦、石人汪、鼉駝灘、烏骨江、八百里、乃南傍海壖過烏牧島、貝江口、椒島、得新羅西北之長口鎭、又過秦王石橋麻田島、古寺島、得物島、千里、至鴨綠江、唐恩浦口、乃東南陸行七百里、至新羅王城、と見ゆ。この海路は今の山東省の北岸なる登州府より、朝鮮の仁川の南に當れる、南陽灣に至る間のことに係るものなり、右の文を按ずるに、登洲より北に向つて、遼東半島の東面を、海岸に沿ふて東に進み、烏骨江に至りて更に南に折れて、海岸に沿ひ、唐恩浦に至るといふを考ふれば、烏骨江はまさしく鴨綠江に比定せらるべき所なり、今、鴨綠江の右岸に鬱河あり、鳳凰城邊を流れ、九連城の傍にて鴨綠江に入り、二河合して海に入る、是の合流の邊に於ては、鴨綠江の本流は割合に幅狹く、鬱河は割合に幅廣し。鴨綠江口の地形は、古今の變遷少々ならずと考へられ、唐の頃、江口は今のよりなほ北に深く灣入し居たるかと思はるれば、その頃、鴨綠江と鬱河とは、合して直に海に入れりと想はれざるに非ず、察するに唐代には、今の鬱河は烏骨江と呼ばれ、鴨綠江口の邊は、一に烏骨江と呼ばれたるなる可し。烏骨城を今の鳳凰城近傍と推定したるは併せて鳳凰城邊を流るゝ今の鬱河を烏骨江と認めむこと、地理の上に於て、甚しき誤謬なかる可きなり。

以上松井氏の考證は隋唐二史に基くものにて若し之を當れりとすれば、鳳凰山城は即ち此烏骨城なることを推定し得可し。

次に一面山下の土城と覺しきものは、高麗門驛編纂の記事に。

土人の口碑に依れば、唐の大宗、將軍薛仁貴をして高句麗を侵略せしめたる時、當驛西北方約一里半（鳳凰山裏山一帶）に在りし熊山城を陷れ、後、當驛東方約二十丁、一面山東端の自然の要害を利用して築城し、邊外の防備として、一時此處に屯したりしが、高句麗平定後は守尉を置き、元朝に至りて廢せられたり。

と云へるものにて、其位置は一面山麓を南方に距ること約四五丁、其裾の展びたる臺地上に在り、土壁の殘物は高さ二間許り、赤土を以て凡てを充たし、單に東西に一線を劃せしまでにて、其門迹と覺しき箇所には少許の石を交へたる痕迹見ゆ、其裾幅約五六間、門は南面して立ちたるが如く、前面は湯河に臨みて遙に青山に對せり、背後は即ち一面山の岩石墻壁を爲し、其西北隅には驛裏の三峰を認む、而し左右前

方は俱に平坦にして獨り此城址のみ臺地上に存せり、猶村民の談に前山は之を杏樹溝と曰ひて、茲にも一の土城ありと稱すれども確否は如何にやと思はる。

抑も此城の口碑は果して歴史上と一致するや否やを知らざれども、大體は甚だ疑はしき點あり、予の所見によれば此地は彼の大石城の城主、或は王族なぞの一派が平素事なき時は居住地に當て、戰時に際してのみ石城内に籠りしにはあらざるか、斯る例は尚ほ他所にもあり、故に暫く此見を持して世説を聞くことゝ爲せり。

（二七）高麗山下の二廟神

高麗門驛は鳳凰山の南端を距ること約一里餘の地に在り、其名は近く高麗山に接續する爲め起りしものゝ如くなれども、古書には曾て由來を記せず、唯だ同驛に編纂せし一小冊子には、此地の口碑に基て次の如く錄せり。

高麗門の起源、沿革に就ては記錄、史書等に據る可きものなきを以て之を詳にするを得ずと雖も、土人の口碑に依れば、唐の太宗、將軍薛仁貴をして高句麗を侵略せしめたる時以下熊山城の攻陷及び東方一面山の築城等を說く、當地は古來大孤山及び九連城方面より北京に通ずる本道の集點なりし干係上、清朝に至り此處に（高麗山下――驛西北方約五丁）大門を設け、清帝近親の者を以て門官に任じ、朝鮮よりの進貢物を查閱し、傍ら總ての輸入品を檢查稅收せしむ、是れ今より凡そ二百餘年前の事にして、此迄の地名は釣魚臺と稱せしも、該門が高麗と干係深き故を以て高麗と名附け、世人は之より地名をも高麗門と呼ぶに至れり、云々。

斯る說は古く聞く所なれども確否は固り不明なり、勿論清初は朝鮮との境界爭ひ、又は人民間の紛紜を避けんが爲め東西に間島の一地帶を設け、彼の鳳凰城以南は空地として存し、万一事ある際は今の高麗門邊にて朝鮮の朝貢物其他の件を受附けしことなしとせざれとも、去りとて前朝の高麗名を以て新地名を呼ぶことは當らず、又前文の割註に今の青峰山即ち、其山下に娘々、關帝、九聖祠等を祀る山岳を指して高麗山と記載せしも、之れ亦頗る疑はしき點あり、何となれば此山は參謀本部の地圖には廟頂山とあり、又予が親しく居民に聞く所によれば青峰山、一名小鳳凰山、又或は邊門後山と呼べども、高麗山の名は曾てなし、斯く圖面にも口碑にも其名なき以上は高麗山の名は取る可からず、又高麗門の名も、恐らく清朝時代の創始

にあらずして他稱を謬り傳へたるものなる可し。

今此地方の情況を考ふるに驛の背後なる後山より始めて鳳凰山の南端に掛けて一個の山城あり、之を開州城、鳳凰山城、熊山城等種々に稱すれども、元來當城は高句麗の築城なると倶に滿洲一帶の例として古蹟舊物は總稱して之を高句麗の遺せしものと云へり、故に右の古城郭も開州以下の名は單に學者側の稱呼にして、住民は總て之を高麗城と稱せり、而して此城の西方に門ありて礎石尙ほ存せり、去れば之を高麗門と稱せしならんが、爾後清朝に至りて茲に關門樣のものを設けしとするも、別に此門名を定めずして舊稱高麗門の地名を以てせし爲め識らず知らずの間に、新門に移り、遂に今日に及びし次第ならん、已に右樣の事情ありしとすれば當所は前朝の遺蹟名と後朝の新建物と密着せし名稱なるを知る可く、從つて前掲の記事とは其間に大なる逕庭あるを察す可し。

次に此地が一の商業區域となり、僅少ながら市街狀態を爲せしことは、前掲驛の記載文の次に。

爾來（清朝の高麗門を設けしより）支那各地の賈人相踵ぎて來り、商期を定めて、朝鮮との貿易を營み、一時東邊に於ける貿易の中心地と爲り、市街は當時の營口にも勝りて殷盛なる時代ありしも、海運の發達と共に、貿易の中心地は營口に移り、且つ光緒八年當地の門官衙門を九連城に移轉せしより、俄に疲弊して人口激減したり。

然れども日清日露の役後、安東、奉天間の交通繁く、中間に於ける重要の宿場となり、且つ鐵道の餘澤を蒙り、物産の集散地として、本街は舊時の面目を復するに至らずと雖も、稍や衰微を挽回するを得て、現今にては、沙河鎭、鳳凰城間に於ける一市賈とは爲れり。

と述べたるが如き結果ならんか、而して當地が營口にも勝れる殷賑を極めし頃出來せしと思はるゝ神社は靑峰山麓に二つ又近傍の村落に一つあり、故に以下其祠廟を列擧す可し。

高麗門驛より靑峰山に向て行く八家の右側に、一廟あり、門は西向なるが、是等は山形の自然に制せられしが爲めなり、門內には第一に娘々廟を置き中央に其像を祭り、右は長髯戴冠の閻王像と稱するものを配せり、神前には宣統二年の鐵磬托を

置き殿前には古松を存せり、枝葉繁茂且つ長く斜めに展びて風韻掬するに足れり、又樹枝に梵鐘(鐵)を懸く、銘に、

乾隆四十二年十月

とあり、又此廟の右隣に關帝廟あり、中に金面彩服の腰掛け像を奉安す、前に鐵香爐あり、銘に。

鳳邊門と記し、又鐵托には九聖神祠　光緒五年九月

と刻せり、又鐵鐘には、

康熙五十七年九月吉日敬造

の浮銘見ゆ。猶九聖祠は關神の左隣に在り、廟中に、九體神の腰掛像を安置す、皆な塑造なり。

以上の神廟に隣りて其北に財神廟あり、神形は戴冠彩服右手に如意を持ちて肩に當てたる腰掛け像なり、又左右の壁附きには侍臣四人宛八人の像あり、其中の一人は手に「招財童子」の札を持てり、殿前には石階ありて、階を下れば鐵の大香爐あり銘に。

咸豐六年清和月

と記し、又碑文には「大清道光十二年菊月」と刻す、石質は大理石にて、龜趺の上に立てり、其文を讀むに曰く。

（前畧）今鳳凰邊門有九聖神祠、英靈顯著、仕官商賈、蒙祐多年、惟財神乃祿利之宗、財源之主、欲酬聖德、感報無因、每歲敬設神會一場、致使梵宮、縹緲尙在虛無、神座依稀界手空有□首□欲另建財神殿一坐。（以下資財を投じて其建設を圖りし事を記載す）

右によれば當地の神として九聖祠尤も古く、次が關廟か娘々廟にて、財神廟は最後の分に似たり、去れば商家軒を並べて貿易の殷賑を致せしは恐らく咸豐前後に在る可し、而も今日は荒廢して又舊形なきが如く中には學校に代用せるものあり、去れども山容、風光兩つながら美にして、其勝區を誇るには充分餘りあるが如し。

又此地の北方に關帝廟あり、其地名を問へば「南邊門口」と呼べり、小村の祠としては立派なるが、帝像以下皆な新調なれば美觀なり、像は戴冠彩服の腰掛け風にて左右には侍臣像あり、神前の鐵托には「光緒三十三年菊月」とあり、又鐵鐘には。

乾隆四十三年三月吉日

と刻し、碑石には「道光丙戌（六年）仲秋月」の年號見ゆ、質は大理石にて、龜趺の上に立てり。

（二一八）湯山城

安東の手前、五驛目の地名を湯山城と曰ふ、此名は驛の村落盡る所に一古城址の存するが爲めなり。此城郭に就ては盛京通志（卷の廿九、城池の條、四十枚）に次の如く記せり。

湯山城。城鳳凰城東南五十里、我（ガ）太祖清朝高皇帝、辛酉征（シテ）明撫（フ）降之（スヲ）。

右によれば當城の廢棄せられしは清祖攻落の結果なるが如し、而して其始めの築城に就ては、滿洲發達史（二八一頁）に左の如く記せり。

鴨綠江の下流なる、今の安東縣附近の、漢人によりて耕されたのは、蓋し嘉・靖・前後に始まるであらう。萬・化・三年後に築造された、邊牆の南端は、鳳凰山附近に止まるが、湯站（タンチヤン）即ち今の湯山城の築かれたことは成化十六年の前後に在るから、鴨綠江下流の沃土の、多數明人に知れ渡つたことは、大約ゝ此時代に在らねばならぬので、湯站創設のことは寧ろ、東邊開拓の氣運を導いたといふ推測も下し得る云々。

明代、朝鮮との分界は無論鴨綠江なれども、其邊牆を鳳凰城邊に限りし譯は、一方女眞族の押へと云ふ許りにはあらず、他方は鮮人との爭ひを避くる趣旨もあらんが、併し鳳凰山の東南方は今日見るが如く、耕作上尤も有望の地域なるにより、茲に其發展策を講ずるが爲め湯山城を築きて一の足溜りと爲し、且つ人民東下の保護に任せしならん、猶此こ

湯山城平面略圖

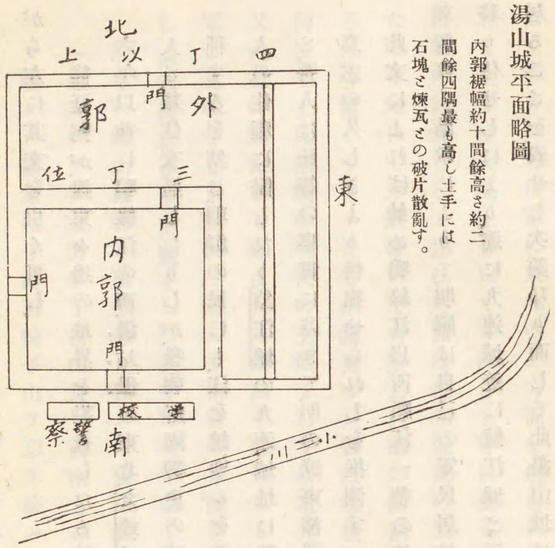

內郭裾幅約十間餘高さ約二間餘四隅最も高し土手には石塊と煉瓦との破片散亂す。

とに就ては滿洲歷史、地理二（卷二、明代遼東の邊牆、五三一頁）にも記述しあれば序でながら左に其文を引く可し。

熊廷弼が、遼東々邊の地界を勘査したる疏の一節に、此事を記して曰く、嘉靖十六年以前に、鴨綠江の西、渾站堡の東北、九連城の南北、順江一帶には、遼東人と朝鮮人と、雜住交通したりしが、後朝鮮國御史の請求によりて、軍民はこゝに在りて住種するを禁じ、朝鮮の民にも、江を越ゆるを許さゞりき、かゝりしかど、後皆な我國人の住種に歸したり、鎭江城の九連城址に建設せられしは、この結果に外ならずと。吾人は此等の事實に基きて、明の遼東都司の鴨綠江沿岸を開拓せんとするの意志の久しきより懷抱せられしを推測すべし、云々。

此文によれば始め鴨綠江以西、順江一帶の地は滿鮮兩民族の雜居を見しも、其後朝鮮側の請求によりて、明國は自己の軍民居住を禁止せしが、久しからずして國人移り住せしにより、遂に九連城迹に鎭江城と云へるを築きて確實に其治下に歸し居ることを表せし次第なり、而して此湯山城は右の鎭江城と鳳凰城との中間に位し、萬一の際は其連鎖を保ち、又一方は女眞族の押へとも爲せしに相違なし。

此湯山の古城址は現今小學校の裏手に在り、形狀は方形なれども、其城郭は二重にて、而も外郭は單に東北の二方面を包むに過ぎず、右の大略は圖に示すが如くにして、土手は大抵土を以てすれども、中に煉瓦と石塊とを交ゆるに依り、土壤は全く內部の詰物として用ひ、外面は最初前記の二者にて築造せしものならん、城は純然たる平城にて、形狀極めて齊整し、內部の區劃も亦正確に築かれしが、唯だ南方の土手は一少敷くウネリたる形跡見ゆ、是等は後世漸次削減せし結果斯くなりしものか、何にせよ此沿線中、明代の土城としては案外大なる築造にて、且つ內外の郭壁あり、又內部の區劃ある點は尤も面白く感せらるゝなり、淸初太祖が渤興するに當り、其軍と交戰せしを見れば、恐らく相當の軍隊を有せしなる可し、予は此驛にて編纂せし、「湯山城驛史」を閱覽せしに、其中に次の如く記載せり。

沿革。湯山城驛ハ唐三城ト稱スル安東縣ノ北方三十三粁、四（二二、七哩）ニ位スル一部落ニアリ、東方ニ丁番山聳ヘ、西南方亦山岳ヲ以テ繞ラシ、且ツ東北方ハ鴨綠川ヲ隔テ、顧家堡子、湯石拉子山ヲ以テ蔽ハレ居レリ、驛ハ明治三十八年十二月輕便軍用鐵道敷設當時ノ開驛ニシテ、從來湯山給水所ト稱シ居リ云々。

右は鐵道敷設の記事なれごも地名、地形の如何を知るに便なれば引用せしなり、

次に又曰く。

東湯地方。地理概要。

東湯ハ湯山城驛ヲ東北ニ距ル三邦里半ニシテ、爨河ノ支流、湯河ノ河岸ニアリ、湯寶城、吳家溝、石家溝ノ三部落ヲ總稱シテ東湯ト稱ス、土人ノ言ヲ聞クニ往年五龍背ノ溫泉ヲ指シテ西湯ト云ヒ、此地ノ溫泉ヲ稱シテ東湯ト名ケシト、誠ニ謂ハレアルガ如シ、溫泉ハ聖泉寺ト名ヅクル庵ノ境内ヨリ湧出ス、其内ニ浴槽一二個所アリ、男女各々專用トナレリ、昔ハ廟湯ト稱シテ僧侶ノ專用物ナリシト云ヒ、現今告示ヲ見シニ、女湯ニ、男子ノ入浴スルアラバ殺害セラルヽモ咎ムル權利ナシト云フ、

是等は寧ろ溫泉志にて彼の五龍背の溫泉と俱に其由來を知るには參考と爲るものなり、而して湯山城の地名は又右に基くが故に列擧せし次第なり。

（二九）石碑嶺の石塚

安奉線湯山城驛の西々南二里許り（日本里）の地點に石碑嶺あり、邦人は其名を知らざれごも、支那人側にては承知せる者あり、予は昨年（大正十四年）の六月五日湯山城の驛長に請ふて一支人の案内者を得、驛前の山間を入りて其地に達し、碑文の存在を問ふに斯る類なしと云へり、然れごも已に地名の存する以上は口碑にてもあらんかと思ひで聞合せしに不明なりし、蓋し此地は山上の鞍部にて、右方は更に高く展びて、茲に低き柏樹繁茂せしが、登りて見れば其間に點々石塚の類あり、總數は算し難きも、大略二三十は之れ有るに似たり、其大さは旅順の白嵐子にあるものより少しく小なるも、一種の石塚たることは確かなり、最初は近代の築造にあらずやと考へしも、其崩れ工合は如何にも古く、且つ村民祭祀の形迹なきが故に、民家に入りて之を聞くに、時代は五百年、或は八百年已前、高麗人の遺せしものなりと云ひ、又單に古代よりありて由來も民族も不明なりと答ふるものあり、要するに此邊の新らしき墳墓に類例なく、且つ山間居民の乏しき地に斯る遺蹟を見るは面白き例と謂ふ可し。

又此山地を下れば奉天より安東に通ずる道路あり、近年之を切り擴げて車馬の

交通に便せし有様なるが、茲に石•砌•と稱する地名あり、就て之を視察するに一の坂路にて何ものもなし、併し地名の由來を問ふに、道路普請以前は坂路に當りて大岩石あり、其下洞窟の狀を爲せし爲め、石砌と呼びしなりと、之によれば自然岩を石砌と稱せしこと明かなり、猶安奉線の山間には他にも石棚の地名を存する箇所數個あり、之を村民に質し、記錄に徵するに凡て自然岩の多少洞形を爲す類を指す有様なれば、此名は蓋平以南に存するドルメンと同一なれども、實際に於ては全く人爲物に非ずして、自然岩を指すが故に、是等は豫め知り置く可き必要あらん、故に爰に附記せし次第なり。

又前記の石塚と同一ならんかと思はるゝものは海城縣内の地名に見へたり、即ち同縣内分水嶺驛の東方約三十支里の地點に石堆子と稱する箇所あり、是等も山間の村名なるが、或は石塚形の遺蹟存する爲め、其名稱を附せしにはあらざるか、記して篤志家の探査を竢つ。

（三〇）九連城

九連城の名は開原方面にもあり、然ればも玆には朝鮮の義州と相對せる鴨綠江岸の分を說んと欲するなり。

蓋し當城の記事は彼の盛京通志（卷の二十九、城池の條、四十枚裏）に見ゆ、曰く。

九連城。城（鳳凰城を指す）東、近朝鮮界、（金史）斡魯于海蘭甸之地、築九城與高麗對出、戰入守（明一統志）在三萬衙東北九十里、連屬有九、考今鳳凰城邊外有九連城遺址、即是、舊志以爲在吉林界誤。

右によれば九連城は金代の築造にて高麗に對する攻守の要衝なりしが如し、去れども此地の沿革は猶古きが如く、滿洲歷史地理（卷の一、漢代の滿洲一二五頁）を見れば、左の如き記事あり。

西安平縣。今の安東縣、九連城。

今の九連城附近に在り、漢書（卷二十八）地理志、遼東郡の下に曰く。

西安平。莽曰北安平。

と賈耽の道里記（一）によれば、安東都護府（遼陽）より、南鴨綠江の北なる泊灼城に至る七百里、故安平縣なり」とあり、此泊灼城は、大方今の九連城にて、安平縣とは

西安平の西字を省略せしものなるべし、云々（以下三國志に見へたる吳の孫權の使者が、高句麗王宮の都城に赴く際、安平口に到るとの文を引き、此安平口は鴨綠江下口即ち海に入る處なれば、賈耽が指す所の安平と同一なる由を云ひ、又唐書（卷二百二十）高麗傳に安平を安市と記せしは字形の誤謬に出る旨を說明せり）

此文によれば九連城は漢代より三國時代に掛けての安平口にて、唐代斯に築きし城を泊灼城と呼びたることを知るに足れり、蓋し當城は滿鮮兩地の境界なれば、古來二國の消長には大關係あり、況して漢時朝鮮の地に樂浪郡を置きし頃は一度其地を奪はるれば忽ち支那本土との連絡を失ひ、延て朝鮮の領土を保つこと能はざる次第なれば尤も大事の箇所たるを知るに足る可く、其爲め古今となく、其城郭を築きて守備を嚴にせし譯ならんが、而も通志に其遺址のみを記して城の重修を曰はざるを見れば靖時は之を放棄せしものならんか、予は初めより其城の存せざることを知れども、遺址の狀態如何を探らんが爲め彼地を視察せしに依り、以下右の概略を記載す可し。

昨年（大正十四年）五月三十一日予は安東驛より馬車を驅つて九連城に赴きしに、

馬夫は義州と相對せる一の山下に着して爰なりと曰へり、山上に登りて見るに、其出鼻の頂きに日露戰役の紀念碑を建設しあり、就て之を讀むに、黑木大將の帥する所にして、明治三十七年四月下旬、我が第一軍は此地に進み、翌五月一日の戰ひに敵軍を擊退し、露軍は遠く鳳凰城方面に潰走せしが、實に三十七八年戰役中、其第一回の戰鬪なりと記せり、予は此碑文を讀み老ける際四邊幽寂唯だ閑古鳥の淋しく鳴くを聞きて坐ろに古戰場の昔を偲ぶ心地せり、碑文一讀の後山を下りて村民に山名を尋ぬるに、外國山なりと答ふ、其名稱の異なる理由を質すに、外國人の立てし碑ありて支那領にあらざるが爲めなりと云へり、予は笑て此地を去り、舊道の村落に入りて古城子を問ふに、尙ほ村外れより安東に行く路傍の近くに在りと曰へり、因て指定地に至るに、村の南々西なる打開けたる臺地上に其遺蹟と覺しきもの往々にあり、行くこと數丁の地に土城址あり、入りて見るに、東西二門を存する小城にて四方に土手あり、又其の外にも、別に土手らしき類あり、村民に就て城の大さを問ふに方形にて周圍一里半四方ありと曰ふ、高さは二間餘にて、橫は濶幅約十間位ありと云へり、門迹及び四隅の邊は斯る土城は九個並び存して、其大さは皆な同一なりと云へり、

九連城遺址

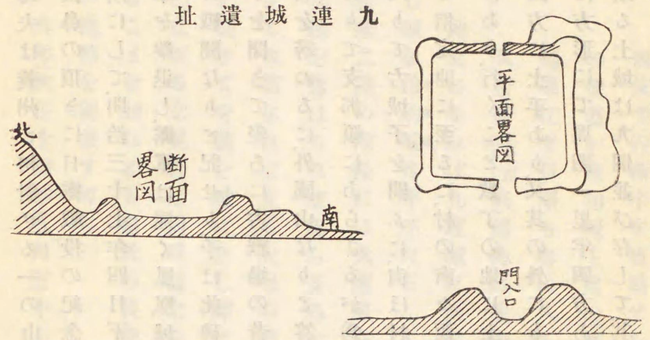

凡て一段高く、又城内は南西寄りの土地漸次に高く、北東は低下すれども、北方の城壁外は高く丘を成せり、又斯る土城が、九個連續することは已に通志上にも見へたれば、古く其實在せしことは確かならん、而も今日は其存否甚だ不明なり、又其南方は河畔迄の間平地多くして、無論築城に適すれども、現存土城の地は高臺なれば、他を低所に築きしや否やは不明なり、併し遼代には此河中の洲に來遠城を築きし例もあれば、九連城の如き狹隘の土地内に九個の城郭を築くに際し、斯る好適の場所を捨てしとも思はれざるにより、右を用ひしやも圖られざるなり。

尚ほ序でなれば前揭九連城の舊泊汋城説に對し、其泊汋と博索府とは又同一なる由盛京通志（卷

の、一百古蹟の條二三枚に見へたれば左に其文を揭記す可し。

博索府。係在鳳凰城東（金史地理志）博索府路國初置統軍司、天德二年置總督府。貞元々年、與海蘭路總管並爲尹、兼本路兵馬都總管、此路皆明安戶、（元史地理志）元初以博索府廣寧府等作四路、至元十七年、以博索府屬遼陽行省、後廢博索府爲巡檢司、（唐賈耽道里紀）登州東北海、行入鴨綠江口、舟行百餘里、又小航沂流三十里、至泊汋口、得渤海之境、渡遼水五百里、至安東都護府、府故襄平城也、東南至平壤城八百里、西南至建安城三百里、故平郭縣也、南至鴨綠江北泊汋城七百里、故安平縣也、（明一統志）博索府、在遼東都司東四百七十里、金置總管府、元省。

○按此爲自營州陸行之路、安平係西安平、泊汋口泊汋城、當即博索二字之轉音也、唐貞觀二十二年、薛萬徹伐高麗、圍泊汋城、而還、即此、據賈耽所紀、城在鴨綠江北、西南去鴨綠江入海處、僅百三十餘里、元時所以割高麗之義州來屬也、漢志稱馬訾水由西安平入海、馬訾即鴨綠江、元一統志亦稱鴨綠江由博索府東南入海、則博索之本于泊汋明矣。

○又按自遼陽城守東南至鳳凰城、守界一百九十里、鳳凰城東南至義州界一百二

十里、爲二朝鮮ノ界一、凡三百十里、明志稱二鳳凰城一、在二遼東都司ノ東南三百五十里一、博索府應レ在二鳳凰城東一百餘里一、

○博索、原作二婆速一、今譯改。

此文は少數込み入りたる所あれども、要は泊汚が博索にして、右が今の九連城に當ると云ふ點に在りて、我邦の史家も亦之に從ふが如し。

次に遼代の頃は此鴨綠江を超へて朝鮮義州方面の地域が或は取られ、或は返されしことあり、其次第は別として遼が此河を界として滿洲以西に限りし時は河中の洲上に城郭を築き、其地方を來遠州と名け、又其城を來遠城と稱せし由は已に前條に見へたれば左に其文を擧ぐることゝ爲せり。

來遠州、在二鳳凰城及岫巖ノ東南界一（遼史地理志）來遠城本熟女眞ノ地、統和中伐二高麗一以二燕軍ノ驍猛一置二兩指揮一建レ城防戍、兵事屬二東京統軍司一（金史地理志）來遠州舊來遠城、本遼熟女眞ノ地、大定二十二年升爲レ軍、後爲レ州（元一統志）來遠城本熟女眞ノ地、遼伐二高麗一、於レ此建レ城、先是高麗軍敗、値二冬雪彌一レ旬不レ止、人馬多斃、軍會二鴨綠江一、餘軍漂溺、遼主隆緒次二來遠ノ界一、有二防邊猛軍數十人一、遇而刼レ之、逮レ聞レ所二從來一、開レ襟示レ之、金製ノ環甲、衆軍驚散、遼主至二遼城一、收下不レ在二營中一者上誅レ之、金升二來遠一軍一。

此來遠城の所在地は洲中の黙定島ならんかとの說滿洲歷史地理（二卷八頁）に見へたり。

滿洲舊蹟志（下編終）

幕府新遷周叙

萬山環合趨ニ遼左一。
禮樂宮墻紘頌ノ裏ニ。
權ヘ專ナリ節鉞三千里。
振武崇文原有レ自リルトコロ。

一水縈紆遶ニ鎭東一。
甲兵樽俎笑談ノ中。
身ハ愧ブ麒麟第一ノ功。
百年ノ恢復仰ニ皇風一。

南滿洲鐵道沿革古蹟分布略圖

洮南
安廣
州肇
府公克薩札
江
花
松
哈爾賓
家五
子城雙
喀勒勒阿
蔡家溝
子城頭石
站家五
歐都伯
昭賴陶
鍋燒老
府公斯羅爾郭南
門窰
秀水甸子
新立屯
屯河山
通開
安農
卜海
泉隆伏
米沙子
飲馬河
下九台
當城子
土門岩
趙家店
皮廠
孤店子
九站
烏拉街
長春
卡倫街
長春
石碑嶺
德惠
屯家孟
屯大
屯家范
屯家陶
子房劉
公主嶺
石人頭
大榆樹
蔡家
郭家店
化奉
三
通伊
雙陽河
溫闕營王府
屯家鄭
三江
吉林
小白山
奉
林
吉
滿

南滿洲鐵道沿線
古蹟分布略圖

長春
春長
石碑嶺
孟家屯
大屯
范家屯
陶家屯
劉房子
公主嶺
石人頭
大樹林
蔡家
郭家店
化奉
三面城
十家堡
四平街
嘯牛城
王勾檜
雙廟子
頭泉
井滿
昌圖
河仲馬
金滿子
開原
中面
平頂堡
鐵嶺
得勝台
石山亂
新台子
新城子
虎石台
帽峰山
鐵路
文官屯
東陵
天壇
觀音閣
擁順
李石寨
深井子
孤家子
擁安
相陳屯
戶千屯
橋石子
連環寨
臥龍村
台心屯
本溪湖
金福
頭橋
坎南
塘馬下
石
煤炭台
台子張
遼陽
首山
立山
山鞍
江官屯
高城子
遼州城
太子河
渾河
河沙
煙台
清河城
威寧營城
廠城
大乾道
掏鹿
山盤磨
街官
仁懷
溝牛大
鴨
奉天省
吉林省
滿洲
天遼東
渾河
雙陽河
大肚川
鎮陽朝
姥龍海
鎮河柳
營盤
興京
化通
伊通
九站
孤店子
小白山
吉林
白音太來
溫圖魯王府
電家鄭
三江口
八面城
博王府
賓圖王府
平康
泡馬城
圖昌
法庫門
通江口
三面船
新民
塔灣
北陵
彰武

古
洲
天
東
遼
河
滿
省
天
渾
河
遼
河
太
子
河
大
凌
河
大
肚
川
雙
陽
河
清
河
城
大
凌
河
大
凌
河
大
凌
河

朝

鮮

遺跡標識

- 貝塚及ビ包含層
- 烽火臺
- 石塚
- 陶窯
- 石硼
- 祠廟
- 石柱子
- 高塔
- 古墳
- 佛寺
- 碑石及摩崖碑
- 城塞
- 關門
- 祭壇
- 泉
- 幣

附言　古蹟中邊牆及び住居地の如きは標識中より除けり、又寺廟の如き數多きものは其中の一二を示して他は略せり、之れ其繁雜を厭ふが爲めなり。

附言　古蹟中邊牆及び住居地の如きは標識中より除けり、又寺廟の如き數多きものは其中の一二を示して他は略せり、之れ其繁雜を厭ふが爲めなり。

鮮

遼東灣

遼山連綿

錦州　北河　口營　牛莊城　海城　台南　廟帝關　鞍山　千山　湯岡子　千山　石柱子　他山　分水嶺　龍山　大石橋　迷山鎖　太平山　高麗城　青石關　平蓋　岫沙　大石硼　望兒山　屯家聲　熊岳城　九寨　許屯家　大石硼　青龍山　蟯州　福盛屯　碧流河　莊河　州復　萬家嶺　樹松　寺利得　王家　瓦房店　五髻山　唐家房　事子山　紅水城　高子鏡　三島子　家田　河石　普蘭店　大石硼　望兒山　林家屯　城高嶺　望海　三十里堡　二十里台　石城子　金州　大房身　大和尚山　南關嶺　夏家河子　後海島　營城子　于家山　大孤山　周水子　濟町　柳樹屯　大連　龍頭　城山山　小孤山　淨水寺　傅家庄　旅順　老鐵山　郭家屯　白嵐子　大孤山島　灣　灣城　羊牧　郭家屯　湯洋島

石家灣　下馬塘　關山連　集馬寨　口河掌　祁家堡　堡遼通　河家劉　莊木秋　雪裡站　山冠鷄　石頭城　四台子　鳳凰城　石柱子　高麗城　石碑嶺　城山湯　五龍背　塘嶺蛤　東安　九連城　沙河鎮　州義　州義新　甸寬　子門邊　城昌　江

山孤大

大正十五年十二月一日印刷
大正十五年十二月五日發行

南滿洲鐵道株式會社庶務部調查課
編輯兼發行人　佐田弘治郎
大連市近江町九十一番地
印刷人　山田浩通
大連市近江町九十一番地
印刷所　東亞印刷株式會社大連支店

發行所　南滿洲鐵道株式會社

昭和十五年十二月廿五日印刷
昭和十五年十二月廿五日發行
非賣品

編輯兼發行人　井田源治
東京市芝區江戸水十一番地

印刷人　田中榮藏
大阪市西區江戸水十一番地

印刷所　東京印刷株式會社
大阪市西區江戸水十一番地

南滿洲鐵道株式會社

14-50-19